

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 開 会

# 第 4 回 定 例 会 会 議 録

美 波 町 議 会

見 出 表	頁
12月 7日（木）	
■議長開会の挨拶	6
■町長提案理由の説明	8
■議案審議	27
テレビ中継特別委員会	
12月 8日（金）・12月 9日（土）	
12月10日（日）	
休 会	
12月11日（月）	
総務産業建設常任委員会	
12月12日（火）	
■一般質問	
6番議員	34
・高校生の通学費助成について	
11番議員	35
・美波ふるさと創造戦略について	
3番議員	42
・旧日和佐病院解体・整備状況及び旧由岐病院解体・跡地の利用計画について	
・山林環境整備対策について	

見 出 表	頁
10 番議員	50
・ 老朽倒壊危険家屋対策について	
・ 地域づくり団体の連絡会の開催について	
8 番議員	56
・ 児童虐待について	
・ AI、IoT等の次世代技術を取り入れることについて	
7 番議員	66
・ 由岐地域高台開発構想	
・ 美波病院の経営改善対策	
・ 県南部DMOの推進	
4 番議員	73
・ 美波町情報公開条例の運用について	
・ 避難訓練及び各種訓練について	
1 番議員	86
・ 日和佐小野線恵比須浜字田井バイパスに、水道・電気・電話・光ケーブル等のインフラ整備計画はあるか	
9 番議員	88
・ 道の駅南西山林での「高台開発構想」について	
・ 町・県民税の還付及び徴収漏れについて	

見 出 表	頁
1 2 番議員	9 9
・平成30年度の国保税について	
・町有財産の処分について	
1 2 月 1 3 日（水）	
■ 議案審議	1 0 8
■ 町提案理由の説明	1 4 3
■ 議案審議	1 4 5
■ 請願について	1 4 9
■ 意見書について	1 7 3
■ 閉会	1 8 8

平成29年 12月 定例会議

## 平成29年12月美波町議会定例会會議録（第1号）

招集年月日 平成29年12月7日（木）

招集場所 美波町役場本庁舎3階議場

出席議員 12名

1番	舛田 邦人	2番	岩瀬 公	3番	江本 昇
4番	北山 朝彦	5番	川尻 竹藏	6番	松本 晋児
7番	永本善次郎	8番	寺下 博子	9番	戎野 博
10番	向山 篤宏	11番	丸龍 孝敏	12番	中川 尚毅

欠席議員 0名

會議録署名議員

12番 中川 尚毅 1番 舛田 邦人

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災課長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

1. 会議事件は次のとおりである。

【報告】 1件

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について

【専決議案】 1件

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて

【規約変更議案】 1件

議案第67号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

【条例議案】 3件

議案第68号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第22号）

議案第69号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第23号）

議案第70号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第24号）

【補正予算議案】 6件

議案第71号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第4号）

議案第72号 平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第73号 平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第74号 平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第75号 平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）

【人事議案】 1件

議案第77号 美波町監査委員の選任について

【追加議案】 1件

議案第78号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長提案理由説明

日程第4 議案第68号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について（条例第22号）

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

平成29年12月7日（木）

（時に 9時00分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成29年美波町議会第4回定例会を開会致します。

（時に 9時00分）

議 長 会議に先立ちまして会議録の件で報告させていただきます。平成29年第3回定例会の会議録に誤りがありましたので、お手元にお配りしております正誤表のとおり訂正させていただきました。配布済みのものについては正誤表を配布致します。

続いて諸般の報告を行います。9月26日四国四県町村長議長大会が高知市で開催され、議長が参加しました。9月28日・29日地方創生研修及び広報研修会が東京都で行われ、議員5名が参加しました。10月12日四国地区町村議会議長会研修が松山市において実施され、議員5名が参加しました。10月13日総務産業建設常任委員会を開催しました。10月16日8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会が高知県安芸市で開催され、議長が参加しました。また、10月25日四国地方整備局へ要望活動に参加しました。10月27日環整連全国大会が徳島市で行われ、議長・総務産業建設常任委員長が参加しました。10月30日海部郡・安芸郡議長連合会が徳島県知事及び県議会議長に阿南・安芸自動車の早期完成、一般国道55号493号の整備促進の要望活動及び要望書を提出しました。11月18日未知フォーラムが海陽町で開催され、議員8名が参加しました。11月19日から22日地方自治法施行70周年記念式典、第61回町村議会議長全国大会が東京で行われ、議長が参加しました。11月27日8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟が国土交通省・衆議院議員会館へ要望活動のため、議長が参加しました。11月27日・12月4日議会広報特別委員会を開催しました。12月1日医療特別委員

会・議会運営委員会を開催されました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名を議題と致します。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において指名致します。12番中川議員・1番舩田議員、兩名を指名致します。

日程第2 会期決定の件を議題と致します。

会期につきましては、去る12月1日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告お願い致します。

寺下委員長

8 番 議 員

議会運営委員長報告を行います。去る12月1日、議会運営委員会を開催致しました。委員6名全員出席の下、理事者側からは影治町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成29年美波町議会第4回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして慎重に審議致しました。結果、会期は本日12月7日より12月13日までの7日間とすることに決定を致しました。

今回の議会運営委員会までに提出されている陳情書等は、「電気設備工事・管設備設備工事の分離発注推進に関する陳情書」、「第28回なくせじん肺全国キャラバン運動に関する要請書」で、内容等をコピーし、委員又は委員外議員に配布致しました。なお一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長

お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月13日までの7日間とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」呼ぶ者あり）

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から12月13日までの7日間と決定致しました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由の理由説明を議題と致します。



本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり、報告議案1件、専決議案1件、規約変更議案1件、条例議案3件、補正予算議案6件、人事議案1件、計13件であります。これを一括して議題と致します。影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町長 おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなってきました本日、美波町議会第4回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、報告1件、専決議案1件、規約変更議案1件、条例議案3件、平成29年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案6件、人事議案1件の計13件を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第3回定例会以降の町政の動き、また、各課における事務事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、去る11月20日、東京国際フォーラムにおいて、天皇皇后両陛下ご臨席の下、地方自治法施行70周年記念式典があり、美波町が自らの創意工夫により、優れた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した市町村として地方自治功労表彰を受賞致しました。なお、伝達式は、12月26日に徳島県庁で行われます。また、翌11月21日には、総務省主催の全国市町村長サミット2017 in 熊本が熊本市で開催され、総務省からの依頼により美波町のサテライトオフィスの取り組みについての事例発表を私が行ってまいりました。今後とも、美波町が他の自治体のモデルになれるよう、地域の元気創造に向け取り組んでまいりますので、ご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

次に、総務企画課関係でございますが、地方創生関係では、徳島県水産研究課「本館」3階に、県と美波町との協働により、地域・SO企業・大学・行政等が連携・交流する「コワーキングスペース」を設置する工事につきましては、11月22日入札を実施した結果、471万9,600円で有限会社「西前工務店」が落札し、工事に取り掛かっています。工期は本年11月23日から平成30年1月30日までとなっております。

姉妹都市交流事業では、10月6日から9日にかけてオーストラリアケアンズ市から豪日協会のジェフ会長ご夫妻が来町されました。10月に来町されるのは初めてであり、日和佐八幡神社及び赤松神社の秋祭り等を見学して頂きました。ケアンズ市とは再来年50周年を迎えることから、今後記念事業についても検討することと致しております。

徳島県版地方創生特区事業では、徳島文理大学との連携事業として実施している人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクトでは、10月9日に復活した「赤松座」による三番叟が演じられました。また、徳島文理大学の学生さん達による三番叟の奉納や音楽学部の創作によるエレクトーン演奏などが行われ、昨年にも増して賑やかなお祭りとなりました。前日の、奉納吹き筒花火にも人形遣いの勘緑さんなどによる人形浄瑠璃、篠笛、和太鼓によるパフォーマンスが演じられ観客を魅了していました。この取り組みは、今後も継続して行うこととなりますが、地元の方々のご理解、ご協力、また徳島文理大学のご協力も頂き、相互の連携を深め取り組んで参りたいと考えております。

地域公共交通関係では、住民の生活交通の利便を図り、地域の実情に即した輸送体系の実現を図るため設置しております地域公共交通会議を9月25日に開催致しております。会議では、高齢者のためのタクシー利用料金助成事業の区域拡充や利用料金の見直しについて協議を行っており、次回会議でその方針を決定することと致しております。高齢者が増える中で、生活交通の確保に取り組んで参りたいと考えております。

衆議院議員総選挙関係では、9月28日の衆議院解散に伴い、第48回衆議院議員総選挙が10月10日に公示され、10月22日に執行されましたが、台風21号の影響もあり、投票率は56.59%となり、前回より7.51%低くなっております。

次に、税務課関係でございますが、9月議会において報告を致しておりました町県民税変更課税に伴う事務処理について、その後の状況をご報告致します。9月5日から担当課の職員が、還付手続き及び追加徴収の対象となられた町内在住の納税者のご自宅を戸別訪問し、事情説明とお詫びを申し上げ、町外在住の方にはお詫びと説明に伺わせて頂きたい旨の文書を送付させて頂きました。11月末現在で、還付対象者106名中、103名の方への還付処理と支払事務も完了し、残る3名について

も、還付処理を終え、12月11日の支払をもって還付に関しては完了致します。また、追加徴収対象者13名中、11名の方については、一括又は分割納付の承諾を頂いております。残る2名は町外在住の方で、まだ回答を得られていない状況であります。このため、引き続き丁寧に説明をし、ご理解が得られるよう、努力して参ります。

また、美波町職員分限懲戒委員会規程に基づき、去る11月8日に分限懲戒委員会が開催され、11月10日に委員長から審査結果の報告を受けたところでございます。この報告に基づき、11月17日に当時の担当者を文書訓告、当時の管理監督者を口頭による嚴重注意と致したところでございます。今後、このような事案が発生しないよう再発防止策を講じ、しっかり取り組んでまいります。

次に、住民生活課関係では、木岐苦越地区の「墓地等経営許可申請」については、9月13日に開催した全員協議会で報告させて頂いたとおり、9月7日付けで不許可処分とし、申請者に通知致しております。

次に、福祉課関係では、9月12日に予定していた「美波町敬老の日記念式典」ですが、大雨警報発令のため延期させて頂き、改めて9月19日に開催し、議員各位にもご臨席賜ったところでございます。式典では、ご長寿の節目を迎えられました100歳以上の高齢者12名、白寿7名、米寿70名、喜寿110名の皆様にご案内を差し上げ、当日ご出席を頂きました皆様とともに、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。また、9月14日には私と担当職員が101歳以上の高齢者を訪問し、長寿のお祝いを申し上げるとともに、お祝い状並びにお祝い金を贈らせて頂きました。

「美波町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」並びに「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定につきましては、それぞれ11月15日に第1回目の計画策定委員会を開催し、ニーズ調査の集計結果や現在の課題をはじめ、これからの事業施策等について協議を行いました。今後は、より良い計画が策定できるよう協議を重ねて参ります。

介護保険事業につきましては、地域支援事業における社会保障充実分と致しまして、10月より新たに3つの事業を実施致しております。1つ目の認知症総合支援事業につきましては、主に認知症初期集中支援推進事業であり、在宅において認知症の疑いのある方、認知症の方及びその家族に対し、地域包括支

援センターをはじめ多職種が連携し、早期診断・早期対応に向けた支援を行うものであります。2つ目の在宅医療・介護連携推進事業につきましては、加齢に伴い医療と介護の両方を必要とすることが多くなる高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、町が主体となり地域の関係機関等の連携体制を構築し、在宅生活の支援に努めて参ります。3つ目の生活支援体制整備事業につきましては、高齢者の生活に必要と考えられる生活支援サービスを、地域住民や社会福祉協議会等と協力しながら資源の開発を進めて参ります。

次に、産業振興課関係でございますが、まず農業関係では、海部郡3町、徳島県、JAかいふで組織する海部次世代園芸産地創生推進協議会において推進している「きゅうりタウン構想」の取組みにおいて、農林水産業みらい基金の助成を受け、JAかいふが西河内田々川に建設しておりました次世代型の体験交流ハウスが10月に完成致しました。この体験交流ハウスは、海部郡の玄関口である美波町において、次世代園芸施設による農業の新たな魅力発信や農作業体験による消費者との交流、地域の暮らしや食を通じた農業への関心を高める場として提供、かいふブランド農作物のPRをあわせて実施する目的で新設されたものであります。なお、体験交流ハウスとともに平成30年整備を計画しております研修施設につきましては、道の駅ひわさ敷地北隅部空地に建設すべく検討致しております。

また、11月14、15日の2日間、全国各地から、生産者、JA、行政、研究機関、企業が参加した第1回全国きゅうり養液栽培サミットが開催され、14日は牟岐町海の総合文化センターにおいて基調講演、パネルディスカッションが行われ、翌15日の現地視察では2班に分かれ、それぞれ海陽町の次世代園芸実験ハウスや本町の体験交流ハウスを見学して頂いております。

平成27年度から試験栽培に取り組んでおりますドクダミについては、9月28日に栽培希望者向けに徳島県立農林水産総合技術支援センターから講師を招き、栽培講習会を開催致しました。当日栽培希望者13名の参加がありましたが、講習会終了後作付け希望を確認したところ、本年度は4名9aのほ場で栽培を開始することとなっております。各自定植に向けた各ほ場の施肥、マルチ張り等準備をして頂いており、去る11月28日から木岐奥地区の育苗畑から苗の提供をはじめております。栽培開始2年目以降の密生化に際しての病気発生、栽培面積拡

大に伴う品質競争発生の懸念等新たな課題も散見されますので、今後も栽培講習会の開催等、J Aかいふと連携しながら取り組みを進めたいと考えております。

農水省の外郭団体である（一財）農研機構において高アミロース米から創造された物体である米ゲルについてであります。これまでの研究や先行事例からグルテンフリー食材への利用や老健施設等での嚥下食利用、和洋菓子に於ける添加剤としての利用など幅広い利用が期待でき、6次化に向かう契機となるものであり、高アミロース米の作付けによる水田の遊休農地化防止も含めて、美波町に於ける農村環境の保全にも役立つものと期待をしております。

鳥獣被害対策については、町単事業の鳥獣侵入防止柵設置に対する補助についてですが、予算額200万円に対し11月末現在の執行額が、受益者8名、109万8千円であります。内訳としましては、電気柵851m 42万6千円 金網柵440m 50万円、複合柵100m 17万2千円となっております。

林業関係では、「ナラ枯れ」対策について、5月に日和佐森林組合と業務委託契約を締結し、城山周辺の四国のみちのウバメガシにトラップ9本27基を設置し、カシノナガキクイムシの誘引捕獲に取り組んで来ましたが、9月までに8,984匹を捕獲し、今年度の事業を終了しました。なお、志和岐地区の住民からクヌギ等が枯れているとの報告を頂いておりますので、来年度は由岐地区の防除事業の実施も含めて検討していきたいと考えております。

T P P 運用に備え、行政、素材生産事業者、製材事業者等が連携し、町内や近隣で伐採された原木が、町内の加工施設で製材され、角材や板材となった後に一定量備蓄され、備蓄可能量を上回る材木について円滑に市場に流通する仕組みを整備し、町産材の増産と流通の合理化を進めることを目的とした「美波町産材循環利用システム構築事業」を県の農山漁村未来創造事業（地域課題解決促進事業）による支援を受けて昨年度から2ヶ年計画で進めております。このうち、実証的取り組みを行うための木材流通備蓄倉庫については、当初建設予定であった山河内の玉厨子農村公園から同地区の中千木材倉庫横に場所を変更して建設することとなりました。この倉庫につきましては、南海トラフ大地震等の災害時における応急仮設住宅の建設用木材を優先的に供給してもらえるように定めた協定書を野田産業

有限会社と締結したうえで、土地所有者でもある野田産業有限会社と工事請負契約を締結し、完成後は流通備蓄に関する実証に協力を頂くことになっております。

水産関係では、本庁における水産業関係として、去る10月22日の台風21号により、主に日和佐地区の漁具倉庫等におきまして強風による被害が発生しており、特に被害金額が大きい漁協冷凍庫の屋上防水シートや漁協前倉庫の屋根、及び恵比須浜地区における漁具倉庫の壁や屋根、鉄製扉の被災に関して、農山漁村持続活性化対策費補助金による復旧支援を予定しており、今回補正をお願いしているところでございます。去る9月29日から10月1日までの3日間、昨年に続き今年も一般社団法人日本釣用品工業会が美波町に来て下さり、初めて日和佐漁港内の水中清掃を実施して下さいました。日本釣用品工業会は、国内の釣用品メーカーで構成されており、無償で全国各地の水辺の清掃作業を実施しておりますが、今年も当工業会にお願いし、日和佐小学校5年生を対象に「海の美化に関する環境授業」と「水中清掃の見学会」を実施して頂きました。

支所管内での水産関係であります、「美波の海の恵み研究会」では、徳島県水産研究課が試験生産した美波産のワカメ類を用いた種苗を使用した由岐モデルの早生ワカメの種糸の挟み込み、ならびに沖出し作業が11月21日に実施されました。また、「美波の海の恵み研究会」の取り組みを受けて、今年から由岐地区の若手の漁業者が由岐海藻部を結成して海藻養殖に取り組むこととなり、研究会の作業に先立って11月10日に種糸の挟み込み、沖出しを行っております。

9月2日に徳島県水産研究課美波庁舎で開催された第2回マリンサイエンスシンポジウムにおいて、日和佐町漁業協同組合の豊崎組合長が伊勢海老の禁漁区設置などの先進的な取り組みについて講演をされました。阿部漁協のアワビと伊勢海老の資源管理と日和佐町漁協におけるそれについては貴重な取り組みであると組合長レベルでは認識してはいたものの、なかなか一般の組合員に普及する機会を設けられずにいたなかでの講演であったため、海部上灘漁業振興会が主催して12月5日に由岐公民館において講演会を開催したところ、漁業者や関係者等28名の参加がありました。

商工・観光・イベントについては、広域観光の新たな枠組みとして検討している「四国の右下」版DMO組織のあり方にかかる検討会議が7月26日に南部総合県民局で開催されまし

た。9月27日には、阿南・那賀・海部郡の首長が、先進地である徳島県西部の視察を行っております。その後も9月29日、10月26日と検討会議を重ねております。今後も引き続き、県・1市4町・関係団体などで研修・視察・協議を行いながらDMO設立に向け、取り組んで参りたいと考えております。

海部郡3町で組織する「南阿波よくばり体験推進協議会」が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度5月から10月までの間に、14校1,383人を受け入れております。11月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、11月9日から10日に福山市立大成館中学校160名が訪れ、12月には台湾から高校生が来る予定となっております。来年度は仮予約を含めて、12校1,220名の予約が入っております。なお、第14回全国ほんもの体験フォーラムが平成30年3月24日から26日にかけて奈良県で開催される予定です。

8月21日から31日にかけて、昨年に引き続き徳島空港写真展を開催致しました。美波町、美波町観光協会、日和佐ちょうさ保存会の合同開催であり、秋祭りの写真、その他ポスターや観光パンフレットの展示を行い、秋祭りシーズンに向けての誘客を図りました。9月16日には美波町観光協会が「総天然色町美波町かめたろうと楽しむ女性だけのモニターツアー」という日帰りツアーを企画、20名の参加申し込みがありましたが、台風接近のため30日に延期、11名の参加で南阿波サンラインモビレジ及び明丸海岸において、釣り体験、バーベキュー、竹細工体験などが行われました。体験した内容について、女性ならではの様々な意見を頂いており、今後の観光商品の開発に活かしたいということでありました。

10月7日から8日と日和佐八幡神社秋祭りが行われ、日和佐ちょうさ保存会が実施するフォトコンテストに参加するため県内外から多くのアマチュアカメラマンが訪れました。今年で第8回目となるフォトコンテストには47名206点の応募があり、内6名が県外からの応募だったようです。

大浜海岸前の景観と休憩所の確保を目的として進めている大浜公園整備計画については、9月15日に着工し、年内には完成する予定となっております。

今年で27回目となる「由岐伊勢エビまつり」につきましては、商工会由岐支所を事務局とする実行委員会を実施主体に、例年どおり10月の第4日曜日である22日を予定し会場設営も行っておりますが、台風21号来襲のため10月29日に

延期となりましたが、1週間後には台風22号が接近したため、やむなく中止となりました。B & G前広場を会場に開催していた平成13年、早朝の突風でテントが飛ばされて実行委員会管理での市開設を断念したことがありましたが、伊勢エビの販売も行われなかったことは今回が初めてとなります。

門前町再生に関連して、平成27年1月に発足した「発心の会」が昨年より主体となっている「日和佐ハロウィン」も10月29日に予定しておりましたが、台風接近のため中止となりました。

美波町が門前町の新しい観光資源として整備を進めておりました「薬王寺門前トリックアート」が完成し、9月16日に関係者による除幕式が行われました。マスコミにも取り上げられ、桜町通りの観光スポットとして認知されつつあるように感じております。

神奈川大学と連携し進めている門前町再生については、地域住民との意見交換会を8月29日に初めて開催しました。その後も10月3日、11月6日と開催し、空家の活用、地域の課題、門前町の魅力再発見など幅広く話し合っております。今後、空家の簡易な改修1軒、門前町マップの作成、景観整備の報告書の作成を予定しております。

「四国の右下・魅力倍増」推進会議関係では、11月19日に、「第4回四国の右下食博覧会」と「第5回美波町商工祭」が同時開催する形で、薬王寺第3駐車場において開催されました。南阿波井や南阿波鍋、南阿波スイーツに加え、阿南市、那賀町、海部郡の特産品の販売がたくさんあり、天候にも恵まれて多くの来客でにぎわいました。

12月3日には、南阿波サンライン活性化協議会が主催する南阿波サンラインウォーキングが開催され、76名が参加されました。

地方創生拠点施設整備交付金により行うこととしている道の駅日和佐機能向上事業の休憩施設設置工事については、国土交通省との整備用地の占用協議に時間を要し、設計が遅れておりましたが、年内に発注できる見込みとなっております。物産館内の観光案内所移転を主目的とする空間整備については、物産館正面入口の左右軒下部分を囲って整備することで設計を進めており、準備ができ次第順次着手する方向となっております。これらの施設整備は、「まけまけマルシェ」等で有用であるのは勿論ですが、チャレンジショップを含めて物産館前からトイレ



までの空間一体を日常的に有機的に活用するように考える契機とし、道の駅利用者の増加や経営改善につながることを期待しております。なお、これらの工事については、3月補正で計上し、繰り越した予算が実施設計の結果、不足する見通しとなったことから、今回増額の要望をさせて頂きましたのでよろしくお願い致します。

また四国大学短期大学部と連携して行っております「特産品の詰め合わせセット考案事業」は、四国大学の授業の一環として進められています。商品名を「うみなみセット」と命名し、第一弾の試験販売を日和佐うみがめまつりで行い、第二弾の試験販売を美波町商工会と協力し、12月19日と20日に大阪市天神橋筋商店街で行う予定としております。

徳島県や牟岐町等と連携して行っている「道の駅日和佐サテライトステーション推進協議会」では、今年度は昨年制作したパンフレットに記載している周遊コースの動画を作成する計画となっております。現在は動画を撮りためている最中で、年度内の完成を予定しています。今後の広域イベントの予定としましては、来年1月14日に、第9回千羽海崖トレイルランニングレース2017を開催することが決定しております。

起業支援等新施策関係では、小規模事業起業支援事業につきましては、11月末現在で今年度の相談件数は4件、その中で申請まで至ったのが1件ですが、その1件については、11月中旬に薬王寺前に飲食店をオープンしており、門前町周辺の活性化につながって行くことを期待しております。美波町内発型産業振興及び地域活性化事業等提案につきましては、昨年引き続き今年度も9月下旬からホームページや広報誌で募集、10月下旬には徳島新聞にも掲載されました。今年度は、「道の駅日和佐への入場者数回復と運営会社の経営改善につながる提案」にテーマを絞って募集したところ、応募期限の10月末日までに2件の応募があり、12月5日に美波町内発型事業提案審査会を開催したところであります。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事関係についてご報告致します。地籍調査事業では、恵比須浜及び恵比須浜字田井地区において、9月下旬から現地立会による一筆地調査を実施中で、来年度には一筆地測量を予定しております。

道の駅南西側山林における高台整備事業に係る日和佐地区事前復興計画策定業務は、10月中旬に発注しています。この業務では、日和佐こどもの園及び防災公園の機能や規模、平常時・

災害時の利用形態等について、住民や保護者、関係団体からワークショップ等による意見聴取を行い、基本設計に反映させるよう考えております。

阿部大井地区の建設発生土活用による盛土造成工事に係る調査測量設計業務を、11月下旬に発注しております。

28年度繰越事業の日和佐浦西線排水路改修工事(第1分割)については、10月下旬に完成しております。引き続き同工事(第2分割)についても準備が整い次第発注の予定です。

橋梁維持事業では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき赤松字総屋敷の赤石橋補修工事及び西河内字木谷野の本村馬木4号橋修繕調査設計業務を、11月下旬に発注しております。

伊座利生活改善センター跡裏の急傾斜対策工事は、10月中旬に発注しております。また、県単急傾斜地崩壊対策事業の志和岐谷・春木健宅裏及び伊座利の消防分団詰所裏の擁壁工事については、県予算の交付決定を受け、現在発注準備を進めているところです。

奥河内字井ノ上の隣保館取合線付近排水路修繕工事は、10月中旬に発注しております。

公共下水道事業のJAかいふ日和佐支所入口からスナック道付近の舗装工事は、11月下旬に完成しております。

公共土木施設災害復旧事業では、28年度繰越事業山河内字横川の横川谷川の河川工事は、11月下旬に完成しております。また、今年9月12日の「豪雨」に係る河川災害6箇所、10月22日の「台風21号」に係る道路災害2箇所、計8箇所について国庫補助災害復旧事業による復旧工事を予定しており、準備が整いし発注の予定です。今議会に関係予算の追加補正をさせて頂いておりますのでよろしくお願い致します。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、田井側トンネル入り口までの調査ボーリング及び道路詳細設計が30年3月上旬に完了予定で、30年度から田井側の用地測量調査を行う予定と聞いております。

日和佐小野線・田井川樋門の橋梁上部工拡幅工事は、現在町で行っている水道送配水管の本設工事後に舗装を行い30年3月に完成予定と聞いております。

阿南鷲敷日和佐線北河内不動の滝付近の線形改良のための擁壁工事は、30年3月上旬に完成予定と聞いております。

河川、砂防関係では、河川の維持工事については、北河内谷

川の井ノ上橋下流部において、河川内の支障木の伐採作業の入札準備中と聞いております。

県単砂防事業の津波避難階段については、奥河内寺前の寺込集会所横と西河内字田々川の石田豊宅裏において、管理用通路設置工事の発注準備中と聞いております。

山王谷の通常砂防事業については、東側堰堤の調整池と流路工事は、今年度末に完成予定と聞いております。

港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、うみがめ博物館前において、11月上旬に防潮堤工事と階段修繕工事及び陸閘改良工事を発注したと聞いております。

由岐漁港由岐地区における防波堤耐震改修ブロックの据え付け工事については、西防波堤において、航路確保のための浚渫工事を11月上旬に発注したと聞いております。

由岐漁港木岐地区及び由岐地区における県単改良事業の漁港照明LED化工事については、11月下旬に完成したと聞いております。

山河内・二見沖における藻場造成工事については、現在ブロック製作中で、引き続き設置工事を進める予定と聞いております。

次に、消防防災課関係では、9月下旬から10月にかけて台風18号、21号、22号が次々と四国地方に接近し、特に10月22日に接近した台風21号は、強風と大雨を伴った超大型台風でありました。

この日は衆議院議員選挙の投開票日とも重なり、投票の足にも大きな影響を与えました。この台風は、最大瞬間風速40mを超える強風を伴う台風であったため、町内各所で強風による倒木や屋根瓦が飛散するなど公共施設や民家等への大きな被害を与えました。

また、倒木による国道や県道の一時通行止や伊座利、阿部地区など町内各所で停電となるなど、近年にない被害をもたらしましたが、大雨による被害がなかったのは幸いでありました。

発令されておりました警報は、翌23日午前4時32分に暴風、波浪警報が、6時8分には大雨警報がそれぞれ解除され、町内に出されていたすべての警報が解除になりました。翌週の29日には、まだ台風21号の爪痕が残る中、台風22号が接近し、暴風波浪警報が発令されましたが、この台風による大きな被害はありませんでした。

次に、防災関係では、津波防災の日にちなみ、11月4日に町内一斉の避難訓練を行いました。昨年度から自主防災会主体で避難者数の確認や避難時に気付いたことなどを取りまとめて報告して頂いており、今年度は由岐地区において、防災行政無線を用いた通信情報訓練もあわせて実施致しました。当日の訓練参加者は、全町で1,105人でありました。

避難訓練の後、午前10時から自主防災会連合会主催で、日和佐中学校体育館を会場として避難所運営訓練を実施致しました。当日は、各自主防災会や関係機関から約70名の参加があり、実際に簡易トイレ、トイレ用テントや段ボールベッド等の組み立てを行い、使い勝手などを確認致しました。参加者全員で避難所運営に必要な手順についてマニュアルを参考にしながら、時系列に応じた手順で訓練を行い、改善点などを確認しました。お昼には、婦人会による炊き出し訓練も行われ、参加者の交流も図りながら和やかな訓練となりました。今後は、自主防災会役員会などで訓練の検証を行いながら、訓練の充実を図っていききたいと考えております。

また、平成28年度国の第二次補正予算で総務省事業として採択された「止まらない通信網を活用した命をつなぐ減災推進対策事業」の実証実験が、美波町にサテライトオフィスを置く株式会社スキードや株式会社あわせ、徳島文理大学、徳島大学、徳島県、美波町など8団体が連携し、午前8時30分からの避難訓練と併せて実施致しました。訓練では、日和佐浦、奥河内、桜町地区の約90名にビーコンセンサーを事前に配布し、それぞれの地域の指定避難場所へ避難をして頂き、役場に設置した訓練用の災害対策本部において、避難経路や避難場所への避難状況、参集状況など訓練の様子をモニターで確認しました。今後は、この実証実験の成果について、委員会で検証することと致しております。

11月14日に実施されました全国瞬時警報システムの一斉訓練の際に赤松日浦地区の子局の屋外スピーカーのみ、放送が流れないというトラブルが発生しました。その後すぐにトラブルの原因を調べたところ、受信機の不具合が判明し、当日には代替え機により仮復旧したものの、赤松日浦地区の住民の皆さま方には大変ご迷惑とご心配をおかけ致しました。現在は本復旧しており、その後の訓練ではトラブルなく放送できております。

次に交通安全関係でございますが、9月24日、由岐地区に

おきまして 美波町交通安全協会由岐分会会員 6 名の参加を頂き、由岐地区のカーブミラーの清掃とストップマークの張り替え等を行いました。9 月 29 日には、日和佐地区におきまして秋の交通安全キャンペーンを「道の駅 ひわさ」において実施しました。国道 55 号を通行していた運転手の方々に、チラシを配布しながら、交通安全を呼びかけました。

次に、教育委員会関係では、徳島県と美波町で取り組んでいる「地方と都市を結ぶデュアルスクール」として、東京都の小学 3 年生男子児童が、10 月 10 日から 20 日まで、美波町内のサテライトオフィスでの保護者の仕事に合わせ、美波町に滞在し、日和佐小学校へ通学、学校生活を送りました。この児童につきましては、昨年度から引き続き 3 度目の滞在となり、在校生との交流が深まっています。

10 月 22 日に襲来した台風 21 号の強風により、日和佐小学校校舎の屋根瓦の一部、同校体育館屋根のトタンの一部、また、由岐中学校校舎でも屋根のトタンの一部が吹き飛ばされる被害がありました。幸い人的な被害はありませんでした。被害部分の修繕については、日和佐小学校校舎の屋根瓦は 10 月末に、同校体育館のトタンは 11 月初旬に、また、由岐中学校の屋根も 11 月初旬にそれぞれ修繕を終えています。

11 月 17 日の午後 2 時から、本議場におきまして中学生議会が開催され、日和佐中学校 1 年生 26 名、由岐中学校 1 年生 10 名、合計 36 名が参加し、①日和佐の隠れスポットのポスター等の作成、②美波病院の送迎車に関する提言、③由岐地区の防災公園に関する提言など、6 人から質問や提案があり、私や担当課長からそれぞれ答弁を致しました。参加された生徒の皆様は、慣れない中で緊張しながらも、真剣な面持ちで議会に取り組まれており、貴重な体験となったこととっております。

社会教育関係の文化事業では、10 月 13 日に落語家の桂花團治さんをお招きし、「まずは気づく事が…笑いがつなぐ人権の輪」と題した人権問題講演会を開催し、74 人の参加を頂きました。

10 月 26 日から 11 月 5 日までの間、由岐地区文化祭として子ども作品展及び町民趣味作品展を由岐公民館とぽっぽマリンドで開催し、多くの町民の皆様にご鑑賞頂きました。また、日和佐地区文化祭は、12 月 8 日から 10 日までの間、日和佐公民館において子どもから高齢者までの作品を展示致しますので、ご覧下さいますようお願い致します。

1 1月11日に由岐公民館において、お楽しみ映画大会「聖の青春」を上映し、30人の方に鑑賞頂きました。

1 1月16日に日和佐地区文化協会芸能発表会を開催し、それぞれの演目で日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、会場から大きな拍手を頂きました。

1 1月17日に元NHKアナウンサーの宮田修さんをお招きし、「こころを楽にする生き方」と題した文化講演会を開催し、NHKアナウンサーから宮司になったいきさつや、その中で学んだ生き方などを、笑いを交えながらお話しして頂き、60人の皆様が楽しめました。

1 1月25日にひわさ・にこにこ人権フェスティバルを開催し、阿南市の横見人権ふれあい子ども会「夢っ子」による人権劇「人情那賀川温泉物語」を始め、色々な催し物を通じて、多くの町民の皆様に楽しみながら人権について学んで頂きました。

1 体育事業では、9月30日に由岐走ラン会を開催し、参加者55人が7種目の競技に汗を流しました。

1 10月15日に由岐地区館対抗球技大会を開催し、ソフトボールは雨天中止となりましたが、ソフトバレーボールの部に4チームが参加し、西の地公民館が優勝しました。

1 10月25日及び26日に日和佐公民館対抗ミックスソフトバレー大会を17チーム参加の下開催し、奥河町Aチームが優勝しました。

1 1月3日に由岐共楽運動会を開催し、採点種目には7町内会が参加し、西の地町内会が優勝、11月5日には日和佐町民運動会を開催し、採点種目には18地区が参加し、中村町公民館が優勝しました。両運動会とも地域の声援をバックに、真剣に競技を行いながらも、時折笑いもありの清々しい1日を過ごしました。

1 1月4日にみなみらいグラウンド完成記念少年野球大会を郡内3チーム参加により開催し、海南・由岐クラブの連合チームが優勝しました。

1 1月5日には定住自立圏事業として500歳野球大会が開催され、みなみらいグラウンドでは6チームが熱戦を繰り広げました。

1 今年の大浜でのウミガメ上陸回数は27回で、そのうち産卵は17回でした。数値的には昨年の上陸7回、産卵2回を大幅に上回り、近年では平均的な数字まで回復しているように思わ

れますが、今年には1個体特異なウミガメが含まれており、少量の卵を複数回産んでいますので、これを踏まえると今年の上陸産卵数もそれほど多くはないと考えられます。産卵数は17箇所、1,140個、そのうち800個がふ化し、ふ化率については70.2%で、過去10年間で3番目の高さとなりました。昨年からは、巣穴の過剰な温度上昇対策で、散水や遮光ネットを設置しており、その効果が現れてきたものと思われま。以上「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案について、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、報告第11号「議会の委任による専決処分の報告について」は、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により委任されている1千万円以内の変更契約について、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

専決第12号「生きがい交流空間整備工事（第2分割）の一部を変更する契約の締結について」は、旧日和佐高校グラウンド跡地のみなみらいグラウンド等の整備に係る工事において、現場条件に伴う施工内容の変更で、残土処分、側溝取り壊し、舗装、防球ネット設置などの追加により工事費が追加となり、変更契約を締結したものでございます。なお、変更契約の締結については9月15日に専決処分による契約金額の変更を行ったため、議会に報告するものであります。

専決第14号「日和佐浦西線排水路改修工事（第1分割）の一部を変更する契約の締結について」は、今後整備予定の都市計画道路でもある日和佐浦西線の道路下を流れる現状水路は、老朽化による道路陥没の危険性が懸念されるため、安全確保のため、排水路の耐震改修工事を実施するものであります。当初契約後に既設水路の断面がいびつであることが判ったため、はつり作業や鉄筋による補強等により工事費が追加となり、変更契約を締結したものでございます。変更契約の締結については10月20日に専決処分による契約金額の変更を行ったため、議会に報告するものであります。

議案第66号「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求める

ものでございます。

専決第13号「平成29年度 美波町一般会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417万2千円を追加し、総額を61億7,182万4千円と致しております。9月28日に衆議院が解散されたことに伴い、選挙執行経費の補正予算を10月2日付けで専決処分させて頂いており、その承認を求めるものでございます。

議案第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」は、消防団員等及び消防吏員に係る事務について新たに5市町を共同処理する団体として追加するための規約の変更でございます。非常勤の消防団員等の公務災害に係る事務及び消防吏員の消防賞じゅつ金等に係る事務について、5市町から共同処理の依頼があったため、それぞれ共同処理する団体として追加し、本変更に合わせて消防賞じゅつ金等の支給対象の拡充と字句の統一を行うものでございます。

議案第68号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第22号）」は、平成29年人事院勧告に基づき、月給で0.2%（町実質平均0.15%）を本年4月に遡って引き上げ、ボーナスについては0.1ヶ月分を12月分から引き上げるための条例改正であります。なお、本条例の改正に併せて、「美波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「美波町職員の育児休業等に関する条例」及び「美波町職員の特殊勤務手当に関する条例」について、国の制度に合わせた改正及び修正をそれぞれ行っております。

議案第69号「美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第23号）」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条文等の所要の改正を行うものであります。

議案第70号「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第24号）」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が改正され、認知症患者等の住宅入所者の収入申告について、本人の申告によらず町が官公署の書類の閲覧等により把握した収入に応じて家賃を決定することができることとされたことに伴う条例の一部



改正であります。

議案第71号から第76号までの6件は、平成29年度各会計の補正予算であります。

まず、議案第71号「平成29年度 美波町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,526万8千円を追加し、総額を64億2,709万2千円と致しております。また、債務負担行為として、由岐支所及び由岐公民館冷暖房に係る熱供給費として、本年度から平成44年度までの期間、3,951万6千円を限度額とする債務負担行為を追加致しております。

歳出の主なものでは、共通項目として、人件費については、主に今回の人事院勧告に伴う給与条例の改正等による調整を行っております。

総務費の財産管理費では、台風21号被害に係る倒木の伐採等に係る委託料で100万円、工事請負費で、町有施設の修繕費用として230万円をそれぞれ追加し、諸費の負担金、補助及び交付金では、徳島バス阿南及び徳島バス南部に対しての地域バス路線運行補助金として940万3千円を追加し、企画費では、委託料で総合計画策定業務としてアンケートの実施に係る費用として222万5千円、工事請負費で光ケーブルの増設工事等に係る費用として107万9千円、備品購入費では、告知放送設備の告知端末購入費用として454万3千円、地方創生拠点整備交付金事業では、工事請負費で道の駅日和佐機能向上事業の休憩施設整備、観光案内所屋外移転に関する追加工事及び木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設のバーベキュースペース本設における追加工事等の費用として500万円をそれぞれ追加しております。

民生費の老人福祉費では、繰出金で介護保険特別会計繰出金を251万6千円減額しております。

衛生費の保健衛生総務費では、負担金、補助及び交付金で病院会計負担金として普通交付税算入分7,574万1千円を追加し、医療体制整備事業費では、日和佐病院跡の土壌汚染調査に係る費用として、工事請負費から委託料へ500万円の組み替えを行い、清掃総務費では、負担金、補助及び交付金で海部部衛生処理事務組合のし尿収集車の購入及びタイヤショベルの購入の負担金429万2千円を追加しております。

農林水産業費の農業振興費では、負担金、補助及び交付金で環境保全型農業直接支払い交付金と「米ゲルによる地域農業活

性化推進事業」に対する補助金である農山漁村未来創造事業補助金及び経営転換協力金及び地域集積協力金からなる機構集積協力金で合わせて302万8千円、農山漁村活性化費では、負担金、補助及び交付金で台風21号による各種被害の復旧に対して見込まれる農山漁村持続活性化推進補助金について600万円、水産業振興費では、負担金、補助及び交付金で台風21号による志和岐・魚介類蓄養施設のフェンス被害を修繕する予算と、伊座利漁協所属の大敷水産（有）が、大敷網の設置や引き上げ等で用いるクレーン付きトラックを更新すべく申請をしていた徳島県農山漁村未来創造事業の政策推進型事業が採択されたことから、県・町合わせた補助金で1,076万4千円をそれぞれ追加しております。

商工費の商工振興費では、工事請負費で道の駅日和佐の物産館の2箇所、台風21号によりかなりの雨漏りが確認されたため、その対策費用として200万円追加し、地方創生事業費では、門前町再生関連事業の空き店舗等再構築工事について予算が不足するため、委託料を減額し、工事請負費を200万円追加する組み替えを行っております。

土木費の道路新設改良費では、委託料500万円を減額し、公有財産購入費で町道日和佐浦西線拡幅工事に伴う用地購入250万円、補償、補填及び賠償金で工作物移転及び立木補償250万円をそれぞれ追加する組み替えを行っています。

消防費の総合的な安全・防災基盤整備事業費では、公有財産購入費で奥河地区の津波避難タワー建設用地取得のための費用として437万円を追加しております。

教育費の日和佐小学校費では、需用費で校舎屋根等の修繕及びプールの濾過器の修繕費用として116万2千円、総合体育館運営費では、工事請負費でエアコンの修繕費用として200万円をそれぞれ追加しております。いずれも台風21号による被害のあった施設等の修繕に係る経費でございます。

災害復旧費の土木施設災害復旧費では、災害による設計委託料で500万円、工事請負費で1億300万円をそれぞれ追加しています。

議案第72号「平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,007万3千円を追加し、総額を12億9,753万9千円と致しております。歳出の主なものは、平成28年度療養給付費負担金の確定に伴う返還金で927万9千円を追加

しております。

議案第73号「平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、補正額はなく、歳出の予備費からの組み替えを行ったものであります。東由岐配水管改良工事の追加で、工事請負費300万円を追加し、同額を予備費から減額しております。

議案第74号「平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万7千円を減額し、総額を13億5,977万3千円と致しております。歳出の主なものでは、総務費と地域支援事業費において、地域包括支援システムの発売が翌年度に遅れたことによる備品購入費の減額及び、介護保険システムの改修経費が減額となったことに伴う委託料の減額であります。

議案第75号「平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を3億613万7千円と致しております。歳入で、旧日和佐診療所の残置医療機器等の処分による収入で200万円を追加し、歳出では人件費の調整と予備費の追加であります。

議案第76号「平成29年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収入に7,594万1千円を追加し、その総額を9億2,761万3千円とし、収益的支出では215万9千円を追加し、その総額を8億3,128万5千円と致しております。資本的収入では、189万円を追加し、その総額を1,097万9千円とし、資本的支出では378万円を追加し、その総額を2,195万6千円と致しております。補正額の主なものは、収益的収入では一般会計からの地方交付税に係る他会計負担金として救急告示病院分で3,799万1千円、病床分で3,775万円をそれぞれ追加し、収益的支出では給与費、材料費、経費をそれぞれ追加しております。資本的支出では、人工呼吸器購入費で378万円を追加しております。

最後に、「議案第77号 美波町監査委員の選任について」は、監査委員のうち識見を有する者の任期が、平成29年12月24日で満了するため、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。現監査委員の青木昭夫氏の任期満了に伴い、後任として新たに多田歳男氏を監査委員として提案するものでございます。

なお、議案第68号につきましては、円滑な事務執行のため、本日ご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げます。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明と致しますどうぞよろしくお願い致します。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

議案のうち、条例議案第68号につきましては、町長から早期の議決をお願いしたいとの要望がありましたので、本日先に審議をしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」叫ぶ声あり）

「異議なし」と認めます。

ただ今から議案審議を行います。

日程第4 議案第68号 「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第22号）」を議題と致します。当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 ご説明致します。

議案第68号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治 信良

この条例改正につきましては、平成29年人事院勧告に基づきまして、月給で0.2%、平成29年4月にさかのぼって引き上げまして、ボーナスにつきましては0.1カ月分を12月分から引き上げるための条例改正でございます。なお、給与条例改正に合わせまして勤務時間、休暇等に関する条例、育児休業等に関する条例、特殊勤務手当に関する条例について、国の制度に合わせた改正及び修正を行っております。お手元にお配りしております新旧対照表も参考にご覧頂ければと思います。

美波町条例第22号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、（美波町職員の給与に関する条例の一部改正）第1条 美波町職員の給与に関する条例（平成18年美波町条例第41号）の一部を次のように改正する。第15条の3中「413,800円」を「414,300円」に改める。こ

れにつきましては、医療職給料表に係る初任給調整手当の額の引き上げに係るものでございます。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の85」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の40」の次に「、12月に支給する場合には100分の45」を加える。となっております。これにつきましては、勤勉手当の支給割合を12月に支給分について、100分の10引き上げまして、再任用職員については100分の5引き上げるものでございます。

別表第1を次のように改める。別表第1につきましては、一般的な行政職の給料表となっており、若年層に配慮した引き上げとなっております。

4ページをお開き下さい。別表第3から別表第5を次のように改めるとなっておりますけれども、別表第3につきましては、医師等の医療職給料表でございます。別表第4につきましては、技師等の給料表、別表第5につきましては看護師等の給料表となっております。一般行政職給料表に準じた改正を行っております。

14ページをお開き下さい。（美波町職員の給与に関する条例の一部改正）第2条 美波町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。これは今回12月分で引き上げた勤勉手当を来年度からは6月と12月支給分に均等に支給するための改正となっております。

（美波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）第3条 美波町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。第8条の4第1項中「時間外勤務代休時間」を「時間外勤務手当」に改める。この分につきましては文言の訂正を行っております。

（美波町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）第4条 美波町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。これにつきましては地方公務員の育児休業等に関する法律などの改正に伴いまして、条例の一部改正を行うものでご

ざいます。

第2条第3号、第2条の2中ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に到達する日）」を加える。でございますが、これは非常勤職員の育児休業期間が最長2年までに延長されたことによるものでございます。

第2条の2中「第6条の4に規定する里親」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。でございますが、これは児童福祉法改正に伴います引用条項及び文言の改正を行っております。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。準用条文の範囲の拡大でございます。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）第2条の4でございますけれども、改正文は省略させていただきますけれども、これにつきましては、非常勤職員ですでに育児休業をしている場合に最長2歳まで育児休業をすることができるようになったことによる改正がございます。それで2歳まで育児休業できる条件として、下の1号・2号とありますけれども、1号につきましては、本人または配偶者が1歳6カ月到達日に育児休業していること、2号では規則によりますが配偶者が疾病等などで同居しなくなった場合や待機児童の場合に2歳まで延長することができることと致しております。

第3条第6号でございますけれども、この改正につきましては、育児休業終了前に、なんらかの事由で育児休業期間が終わっていた場合であっても、特別の事情がある場合は最長期間までは再度取得できることとなっております。その事情のひとつとして保育所等に入れなかった場合が加えられたものでございます。

次の第4条の改正でございますけれども、これにつきましては育児休業の延長は期間の中で特別の事情がある場合を除き1回とされておりますけれども、その特別の事情に保育所等に入れなかった場合も加えるものでございます。

第7条の改正でございますけれども、給与条例の略称規定を

設けております。

第10条の改正でございますけれども、第10条では育児短時間勤務を再度取得するための特別の事情にこれも保育所等に入れない場合を加えるものでございます。

次、第16条の次に次の1条を加える。でございますが、（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）でございます。第16条の2 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。ということでございますが、これは育児短時間勤務をしている職員の給与規定について、育児短時間勤務の勤務形態に応じて算出するための読み替え規定となっております。

次に19ページでございますけれども、第19条では略称規定を設けたことによる条文の改正を行っております。

次に（美波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）でございますけれども、第5条で美波町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。第4条中「由岐病院及び日和佐病院」を「美波病院及び日和佐診療所」に改める。でございます。これについては名称の訂正を行っております。

附則として、（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。でございます。この但し書きについては第2条で定めました勤労手当の率の6月と12月に平準化することにつきましては、来年4月1日以降とすることを定めております。

2 第1条の規定による改正後の美波町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。これは第1条で改正します初任給調整手当及び給料表の改正につきましては、今年4月1日に遡って適用することを定めております。

3（給与の内払）ですが、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美波町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。これはすでに支給されました給与につきましては、改正後の条例により支給される給与

の内払とみなすことの規定となっております。

「（規則への委任）４ 前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」でございます。それで今の説明の中で育児休業等に関する条例の一部改正で非常勤職員の育児休業、それから育児短時間勤務職員のしている職員については今現在のところはございませんので、よろしくお願ひ致したいと思ひます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。  
中川議員

1 2 番 議員 さっき町長の提案理由の説明の時に、１６ページですか、今回の条例改正は月給で０．２％人勧に基づいて引き上げるんだということなんですが、この町実質平均０．１５％、２％上げるはずなのに実質０．１５％っていうのは、これはどういうことなんでしょうか。

議 長 総務課長  
総務企画課長 ０．２％につきましては、給料表、全体を前回の給料表と比べて０．２、実際支給している給料から計算しますと０．１５ということで算出しております。実際に職員に支払っている対象職員を給料を計算すると、今回の給料表に対応する職員の率は０．１５、給料表全体を見ますと０．２となっております。

議 長 小休します。  
(時に 10 時 32 分)  
(小休中)

(時に 10 時 33 分)

議 長 再開します。  
他にございませんか。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 68 号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（条例第 22 号）」を採決します。

お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成 11・反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 68 号は原案のとおり可決されました。



以上で本日の日程は終了しました。  
本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。  
（時に 10時35分）

平成29年 12月 定例会議

平成29年12月美波町議会定例会議録（第2号）

招集年月日 平成29年12月12日（火）

招集場所 美波町役場本庁舎3階議場

出席議員 12名

1番	舛田 邦人	2番	岩瀬 公	3番	江本 昇
4番	北山 朝彦	5番	川尻 竹藏	6番	松本 晋児
7番	永本善次郎	8番	寺下 博子	9番	戎野 博
10番	向山 篤宏	11番	丸龍 孝敏	12番	中川 尚毅

欠席議員 0名

会議録署名議員

12番 中川 尚毅 1番 舛田 邦人

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災課長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件 議事日程と同じ

平成29年12月12日（火）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので休会前に引続き、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は10名です。通告順に発言を許可します。

6番松本議員の一般質問を許可致します。

松本議員

小休します。

（時に 9時01分）

（小休中）

（時に 9時03分）

議長 再開します。

6番議員 おはようございます。私は高校生の通学費助成について一般質問をさせて頂きます。ご存じのとおり、平成18年に日和佐高校及び水産高校が閉校となり10年が経過しております。美波町の学生たちは海陽町・阿南市等へ通学を余儀なくされております。日和佐から阿南市への通学費は年間で97,020円、また海陽町のほうへは94,240円、小松島では125,140円の通学費がかかります。また由岐からは阿南市へは88,480円、海陽町では105,140円、小松島も同額の105,140円かかります。日和佐も由岐も同等の通学費が必要となります。この金額は通学費のみでありまして、他の経費を含めると約年間一人あたり30万円程度の経費が必要と思われます。高校生を持つ家庭にはこの通学費が重くのしかかっております。後数年で就労する若者たちに、美波町として通学費を一部助成できないかお伺いします。よろしく申し上げます。

議長 教育長

教育長 それではお答え致します。本件につきましては、美波町総合戦略において若年層の町外流出防止という点から、高校生通学者の支援として町内在住の高等学校通学者の定期料等の補助の検討をすることとしております。本町から高等学校への通学状況ですが、町立中学校から高等学校への進学時点での人数で申しますと、現在、1年生50人、2年生49人、3年生47人、

全員では146人となっています。高等学校所在地では、三好市、つるぎ町、徳島市、小松島市、阿南市、那賀町、海陽町に通学しており、通学可能な距離にある学生のほとんどは、公共交通機関を利用しているものと思われま

す。地元高等学校が閉校したことにより、町外へ通学される学生の皆さんですが、その通学費に対しましては、一部助成制度を検討させて頂いているところです。ご家庭の負担を軽減し、高等学校進学に資する取り組みとして実現したいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長  
6番議員

松本議員  
検討して頂くということは理解致しました、この146名、その150名弱の方がみよしから全部人数は限られとうと思うんですけど、ほとんどが海陽、阿南市の方へ行っておると思います。検討もええんですけど、やはり前向きに早い検討をお願いしたいと思います。今後、少子化で人数も減って行くと思いますが、やはり美波町にとっては就労して後数年経ちますと、町内から県外とかいろんなところへ就職すると思うんですけど、その方に担った今後、税金の納付者となりますんで、美波町として大きな心構えを持って頂いて、検討いうんでもなしに早い検討をお願いしたいと思います。今後いつできるんかやいうことは聞きませんが、町当局の温かい早い回答を待っておりますので、よろしくお願ひします。また町予算では限られた予算ではございますが、高校生の通学費の助成は家族にとって大変ありがたいと思いますので、ぜひとも検討時間を早く実施できるように早い切望して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

長 以上で松本議員の一般質問は終了しました。

続いて11番丸龍議員の一般質問を許可します。

丸龍議員

11番議員

おはようございます。一般質問を行います。本日1点「美波ふるさと総合戦略」についてをお聞きをしたいと思ひます。人口減少の抑制、地域の活性化に向けて美波町では4つの基本目標と地方創生に向けた13の方策、13の具体的な事業計画を総合的に取り組んで行かれると謳っておられます。まず基本目標は人の流れをつくる、資源を活かした仕事づくりをする、子育て環境づくりをする、個性ある住みよい地域づくりをするを謳っております。方策では多面的、全般的に及んでおります。今回私が気になった点5点を取り上げ、お聞きをしたいと思ひ

ます。

まず1点目でございます。本町において帰町者、主に本町の教育奨学基金を利用し、本町に帰ってこられる子ども達、学生またその学生が本町において企業を起こす場合に、支援制度を利用できるのか、その点1点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目でございます。2点目は小規模支援制度を利用した起業支援でございます。本町では従来からたくさんの商売、商いをなされている店があったように思っておりますが、その呈につきましては支援もあろうかと思っておりますが、その点小規模事業者支援制度を利用した起業支援、それもあるのか、その点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

続いて3点目でございます、本町、住民を採用する企業誘致の話でございますが、主な大きな企業が本町にはございません。町長自身その企業を誘致して本町の住民を採用する企業が来るのか来ないのか、その点もお聞きしたいと思います。

4点目でございます。4点目は姉妹都市関係連携強化の問題であります。本町では沖縄県恩納村、香川県三豊市、オーストラリアケアンズ市、この3つの都市等の姉妹都市関係を結んでおるわけでございます。先日の町長提案理由説明の中でも、再来年ケアンズ市とは50周年を迎えると、大変めでたい喜ばしいことだと私自身は思っております。今後また記念行事等するとも言われておりますが、私が心配している点、それは長年交流を続けてきた沖縄県恩納村との姉妹都市関係であります。先日の徳島新聞でも記事の中で姉妹都市関係、交流都市含めて関係が希薄になってきているというふうな記事が載っております。私自身も徳島新聞の記事が、現在ビラが撒かれておるところでございますが、その点徳島新聞ともこの一般質問に関してご縁があるのかなあと思うようなところがございますが、その点もお聞きをしたいと思います。

5点目でございます。子育てと仕事が両立できる環境づくり、本町は先ほど言いましたが大きな企業がございません。また子育てをしながら本当にお父さんお母さんがですね、この美波町で本当によかったなあというふうな環境づくりができるのか、それを私はお聞きをしたいと思います。この戦略は平成27年から平成31年の5年計画であります。この計画約3年が過ぎ、毎年度計画の検証や現状分析を行い、必要な見直しを行っていくといわれております。3年経っての成果報告、また反省点踏まえた見直し等もあればお知らせを願いたいと思います。残り

2年でこれから積極的に進めて行きたい戦略、事業があれば、それも合わせてお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひ致します。

議 長 学校教育課長  
小休します。

（時に 9時16分）

（小休中）

（時に 9時16分）

議 長 再開します。  
総務企画課長

総務企画課長 私の方から美波ふるさと創造戦略見直し等のことについてと  
です、それと4番目の姉妹都市の連携強化についてまず答弁  
させて頂きたいと思ひます。美波ふるさと創造戦略につきましては、美波町地方創生推進会議での審議を経て策定されておりますけれども、その推進についても携わって頂くことと致して  
おります。このことから、その効果検証につきましては「地方  
創生推進会議・検証部会」を設けまして、毎年行っているところ  
でございます。

効果検証に当たっては、地方創生推進交付金に係る事業を中心に行っておりまして、事業実績、課題と今後の方向性などについてご審議を頂きまして、改善すべき点があれば事業見直し  
を行い進めるなどの検証を行っているところでございます。

今後も、美波ふるさと創造戦略に掲げる3つの全国発信プロジェクト「サテライトオフィスへの展開」、「門前町の再生」、「イザリモデルによる集落再生」を中心として、様々な課題に  
対しまして、多様な取り組みを行っていく必要があると考えて  
おります。

項目の4番目の姉妹都市の関係でございますけれども、姉妹都市交流につきましては、オーストラリアケアンズ関係では、地方創生を機に中学生を対象としたケアンズ短期留学を平成27年度から実施致して  
おります。これについては高い評価を頂いているところでございますけれども、2年目から制度化されました地方創生推進交付金では対象とならないことということで  
ございますので、現在は他の補助金等を活用しまして実施致して  
おります。

ケアンズ市とは、再来年に姉妹都市締結50周年を迎えることから、何らかの記念事業の検討を行うことと致して  
おります。また、香川県三豊市においても来年50周年を迎えることから、

たくま港まつりの開催に合わせた形で、毎年とは違った形での訪問団の派遣を検討致しているところでございます。

恩納村でございますけれども、恩納村の交流につきましては、相手方の意向もありまして平成22年のこども会を通じた交流事業を最後に、新たな交流事業には至っていないところが現実でございます。今後、相手の意向にもよりましてけれども、交流出来る機会があれば新たな交流事業として進められればと考えております。私からは以上でございます。

議 長  
学校教育課長

学校教育課長 失礼致しました。そしたら私からは、①の帰町者・起業者支援制度について答弁をさせていただきます。このことにつきましては、帰町して就業した人や起業した人に対して、町の奨学金の返還を一定額免除するという特例制度でございますけれども、制度導入に当たりましては、これまで定例教育委員会等でも協議をしてきたところでございます。教育委員会と致しましては、美波町育英奨学金の貸付を受けやすくすることによって、優秀な人材を多く育成することに努め、帰町して就業、起業した人と、町外で就業、起業した人に差を設けることなく、町内外を問わず美波町出身者に活躍して欲しいと考えております。このため、現在のところ帰町した人にだけ手厚くする支援制度については、現在まで導入の結論には至っておりません。

今後も、引続き協議、検討課題と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。以上、答弁と致します。

議 長  
産業振興課長

産業振興課長 私からは、起業支援や企業誘致について、答弁をさせていただきます。一般論と致しまして、起業しやすい環境作りに大切なことに、金銭的な支援、起業する場所また試験的それを行える場所についての支援、創業後のサポートの充実の3つがあるように思っております。現在、産業振興課で行っている起業者支援制度につきましては、上限額100万円と少額かもしれませんが、柔軟に金銭的な支援が出来る小規模事業起業者支援事業があり、道の駅日和佐にチャレンジショップを設置して起業を考えている方の起業実験や商品の試験販売に活用してもらえるように致しております。サポート体制につきましては、創業支援計画等で商工会と連携し、必要であれば（公財）とくしま産業振興機構や徳島県信用保証協会、日本政策金融公庫などに取り次ぐことも可能です。けれども残念ながら、今のところ利用者が少ないのが現状です。

小規模事業起業支援制度につきましては、平成27年度から平成29年度までに相談が合計19件ございました。そのうち交付決定を受けた方が合計9件で、内訳と致しましては「創業」が7件、「第二創業」が1件、「継業」が1件となっております。今後については移住担当の総務企画課や商工会等との連携をより密にしつつ、サポートを充実していきたいというふうに考えております。

企業誘致につきましては、新設又は増設の規模で固定設備の総額が5千万円以上又は常時使用する従業員が10名以上の事業所について、援助、斡旋、便宜を供与するという美波町工場設置奨励条例がございます。しかしながら南海トラフ巨大地震が発生をした時の津波の想定の高さが10mにもなる町内の主要市街地のほとんどが浸水域となる美波町におきましては、そういった企業誘致を進められる可能性は著しく低下しているというのが実情であろうかと思っております。従いまして従来型の企業誘致によりまして雇用を生み出すということはかなり難しくなっていると認識しております。

改定前の定住自立圏構想におきましても、そういったことを背景に「企業誘致広域プロジェクト事業」というものがございました。阿南を中心とした形で工場誘致を行うということになっておりましたけれども、現在はその誘致の予定地であった場所も、もう空き地がなくなっておりまして、逆に言いますとその取り組みの事業としての一定の成果があったと言えるかと思っております。

今、新たな定住自立圏構想が動き始めておりますけれども、企業誘致につきましても、・・・の取組みは・・・というふうなことで見込みでございまして、今後具体的な協議に進むこととなります。圏域で連携して誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議 長 福祉課長  
福 祉 課 長

福祉課長  
私の方からは⑤の子育てと仕事が両立できる環境づくりについてをお答えさせていただきます。子育てと仕事が両立できる環境づくりとしまして、就学前の児童に対しましては平成27年4月に保育所・保育園・幼稚園から、認定こども園に移行致しました。この認定こども園とすることで、長い預かり時間が確保できるというメリットがあります。午前7時から午後6時までの11時間を通常教育・保育時間として開園し、必要に応じ午後6時から7時までを延長保育を行うことが可能となりまし



た。

また、日和佐こども園と由岐こども園では、土曜保育と6ヶ月児、いわゆる0歳児ですが、0歳児の入園受け入れにも対応しており、こども園の保育料につきましても、本町独自の子育て支援施策と致しまして第2子以降は無料と致しております。

児童館並びにこども広場につきましては、子ども達の安全安心な居場所の提供を行うことを目的として運営しており、利用者の4分の3が小学生であります。平日は午前10時から午後6時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで、夏休み等の長期休みについては平日午前8時30分から午後6時まで開館致しており、利用料につきましては原則無料となっております。

またファミリー・サポート・センター事業では、子育てを依頼したい人と子育てを応援したい人が会員となり、子育て相互援助活動を行っております。今後におきましても、保護者等のニーズに応じ可能な範囲ではありますが、子育てと仕事が両立できる環境づくりに取り組んで参りたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議 長 丸龍議員  
1 1 番 議 員

今、るる担当課長からの答弁を頂きました。この中で質問している中で残り2年、積極的に進めて行きたい戦略事業の答弁がなかったように思います。それは改めてお聞きをしたいと思えます。なるほど、この美波町本当に住んでよかったなあ、本当に美波町でよかったなあっていうふうな事業が本当に私自身もですね、なかなか見えてこない、見えている部分もあるんですが、見えてこないところもあります。多面的にこの戦略事業が進んでおりますが、その分も含めて再度お聞きをしたいと思えます。2年残りの分、積極的に行っていく事業あるのか、改めてお聞きをしたいと思えます。

議 長 町長  
町 長

この地方創生につきましては、5年間ということでございますけれども、これまあ国の決められた期間というふうに捉えられておりまして、美波町ではこれをさらに進化させるようなかたちで取り組んで行きたいというふうに、将来的には考えております。そんな中で議員のご質問のあった点でございますけれども、この社会全体が非常に今は変わってきているというふうに認識しております。議員がおっしゃるような企業誘致等も非常に重要ではありますけれども、先ほど課長から答弁をさせていただいたように、既存の製造業を中心とする企業誘致というのは、

地形的、先ほどの南海トラフのこともございますけれども、なかなか難しいというようなこともあるのと、それと日本全体が雇用、終身雇用というのが崩れる中で、働き方改革等が叫ばれておりまして、いろんな働き方というような中で、そういった大企業に勤めるというような20年、30年前にはそういったことがあったわけがございますけれども、最近の若い人たちのトレンドを見てみますと、自分たちで自分の好きな仕事をやり、そして起業も含めてやっていきたいようなことがみられているというふうに感じております。そんな中で美波町ではそのひとつの取組みとしてIT企業を中心とするサテライトオフィスの誘致というのを行っておりまして、現在それが奏功致しまして、17社というような数、そして若者が30名を超えて美波町に来て頂いているというところがございます。また一方で移住というような観点から、特に高齢者の方が多いかもしれないかもしれませんが、終の住みかとして美波町を選ばれる。また自然環境に非常にすぐれている美波町を選んで、手に職を持った方が美波町に来られ、そして休店、また閉店をしたお店をお借りして、新しくお店をつくるというような流れも今はできてきているというふうにも感じているところでございます。今後2年間、今年も入れまして3年となりますけれども、引き続きサテライトオフィスの誘致等には力を入れて行こうというふうに思っております。

それとまた別に地元の産業である農林水産業、これをしっかりと支えていき、また育てていくというのが大事かなあというふうに思っておるところでございまして、農業に関しましてはJAと協力を致しながら、今、きゅうりタウンということで取り組んでおります。また耕作放棄地というようなことで、それを防ぐということも大事かなあというふうに思っておりまして、そういったところにつきましては、今年初めてWCSというような取り組みをしたり、そしてまたそれぞれの地域で永存集団的な組織をつくり、若い人はひよっとするとなかなかチャレンジすることがしにくいついてというような部門について、なにか仕組みを考えながら就農、営農集団的な組織をつくって、そして担い手、特に高齢者になってなかなか農業を続けられないというようなところを支えていくでありますとか、また水産業につきましましては水産研究課が新しく美波町に設置、充実したこととあわせまして、6次産業化であったり、それから自然管理をしっかりとやりながら地元の産物をブランド化して、そし

て外に向けて発信していくというようなことを、この2年3年をかけてやっていくというふうに思っているところでございます。答弁とさせていただきます。

議 長 丸龍議員

1 1 番 議 員

今、町長から答弁を頂きました。本当にですね、町長、従来から言われているとおり本当にこの美波町に住んで良かった、帰ってきて良かったと思えるまちづくりをお願いしたいと思えます。今年の3月議会に町長出馬要請を私致しました。その中でですね、再度、町政を舵取り役をやっていかれるというふうになっておられます。私がひとつ町長にお願いしたいのは、町民と膝を交えて町民の目線で思い・悩み等を同じ様に聞いて頂き、より良い美波町をつくって頂く、そのように。私も議員としてですね、町とともにですね、力を合わすのをぜんぜん苦になりませんので、その分を踏まえて町長にご期待を申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長

以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。

続いて3番江本議員の一般質問を許可致します。

江本議員

3 番 議 員

私の方からは病院跡、病院解体また跡地利用についてと、2点目は森林環境整備とも対策についてをお伺いしたいと思います。

まず第1点目の病院解体・跡地利用についてでございますが、美波町で懸案でありました病院また診療所の整備につきましては終わりました、後はもう健全な運営また町民のための医療体制の確立を願うばかりでございます。先日の医療特別委員会におきまして少し説明頂きました旧病院、旧日和佐病院跡地の件でございますが、生きがい交流空間整備工事、また周辺工事の計画が当初の予算にも計上されており、今現在どのようなかたちで進んでおるのか、その点について少しお聞きしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

現在の病院の建物の解体、またそれに付随した後の整備について、現在どのような計画が進んでおられるのか、その点を一つお伺い致します。また旧の由岐病院においては、築39年経過した建物で、老朽化して地震津波に対する心配事を皆持っておられる付近の方々がおられます。また利用されていないということで、廃墟同然の建物となっており、近くには子どもの通学路が、学生の通学路となっており、特に今の現状では一番昼間の時間が短く通学の帰路の時間に日が暮れて真っ暗という現

状でもあります。また近くのお店も閉店されたということで、夜の防犯に対しても心配されているところがございます。一刻も早く解体すべきであろうということがございますが、以前にも少しお聞きしたようでございますので、町民、付近住民の人との病院の解体に対する説明会、また跡地利用に対する説明会等を行うというようなお話も受けたと思っておりますが、その点につきまして今現在どのようになっているのかお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議 長 特定事業調整監

特定事業調整監

失礼致します。私からは生きがい交流空間並びに周辺整備工事の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。先般の医療特別委員会でもお答えをさせていただきましたが、旧日和佐病院の解体については、このたび設計が完了致しまして工事発注を年明け、1月に行ない4月完了を見込んでおるところでございます。なお、工事価格が5千万円を超すことから、臨時議会においてご審議頂くこととなりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。その後、土壌汚染の詳細調査、デイサービスセンター竜宮進入路の道路改良工事、生きがい交流空間の整備工事と行ってまいる予定でございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長 由岐支所長

支 所 長

私の方からは旧由岐病院の解体の時期、跡地利用計画をどのように考えているかという点について答弁申し上げます。旧由岐病院は昭和53年1月に建築され、議員おっしゃるとおり39年が経過しております。構造につきましては鉄筋コンクリート3階建で一部4階建で、病院部分の延べ床面積が2,893.32㎡、車庫が36㎡、倉庫が4,86㎡となっております。

ご質問の取壊しの時期、また跡地利用の計画につきましては、まだ策定されておられません。取壊しをする場合の考えられる問題と致しましては、経費の問題がございます。その財源をいかに確保するかということ、それから技術的な問題として旧由岐病院が埋立地に立っており、そのまま取り壊すと砂地であるため周辺の民家等に影響が出ないかどうかという懸念もございません。また周辺住民の方々のご意見や思いなども十分把握できていないことから、取り壊すにはもう少し時間が必要と考えます。議員ご指摘のとおり旧由岐病院は耐震補強もできておらず、取壊しの必要性は感じておりますが、取壊しと跡地利用を含めた調査研究を今後進めて行きたいと考えております。また周辺住

民の説明会につきましては、具体的なその計画が出来た段階で説明会をしなければいけないと思っております。以上でございます。

議 長 江本議員  
3 番 議 員

ただ今、両病院跡地ということでお伺いしました。日和佐病院跡地につきましても1月に設計の発注、設計ができ発注するというところでございますが、現在の病院跡地でかなり駐車場として利用している関係もあると思っておりますが、あと児童館と隣接するグラウンド、グラウンド使用のための駐車場ということも必ず必要になってくるんでなかろうかと思っておりますが、今の現状では診療所の、保健センターの休業日、休みの日に利用するということがメインであろうと思っておりますが、通常の利用に対する駐車場の確保できるのか。そのところを少し心配するので、児童館を含めたその敷地内にどれぐらいの駐車場を確保できるのか、そのところはどのように考えておられるのか、ひとつお願いしたいと思っております。

由岐病院におきましても、病院出来て1年半過ぎて約2年近くなろうとしておりますので、こういう老朽化の建物をいつまでもというわけにいかないと思うので、早急に対策また計画を進めるということは、これから考えて頂きたいと思っておりますので、その点につきまして防犯面からいろんな点を含めまして、もう一度これからの計画等につきまして進め方っていう点で聞きたいと思っておりますが、その点よろしくお願ひします。

議 長 特定事業調整監  
特定事業調整監

特定事業調整監 それでは駐車場につきまして、今の予定というか、お答えをさせていただきます。今回これから整備をしてまいります生きがい交流空間につきましては、現在のところ駐車台数を13台設ける計画でございます。今後それが整備できた後ですね、グラウンドの今あります、隣接整備しております駐車場と合わせて使って頂くようになるんですけれども、ご存じのとおり平日につきましては医療保健センターの職員が駐車しております。この8月にそこをオープン致しまして利用者の駐車台数とか、そういったのをまた検証していきまして、職員の駐車場の配分ですね、停める位置ですとかそういったあたりをまたこれから、その職員さんとまた検討して行きたいと考えております。以上でございます。

議 長 由岐支所長  
支 所 長

今後の進め方でございますが、まずは関係する部署ですね、

今私、由岐支所の方で答弁をさせて頂いておりますが、例えば建設、取壊しとなると専門的な知識・技術が要りますのでそういう部署、それからまあ今後の跡地利用についての検討する部署というか、庁内でまずはそういうふうな組織をつくらして頂いて、そこから検討に入っていきたい、そこから具体的な計画ができましたら関係する町内会であるとか、議会を、議員さんにも説明をせないかんとお思いますし、その辺の、進めて行きたいと思っております。以上でございます。

議長 江本議員

3 番 議員 日和佐病院の方につきましては、いろいろすぐに工事に係るということでもありますので、現状をいろいろ見据えた上で早急な設計対策をお願いしたいと思います。また由岐病院の方につきましても、かなり建物古いということが念頭にありますので、早急に計画、対処できる他の事務事業進めて頂き、できるだけ早く工事に係って頂き事故がないように、心配される防犯上のこともありますので、その点に十分留意して、早いことの計画をお願いして私の1点目を終わりたいと思います。

議長 江本議員

3 番 議員 それでは2点目の山林整備、山林の環境整備対策事業についてでございますが、昨今の山におきましては昔のように手入れが充分行き届いてなく、草むらってということがほとんどないような山の状態になっており、山に入ると土がなく岩肌ばかりのところが目についています。また森林整備ってということもございますが、森林だけじゃなしに、雑木林っていうか雑木の間伐、そういうことも必要でなかろうかと思っております。今現在、何カ所か間伐しているところもございますが、聞くところによるとチップとしての採算がとれなく、大変厳しい状況の中で間伐、山の手入れをするところもだんだんと少なくなっております。

先日、私も自分の裏山の木を切ったんでございますが、費用も掛りなかなか素人では対応できない、専門的な業者に委託しなければならないってような現状でもございます。ほういう中で先日、漁業者との意見交換会の中でもお話がありましたように、山を整備してやはり山の養分を海にもっとしようという話も受けておりますので、この際この山の手入れっていうことをどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

この総合計画の中にもやはり住んで良かったまちってことで、いろいろなかたちで自然環境、また水の治水またさまざま

まな山の活性を訴えておられるようでございますので、その点につきましてどのような現代の取組みについてお聞かせ願いたいと思います。

議長  
産業振興課長

産業振興課長

お答え致します。山の整備ということで浮かぶ言葉に、「森は海の恋人」というフレーズがございます。これは宮城県気仙沼のカキ漁師、畠山重篤さんが20年以上も前に書かれました本の名前ということなんですけれども、この本や北海道大学の松永勝彦教授との対談で『漁師が山に木を植える理由』というのがございますけれども、その中でこの言葉が生まれた訳を紹介しております、漁師としてカキを育ててきた気仙沼湾で起こる赤潮の発生、それに代表される海と生物たちに起こっている変化、それを畠山さん自身が原因追跡してあっちこっち回って行く中で、先ほど言いました松永先生と出会い「森で培われる豊かな栄養分が水を通じて川から海に流れこみ、海の豊かさとなって海の生き物を育てる」というふういに気付いたんだと、そういうことに気付いたんだと語っておられます。その気付きを原点と致しまして、地元と言うことにはなるんですけれども、海から20kmも離れた室根山というところの森に木を植える活動をご自身が始められました。この畠山さんが起こした行動、あるいはその時に言われている提案って言いますのは、その後、「漁師が森に木を植える」植樹運動というかたちで全国の小中学校に広がっていくと、これも教科書にも取り上げられてということになるんですけれども、広がって行きまして、各地に根を下ろし、たくさんの人たちとの協働作業として、今も波のように日本中に広がってっております。

平成25年9月議会で美波町として予算化致しまして購入した山河内大越の水源涵養保安林約100haについても、元の所有者が杉や檜を伐採して、その後、再造林を行わず放置、そのままになっていたものを、町として県の助成を受けて購入し、その後数年に分けて再造林を行ったというふうなものになりますけれども、このベースになるのは先ほど述べました「森と川と海の絆」を念頭においた取組みということでご確認頂きたいと思います。

一方、今年7月になりますけれども美波町と牟岐町の有志、それと林業に関係する行政や研究機関等によりまして、当面は樵木林業の歴史や価値を再考し、将来的には海部地域の林業振興に役立つ取組みを検討・実施することを目的に「樵木林業

研究会」というものが設立されまして、これ町内の赤松の方が代表者や事務局長をされておるんですけども、牟岐町河内西又地区での樵木林業実施モデル試験地の設置を含めまして、いくつかの事業について、先般（一財）日亜ふるさと振興財団から助成を受けられるということになっております。

沿岸部の雑木林の伐採につきましては、以前に阿部地区を中心にさまざまな問題があったということにつきましては、議員もご承知のことだろうと思っておりますので、安易に町外の炭焼き業者に声をかけるということにつきましては私達としては避けたいところでありまして、先ほど言いました「樵木林業研究会」、そういった取り組みが契機となりまして、美波町に於いては既に産業としては消滅してしまっております樵木林業が、町内や近隣で復活し、再生されることで、先ほど議員も言われました製紙用チップ事業が衰退し放置状態となって久しい民有雑木林の択伐や更新に繋がることを期待したいというふうに思っております。

なお、森林整備に関する補助事業についてでございますけれども、県単事業を含め多くの事業が杉や檜等の人工林の伐採、いわゆる用材林の増産というふうなものに重点が置かれております。特に最近では伐採中心から主伐重視へというかたちでシフトしてきておりまして、それがどんどん拡大していつているというふうな状況で、ますます議員が心配されておりますような・・・対する支援というものが減っているというのが実情でございます。そうした中で、国の補助を伴うものとしまして、国費が51%、県費17%という高い補助率を頂ける森林環境保全、直接支援事業というものが残っております、ちょっとこれ書類を作ったりしていくのが大変なんですけれども、森林経営計画という結構難しい面倒のかかる、面倒な書類をつくる必要があるんですけども、そういった書類の作成などいくつかの要件があるんですが、広葉樹の除間伐もこの事業では対象となるということでございます。先ほど言いましたように書類をつくるっていうのが結構大変なっていうのは当然現地の測量とかも必要になってきますし、年間計画で何年間でこういう取り組みをするんだというふうなことが書類として出来上がる必要がございますので、美波町で言いますと森林組合、あるいは坂本林業という林業事業体がございますけれども、そういったところにも声をかけながら少しでも山の整備、手入れっていうのが進んで行くようなかたちで努力してまいりたいと思っております。



す。以上私からの答弁とさせていただきます。

議長  
3 番 議員

江本議員

ただ今、課長からいろいろお話頂きました。たしかに森林に対しては森林行政っていう人工林、ほとんど人工林の対策事業だと思います。実は私もそれに対して間伐等さまざまな施策の中で森林組合、また林業の個人の会社等も含めまして、そういうふうな事業にタッチしておると思います。しかしそれ以上にやっぱり民家の近く、個人の、個人いうたらあれですから民有の山等の整備っていうことに関しては、かなりのお金がかかります。これにはなかなか手を付けるっていうことが出来ない状況であると思いますので、先日、私ら頂きました美波町の総合計画の中にも森林整備、また水源涵養保全等さまざまな中に謳われており、その中で自然を守り、また地域を守るっていう方針が書かれております。確かに美波町は森林面積が大きくほとんどが森林面積に占められてる地域でございますので、そういうふうな山の活性を図る意味で、いろいろと出来る範囲の計画を立てて頂きたいと思っておりますので、この計画の中にもこれ第2次だったと思っております、平成24年から始まって約半分、前期が終わったと思っております。また後期5年ございますので、この山を活性化させるまた山を守るという観点から何とかこの計画の中に入れて頂いて、具体的に話が出来るといふような施策っていうことが、地方自治体でできないものかっていうこと、これもう1点お願いしたいと思っておりますが、それについてお伺いします。

議長  
町長

町長

今、議員がおっしゃられたように森林っていうのは非常に大事であります。多機能な機能を持っているということで、議員おっしゃるように水源涵養であったり、それから海岸線については魚つき保安林っていうようなことがあります。一方で森林の営んでいる方にとっては、用材ということで杉・ヒノキが中心になってまいりますが、今の木材を取り巻く環境っていうのが非常に厳しいところがございます、手入れがなかなかできて行かないっていうようなことがあります。

そんなところで私たち町がどのようなことができるかというところ、大きくは2つに分かれて、1つは民間の方が収入が入るっていうような手立てをしていく。それのお手伝いであったり支援であったりっていうのが町でやれること。もう1つは大きな意味で地球温暖化防止でありますとか、そういった環境面についてどうしていくかっていうところをやっていく。それについて

ては先般の議会でも意見書等出して頂いた森林環境税が創設されるというように聞いております。実際に動くのは数年先というような情報も入っておりますけれども、そのような税が美波町にも配分をされることとなります。そういったものを使いながら大きくは先ほどの海環境をどのようにしていくかということ、やっぱり川から流れてくる養分をどうするかということになっていきますし、杉・ヒノキだけでなくその伐採した後を、今、山河内では広葉樹を全部ではありませんけれども、植えさして頂いているというようなところがございます。民間の方、いわゆる個人の方が山を持ち続けるのが非常に難しい時期にもなっています。そういったところをどうするかということで、県の方では積極的に公有林化を進めて行っているというようなところがございます。ありますので、町と致しましても町が公有林化を進めるというその財源っていうのはなかなか今、申し上げるっていうことはできませんけれども、県と歩調を取りながらそういった特に大きな河川とかの周りにある森林っていう分については、考えていく、取り組んで行く、そういった検討をしていく必要があるのではないかっていうふうに思います。特に昔は杉・ヒノキについては50年ぐらいが伐期っていわれておりましたけれども、今はなかなかその材が売れない、それから大径木が安いっていうような逆転現象も生じているところから、長伐期になりつつあるっていうところもありまして、極端に言えば森をつくるには100年はかかって行くというようなことがあろうかなあと思います。広葉樹はもう少し早くサイクルが回るっていうことで、20年30年でしっかりとした広葉樹ができていく。それは特には売ってどうするっていうんでなくて、やっぱり自然環境を守るという、そしてまたレクリエーションの部分で住民の方、それから国民の方が遊べれるというような、そういった多機能もあろうかなあと思いますので、町と致しましては、そういったそれぞれの取組みをやっていくことによって、漁業も改善して行くしというようなことを取り組んで行きたいというふうに思います。その総合計画の中の後期の計画については、来年度その見直しをしながら作るというふうになりますので、元々まあ計画は10年間で作らさして頂いておりますので、前期が終わった時に後期の・・・さして頂くというような考えでありますけれども、そういったところで今、私が申し上げたようなところが、その計画の中に反映できるようにしたいというふうに思っております。以上答弁とさせていただきます。

きます。

議 長 江本議員  
3 番 議員

いろいろ答弁頂きましてありがとうございます。山ってというのは大変必要な、町を構成させる町の根幹となる全てのことを蓄えているように思います。先日の台風21号・22号につきましても、かなりの強風、またそのために国道・県道等が通行止めっていう障がいもありました。これも常に倒木による、また山が荒れたための影響だと思えます。あとこのようなことを踏まえまして、今、おっしゃられたように国でも森林環境税のことがありますので、森林組合、またそれに係る事業者も含めまして、いろいろほういうふうな計画的に事業を進めれるようお願いしたいと思えます。またこれによってひとつの山林従事者でも増えてくれれば、また人口増にも繋がって行き、地方の活性化が繋がって行くと思えますので、その点につきまして十分考えて検討して頂くようお願いして、私の質問を終わります。

議 長

以上で江本議員の一般質問は終了しました。

続いて10番向山議員の一般質問を許可致します。

向山議員

10 番 議員

それでは私からは2問お聞きしたいと思えます。まず老朽倒壊危険家屋対策についてですが、これについては小さく3項目について質問したいと思えます。最初に空き家調査における空き家の数およびその推移についてですが、昨年、空き家調査を行ったとのことですが、その調査の目的やその内容はどのようなものであったのか。例えば空き家の大きさや構造、それから建物の老朽化等の状況、また所有者の把握なども調査対象としたのか。そしてその調査の結果、空き家の数は前回平成20年度の調査に比べて数はどうだったのかを教えてくださいたいと思えます。それから次に老朽倒壊危険家屋の把握についてですが、前問で内容についてお聞きしているところと重複するところがあるかも分かりませんが、今回の調査で老朽倒壊危険家屋の数も把握できたのか、したのか、してないのであれば今後の予定についてはどうなのかをお伺いしたいと思えます。

最後に老朽倒壊危険家屋等への今後の対策についてですが、今年度予算で15軒900万円を予算化している老朽住宅解体費支援事業の老朽住宅の定義については、要綱に詳しく定められております。ところで地域づくり推進事業条例における老朽倒壊危険家屋について、町はその定義と、その定義というのは

老朽住宅解体支援事業の老朽宅の定義と変わるのかどうか、そのあたり教えて頂ければと思います。それから今年度の老朽住宅解体費支援事業の今年度の執行状況について、どのような状況であるのかをお伺いしたいと思います。老朽倒壊危険家屋等をそのまま放置していると、倒壊やもちろん屋根瓦等飛散物による物損事故により、損害賠償との問題が発生し、また地震等により避難路が寸断された場合には人命に関わるような事態も発生することが大いに予想されます。町におきましては老朽住宅解体費支援事業や地域づくり推進条例の老朽倒壊危険家屋等撤去支援事業により、その対策をとっておりますが、今後はなお一層踏み込んだ対策が必要でなかろうかと思っております。老朽倒壊危険家屋等は建物所有者等がもちろんこれは基本的には対処すべきものと思いますが、所有者等は高齢となるにつれ放置するという現実が見えてくるように思います。そうなればいずれは国または各自治体は何らかの対応をせざるを得なくなると考えられます。今後の老朽倒壊危険家屋等への更なる対策は考えていないかを、以上3点お伺い致したいと思います。

議 長 建設課長  
建設課長

それでは私から老朽倒壊危険家屋対策につきまして、お答えをさせていただきます。まず空き家の調査目的でございますが、この調査につきましては利活用が可能な空き家であるとか、老朽危険家屋等にですね、分類をさせて頂くために実態の調査をさせて頂いた次第でございます。空き家件数につきましては、平成28年度に町内会連合会へ委託をさせて頂きまして、空き家調査業務では540件の空き家が報告をされております。平成20年度調査の325件に対しまして8年間で約1.7倍増の状況となっております。

老朽倒壊危険家屋の把握につきましては、この540件の空き家につきまして、徳島県住宅供給公社に委託をしまして空き家判定士による外観目視による実態調査を行っております。調査結果では、老朽度合や周辺への影響等に応じた程度で4段階に分類をしております。程度が軽い順から言いますとAが176件、Bが279件、Cが14件でDが70件、1件につきましては家屋に近づけないため分類が不能となっております。A Bが利活用が可能で、C Dが除却タイプの分類になりまして、このC Dの中にですね、老朽倒壊危険家屋が含まれると考えられます。

次に、今後の老朽倒壊危険家屋等への対策でございますが、

これまでの調査で把握しました空き家状況を基にしまして、空き家データベースまたシステムを今年度に整備をしております。

現在、美波町空家等対策協議会を発足し、ご意見を頂きながら「美波町空家等対策計画」の策定作業を進めており年度内には、計画策定が完了する予定でございます。また、老朽家屋解体撤去の支援制度と致しまして、「老朽倒壊危険家屋等撤去支援事業」の適用や「老朽住宅解体費支援事業」について、今年10月に補助要綱の改正を行っております。「空き家となって10年」としておりました要件をですね、緩和しまして、老朽家屋の除却をより推進していくことにしています。

今後は、空き家所有者の特定や意向調査を行う予定で、空家等対策計画を基に空家等対策協議会や町内会等と相談しながら、老朽家屋等の空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それと今年のですね、老朽住宅解体支援事業の執行状況でございますが、繰越予算で660万円ほど持っております、その内交付申請の受付をですね、今のところ4件頂いております。その内2件については支出済でございます、先ほど老朽家屋度合いをですね、判定士により判定をして頂くということで申しましたけども、この点数が100点以上ございますと対象となっております。その件数が6件、判定済でございます、交付申請待ちでございます。後1件につきましては判定申し込みがまだ頂けてないという状況でございます。以上答弁と致します。

議長 向山議員

10番議員

今、建設課長から調査の内容等についてはお聞きしました。段階別にA・B・C・Dと判定士による判定を行なっておるということですが、なお今年の実績については対象件数も少ないんですけども、なかなか軒数が上がってないということのようです。今後についてはという意向もお話頂きましたけども、昨年度の3月でしたかね、対策協議会を設置したいというふうなことも課長から頂いたと思っておりますので、そういった対策協議会等は早く設置して、事業を進めて頂きたいと思えます。

それからですね、これからはいわゆる空き家対策特別措置法というのが数年前に制定、施行されております。一応空き家法といわれておりますけども、自治体からできれば後はですね、そういった協議会を立ち上げて、そういった所有者への助言と

か指導、勧告などのなんらかのアクションも町から起こして頂かなければ10月の台風21号ですか、非常に最近ではない強い風が吹いた状況もありますし、近隣といいますか、町内でも瓦が飛びそうな状況の家屋がいくらか見受けられると思いますし、先ほども申しましたけども対応が遅くなれば遅くなるほどこの処理が難しくなるように感じておりますので、早急の対応をお願いして、私の第1問目を終わりたいと思います。回答お願いできますか。

議 長  
建設課長

建設課長 建設課長  
空き家対策等協議会でございますが、9月の1日に第1回目というか、発足協議会、発足をしております。11月の7日にですね、第2回の協議会を開催しまして、来年の1月17日に第3回の協議会を予定しております。できれば年度内にですね、空き家等対策計画の策定をしたいと考えております。空き家等対策協議会におきまして、今後の取組みと致しましては、特定空き家への対応ということが求められております。特定空き家と申しますのは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態の空き家のことが言われております。今後ですね、先ほど申しましたこれまでの調査に基づきまして、データベース化もしておりますので、そういったデータをもとにですね、協議会におきまして、そういった危険な家屋につきまして、意向調査とあわせながらですね、協議会と相談しながら助言であったり、指導であったり勧告等をですね、今後進めて行きたいと考えております。老朽家屋につきましては、今後、増えていくというようなこともございますので、協議会の方で慎重に審議を致しまして、町内会とも相談しながらですね、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長  
10番議員

向山議員  
大変失礼致しました。9月に開催されておると、設置されておるということで、知りませんでした。それで今の協議会のメンバーなんですけども、どういった方がメンバーに入っているのか、民間と言いますか、一般の方も参加しているのか、建築士会とかそういった方による構成なのか。町職員による構成なのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。

議 長  
建設課長

建設課長 建設課長  
美波町空き家等対策協議会の委員についてご紹介させていただきます。会長は影治町長でございます。委員と致しましては、美波町の町内会連合会の会長さん、自主防災会の会長さん、あと

は民生児童委員の会長さん、それと法務関係では徳島地方法務局の阿南支局長さんと警察関係では牟岐警察署の地域課長さん、それと町の顧問弁護士をして頂いております朝田啓祐法律事務所さんと不動産関係では日和佐不動産（株）の代表取締役徳島支店長の方、それと地域創生の・・・シップ協定の参与をして頂いております（株）あわえの吉田さん、あとオブザーバーでは日和佐まちおこし隊の中東さんであったり、あと町の観光協会の会長さん、あと美波町の移住コーディネーターの方々となっております。あとすいません、浅田工務店さんという春木さんとおっしゃる２級建築士の方にも参加をして頂いております。あとですね、大学関係では神奈川大学とか徳島大学の、あと県の整備部の住宅課の方に入っております。以上でございます。

議 長 向山議員

1 0 番 議員 ちょっと再再問になってしまうかも知れませんが、相当なるメンバーでこう構成されておるようです。開催についてもなかなかこうその先生方の都合を聞いたりすることは非常に難しいと思いますけども、早急にそういった対応をですね、取って頂きたいをお願いして終わります。

議 長 向山議員

1 0 番 議員 それでは第２問目についてお伺い致したと思います。地域づくり団体の連絡会の開催についてということで、お聞かせ頂きたいと思います。

美波町は住民等の地域づくり活動を支援することにより、町の持続的発展に寄与させることを目的に、地域づくり推進条例を制定して、町の発展に取り組んでおります。今現在、美波町において第２条推進条例、第２条第３号にいう団体は、今現在いくつあるのかお伺いしたいと思います。それから次にその団体を一堂に集まって頂いて連絡会や情報交換や意見交換会などを町主催で開催できないか、お伺いします。

この質問の趣旨と致しましては、私が思うに各団体においてはその設立後において過疎や高齢化に伴い、設立時の体力がなくなったり、また新たな課題が生じ発生したりで、それぞれの団体において抱える課題や悩みがあるのではないかと推測されます。そうした状況の中で、こうした連絡会や情報交換を一堂に集まって行うことにより、その解決策やまた交換会を行うことにより事業への連携などが取れて、新たな道が開けるのではないかと期待するところであります。この開催について、検討

できないかご答弁をお願いしたいと思います。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

答弁させていただきます。まず地域づくり団体に登録している団体についてでございますけれども、現在13団体ございます。由岐地区では伊座利の未来を考える推進協議会、阿部の未来をつくる会、木岐次世代会議、木岐椿公園愛護会、木岐八幡神社祭礼保存会、木岐まちづくり委員会「わいわいKiKi」、木岐町づくり協議会、志和岐地区まちづくり協議会、志和岐老人会、西の地防災きずな会、由岐湾内地区まちづくり協議会の11団体、日和佐地区ではNPO法人赤松煙火保存会、発心の会の2団体となっており、由岐地区の方が登録団体が多い状況となっております。

次に連絡会等の開催についてでございますけれども、地域づくり活動につきましても、町の持続発展のために重要な取り組みでございます。美波町においては伊座利の未来を考える推進協議会を始め、木岐まちづくり協議会など、活発に活動されている団体もございます。しかし、地域づくり団体に登録した後には活動も低調になっている団体につきましても多くございます。

このような中で、相互の情報交換や課題の共有を図ることにより活動の促進にも繋がることから実施を考えても良いかと思っております。ただ、連絡会の内容の検討や登録団体の意向もお聞きする必要がありますので、議員におかれましても今後ご相談させて頂ければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長  
10番議員

向山議員

ちょっと私が思った数よりかなり少なくて、日和佐地区においては2団体しか、しかという言い方はどうかと思っておりますけれども、登録されていないということで、非常にびっくりした状況です。その中で由岐地区においては木岐においてはかなりの数が登録して活動されておると。現実的には木岐にもですね、会員が高齢化になって非常に厳しい状況も私も把握しておりますので、先ほど総務企画課長からご提案というか、お話を頂いた件について、もちろん団体の意向とそれぞれまちづくりに対する考え方とか、取り組み内容についてはまた差異があると思っておりますので、そのあたりを種別というんですか、こう考えて頂いて開催して頂くと同時にですね、この推進条例をこのご存知ないっていうことはないんでしょうけども、もう少し日和佐地区



の方でも団体に入ったら認定したいやいうところもあるんでないかなあという気もしますので、この制度、条例の趣旨等をですね、何か広報か何かよい方法で知らしめて頂ければありがたいかなかと思えますけども、その点どうでしょうか。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

地域づくり団体につきましては、町内会が認める団体ということで、もちろん日和佐地区においても町内会でこの計画を作って事業展開している町内会もございます。それで議員がおっしゃられるように各団体がまだこういった制度自体を知らないんじゃないかということで、町内会連合会等ではご説明もさせて頂いたりもしてはるんですけども、また改めて広報なりで周知させて頂けたらと思えますので、よろしくお願い致します。

議 長  
10番議員

向山議員

ぜひとも取り組みを願いたいと思えますけども、最近の過疎高齢化、少子化によってですね、非常にこういった団体も疲弊していったような状況がありますので、ぜひとも産業振興の面でも力を入れて取り組み会の開催について、早急に行って頂ければと思えますし、また総務企画課長の方へ私もちょっと相談に行きたいと思えますので、そのあたり連絡を取り合いながら開催できればと思っております。して頂ければと思えますので、よろしく願いして、私の質問を終わります。

議 長

以上で向山議員の一般質問は終了しました。  
小休の小休さして頂きます。

（時に 10時30分）

（小休中）

（時に 10時45分）

議 長

再開します。

（4番議員 不在）

続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。

寺下議員

8番議員

議長の許可を得ましたので、私からは児童虐待についてと、AI、IoT等の次世代技術を取り入れることについての大きく2問質問致します。

まず、1問目の児童虐待について質問致します。児童憲章は、「すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される」と謳われておりますが、現在、児童を取

り巻く環境はこの憲章が形骸化しかねないほど深刻な状況です。平成27年度に全国の児童相談所が児童虐待として対応した件数は、統計を取り始めて以来、初めて10万件を突破し、本年8月に公表された平成28年度の対応件数の速報値は、12万件を超え、過去最大を更新しています。徳島県においても、平成26年度710件、平成27年度654件、平成28年度658件と、徳島県で過去最大となった3年前からは下がってきておりますが、今もなお高い件数で推移しています。児童虐待には、身体的虐待だけではなく、ほったらかしと言われるネグレクトや心理的虐待等があり、その件数が増加傾向にある要因としては、児童虐待への社会的関心が高まって通告が増えたこと、未熟な親・精神的に不安定な親が増えたこと、孤立した家庭が増えたこと、不安定な家族関係の家庭が増えたこと、経済不安が続いていることなどが挙げられています。

日常生活の中で悩みを抱えながらも、誰にも相談できずに苦しんでいる保護者がいること、その対策については、市町村・種々の民間団体・地域のつながり等、ネットワークの構築や密な連携が求められています。小さな兆候であっても、関係機関の情報を一元化すれば重大な事例の発見につながります。本町においても妊娠期から出産、子育て期にわたり、教育委員会とも連携して切れ目のない支援に取り組まれていると思いますが、児童虐待を未然に防ぐには、さらなる拡充と新たな対策が必要であると思います。

そこで、小さく3点についてお伺いします。1点目、本町の児童虐待の相談対応件数や、支援の状況についてお伺いします。次に、虐待対策を効果的に進めるには、「虐待は防ぐことができる」という認識に立って取り組む必要がありますが、本町における未然防止についての取り組み状況をお伺いします。最後に、児童虐待を未然に防ぐための新たな対策や取り組み等、検討されていることがあればお聞きしたいと思います。以上3点、答弁の方よろしくお願い致します。

議 長  
教 育 長

教育長  
私の方からは学校教育の現場からお答えをさせていただきます。教育委員会における児童虐待に関する相談窓口としましては、事務局職員をあてて対応していますが、直接受付事案はなく、学校や関係機関からの連絡報告を受付けているという状況です。町立学校における児童生徒に係る虐待の現在の状況は2件（2世帯）ですけれどもございまして、どちらも保護者がしつ

けのために叩いてしまったというものです。いずれの家庭も徳島県南部こども女性相談センター職員の定期的な訪問による生活状況の確認や相談などの支援を受けています。学校もスクールカウンセラーや町保健師と連携しながら配慮に努め、現在、子どもたちは、平穩に学校生活を送っています。

未然防止の取り組み状況につきましては、学校職員は児童虐待を発見しやすい立場にあると考え、早期発見に努めています。主な取り組みは、児童生徒の観察になりますが、例えば身体的虐待につきましては、不自然な外傷や、家庭でのけがの有無など。ネグレクトにつきましては、衣服の汚れや身体の汚れ、体重の急激な減少や異常な食欲など。性的虐待につきましては、性感染症や年齢にそぐわない性的発言など。心理的虐待につきましては、摂食障害や自傷行為など。また、家庭訪問の折には、家庭内の状況にも気を配り、保護者面談の時には親と子どもの関係性にも注意をはらっています。また、職員から児童生徒への声かけを行い、できるだけ早い段階で疑いを発見し、職員全員で見守りに取り組み、疑い事案であっても教育委員会へ報告頂くこととしております。

今後の未然防止の取り組みにつきましては、これらも子どもたちの抱える問題にいち早く気付くことができるよう、児童生徒理解にたった指導を続けることが大切だと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 福祉課長  
福 祉 課 長

私の方からも①から③につきまして、まとめて答弁させていただきます。児童虐待に関する主な相談窓口としましては、徳島県南部こども女性相談センターをはじめ、警察や各市町村に設けられております。本町におきましては平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことに伴いまして、虐待相談のワンストップ一元化を目的に役場福祉課内に虐待防止センターを設置して対応しております。

平成28年度における本町の児童虐待件数、先ほどの教育委員会の報告と重複致しますが、28年度における本町の虐待児童、児童虐待件数は6件ございました。6件で6世帯。何れにつきましても、しつけの為に叩いてしまったという状況でありました。このような事例が発生してしまった場合におきましては、関係機関等と連携し適切な支援を行っております。

児童虐待の未然防止についての取り組み状況としましては、虐待防止の普及啓発、これが第1番かと思っておりますが、普及啓発

をはじめ児童と直接接する場において、児童の異変等にいち早く気付き対応することが重要と考え、こども園や各学校をはじめ、地域におきましても民生委員の協力を得まして見守りに取り組んでおります。

また、健康増進課が実施しております母子保健事業では、生まれる前の妊娠期から、先ほど議員もおっしゃられた虐待の要因ともなりえる子育ての不安や孤立等によるストレスに対し、切れ目のない支援を行うことで児童虐待防止及びリスクの軽減に努めております。

今後の未然防止の取り組みにつきましては、現在の取り組みを継続し、継続とはなりますが児童に接するそれぞれが児童の異変にいち早く気付くスキルを更に積み上げていくこと、また関係機関等との連携強化に努めて参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員

ただ今、教育委員会、福祉課の方から答弁を頂きました。先日、補導員の研修会で、防犯ジャーナリストの梅本正行さんの講演を聞きました。その中で、「あなた方大人は、『子どもは地域の宝』と口にしながら、本当に子どもたちが安全に安心して暮らせる地域環境づくりに真剣に取り組んでいるのか」と問われ、心にズシンとききました。

先ほどの答弁にもありましたように、児童虐待は早期発見ときめ細かい対応が必要で、そのためには、体制の充実や専門性の強化が必要だと思えます。そのあたり、身近な市町村の役割はますます重要になってくる部分だと思えます。そこで福祉課、教育委員会、児童相談所等が機能する連携体制をどのように展開していくか、ただ今の答弁で見守りであったりとか、連絡を行うっていうお話もあったんですけども、もう一步踏み込んだというか、具体的な取り組み等は考えておられないのか、再度お伺いします。

また、今後も継続して行くというお話だったんですが、関係機関の共通認識であったりとか、研修機会の充実と併せて、やはりこの児童虐待という問題は時代が変わって行く中で、ひたすら勉強というか状況を知って重ねて行くしか防止する方法はないと思えますので、そういう研修機会の充実であったり、ひとつ提案なんですけれども、教育委員会や福祉課、共同で児童虐待対応マニュアルなどを作成するといったこともスピーディな対応には繋がると考えるんですが、そのあたり考えられるこ

とはあるのか、お伺いします。それとやはり子どもにとって一番の身近な存在であり、見方が保護者になります。保護者から受ける行為ってというのは、子どもはやはり声を上げなかったり、上げられなかったりっていう状況がありますので、そういう行動を受けた子どものフォロー体制についても今後、具体的な支援策が必要になってくると思いますが、そのあたりもどのように考えられているのか、お伺いします。

議 長  
福 祉 課 長

福祉課長

まず美波町にはこども支援地域協議会を設けております。それと本年の4月17日でありますけども、海部郡の3町と牟岐警察署において、児童虐待についての連携を強化するために情報共有や連携に関する覚書の締結を行ったところであります。それ以降につきましては、町の担当者でありますとか、警察、あと県の児童相談所、南部女性子ども相談センターですか、この者たちで2カ月に1回ほど研修、情報交換の会議を行っております。

マニュアルの策定につきましては、虐待防止センターをつくった時に、設置した時に一連のマニュアルはつくっております。ケースに応じて保護者と話し合いをすることで済むような内容、事例もありましたら児童相談所が介入してちょっと子どもを養護施設に保護するというような対応もしております。以上です。

議 長  
教 育 課 長

教育長

教育委員会としましては、マニュアルにつきましては養護教諭のための児童虐待対応の手引きというものが既に学校に配られておりまして、養護教諭のためのということではあります。全体的なことが書かれているので、それで対応させて頂いていると考えております。あとフォローの体制、子ども達に対するフォローの体制ということでありましたら、やっぱりスクールカウンセラーのカウンセリングを受けるというようなことで、フォローをさせて頂いておりますし、先生方もその子どもの生活に寄り添った対応をさせて頂いております。

あと保護者の状況というようなことですが、ほれにつきましては、先ほど申し上げました保護者会であるとか、その時、その時の家庭に入る家庭訪問であるとかというときに、深く気を付けて観察というたら言葉悪いですが、を見させて頂いているというような状況ですので、そのようなかたちで進めさせて頂きたいと思っております。以上でよろしいでしょうか、

答弁とさせていただきます。

議 長  
寺 下 議 員

寺下議員  
ただ今、具体的に今後、取り組んで行く内容であるとか、現在進めている状況っていうのを教えて頂きました。2015年7月1日から児童虐待の相談及び通報の窓口となる児童相談所全国共通ダイヤル189、「いちはやく」がスタートしています。子どもは地域の宝という強い思いの下、児童虐待が家庭の問題だと放置されることなく、多くの人の目が届く、そういうことで虐待から子どもの命を守ると共に、その子どもが生涯に渡りすばらしい人生を送れるよう、出来る限りのケアとフォローに取り組んで頂くことを心からお願いし、1問目は終わります。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員  
続いて2問目、AI、IoT等の次世代技術を取り入れることについて質問致します。現代社会はものすごいスピードで変化をしてくれています。現実、身近なところでも、携帯電話がスマートフォンになり、これを上手に活用できる人とそうでない人との間にでも、生活スタイルの差が出来ている時代です。特にテクノロジーの進化は第4次産業革命と呼ばれ、次世代技術であるAI、IoT、ビッグデータ、クラウド環境の充実等、技術の進化には目覚ましいものがあります。IoTは、現実社会をビッグデータに、ビッグデータをAIが分類整理しスマートデータに。また、AIの精度を高めるためにはビッグデータが必要であり、それを収集するためにはIoTが必要になるとい、それぞれに相関的な循環が生まれてきています。

そこで、小さく3点に分けてお伺いします。まず、1点め、本町においても、次世代技術を生かした取り組みとして「“止まらない通信網”を活用した命をつなぐ減災推進事業」の実証実験が行われたと聞いていますが、具体的な内容についてお伺いします。

次に、全国では、AI等の次世代技術を理解し、積極的に取り入れることで、職員の負担軽減と住民サービスの飛躍的な向上に取り組んでいる自治体もあります。本町としても検討されていることがあればお聞きしたいと思います。

最後に、次世代技術を用いた防災対策として、ドローンの活用や、町内モニターカメラシステムを構築することにより、非常物資供給や、町民の避難経路構築、復旧の優先箇所など、被災時に役立つ効果的な判断に活用できるのではないかと考えますが、今後、検討されていることがあればお聞きしたいと思います。

ます。以上、3点、答弁の方よろしくお願ひ致します。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

答弁させていただきます。私の方から1点目と2点目について答弁させていただきます。まず今回の止まらない通信網を活用した命をつなぐ減災推進事業についてでございますけれども、サテライトオフィスであるスキードの提案によりまして、総務省の事業採択を受けまして、美波町を舞台に実証が行われたものでございます。内容と致しましては大きくは災害初期に想定される通信網の遮断時においても通信が確保出来るシステムの実証となっております。通信方法については、Bluetoothと920MHz帯通信を利用しまして、町中に設置しました中継器が避難者が受け取ったセンサータグを感知致しまして、避難者の位置が確認出来るというものでございます。また、Bluetoothを使用することからスマートフォンでもアプリを入れることによってセンサーの位置情報が把握出来ることとなっております。

用途としては、災害時においては警報の配信、避難者への状況提供、避難先の把握などに活用しまして、平常時においては要支援者や子どもの見守りに活用出来る可能性がございます。今回の、実証結果も踏まえスキードを始め大学、企業からなる止まらない通信網活用減災推進委員会の中でその成果と課題も含め、今後、結果を取りまとめ、2月には総務省へ成果を報告することとなっております。

次に2点目でございますけれども、美波町ではAIを使った業務の効率化までには至っておりませんが、前回の一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、建設課の業務の一部においては道路等の管理や地籍調査において、道路台帳等のデータをクラウドサーバーに保存しまして、タブレット端末1台あれば、現場において立会などの業務を効率的に行っている事例もございます。これは、職員の提案であり、その取り組みのひとつでございますけれども、効率化に加えましてデータ保存においても損失リスクが削減されまして、また効率化に伴い住民サービスの向上にも繋がっているものと考えております。

この取り組みについては、前回も質問がありましたタブレット端末の導入が実現することによりまして更に利用範囲が広がるかと考えております。

美波町では、サテライトオフィスも多く進出して頂いていることから、他の行政課題などに対しましてもご提案を頂きながら進めさせて頂ければと考えております。私からは以上でござ

います。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

私の方からは3点目の質問についてお答えをさせていただきます。AIテクノロジーは、ロボット技術などから始まり、現在では、電化製品などにも採用され、生活に身近なテクノロジーとして普及しつつあり、第4次産業革命とも言われております。特に最近のAIは、ビッグデータを与えることにより自ら学習し答えを出せるという技術にまで発展しています。

現在、防災対策にAIを活用した対策はできておりませんが、防災対策での新しい取り組みとして美波町では、徳島文理大学の床桜教授を座長と致しまして、県民局津波減災部、それから美波町、NTTデータ四国により「ドローン研究会」を立ち上げ、ドローンを防災対策に活用できないか検討を進めております。

特に災害発生時に自動操縦による被災状況の確認や津波発生時の自動発信、有線給電による長時間飛行、防水や赤外線などの特殊カメラを搭載して撮影を行えないかなど、まだまだ実用的ではない部分もありますが、防災対策への活用について研究会で検討しています。その中で、AIのドローンへの活用も含め、AIやIoTを活用した新しい技術導入の可能性について検討を進めて参りたいと考えております。今後は、町内のサテライトオフィスや関係機関などとも連携をしながら研究、検討して参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
8 番 議 員

寺下議員

ただ今、取り組まれている事業等について答弁頂きました。全国でもさまざまな実証実験などが行われています。それらの事例や結果を上手に活用し、本町にも役立てて頂きたいと思っておりますが、私に関心を持った事例として子育て支援アプリがあります。2013年8月にサービス開始となった横浜市金沢区の「かなざわ育なび.net」は、子どもの生年月日や居住地の郵便番号を入力することにより、健康診断や予防接種の時期など、利用者に特化した情報や付近の施設における子ども向けイベント情報を受信できるものであり、「必要な情報だからこそ伝わり、知らないという機会損失を減らし、新しい出会いやリフレッシュの場へ誘導する」広報を実現させています。また、2017年2月15日にサービス開始した渋谷区LINE公式アカウントは、先ほどの広報に加えて、AIを活用し、子育てに関する質問に対し、24時間自動応答システムを実現させています。



小さな自治体の限られた職員数での業務改善の1つの策としても、オープンデータを積極的に取り入れることは行政事務においても効率化に繋がります。1問目の質問にも関連しますが、また、孤立しがちな子育て家庭の支援策としてもサービス向上に繋がります。先ほど職員提案であるそういう対策というか取り組みも説明頂きましたが、そのようなことも含めて本町として今後、もっと取り組みを推進して頂きたいと思いますが、取り組みを進める中で、どのようなことがハードルとなるか、財源であったりとか、人材であったりとか、そういう部分もあるかと思うんですけれども、どのようなことが課題となるのか、そのあたりについて伺いたしたいと思います。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

お答えさせていただきます。ただ今、各、全国で取り組まれている事例も含めましてご提案頂いたといいますか、要望頂きまして、そういった全国の事例についてももちろん情報収集に努めさせて頂きまして、本町で取り組める内容につきましては取り組んで行きたいと思っております。それで町の財政事情等もごさいますけれども、もちろん議員がおっしゃられるように職員の負担軽減という点では、そういったI o T、I Tとかの関連のシステム等については積極的に取り入れるべき時期に来ているかと思っております。

ただどういった業務がそのI o T、I Tですかね、そういった関連事業に適しているかっていうところも含めまして勉強、十分させて頂きまして、本町に似合った業務の改善に務めさせて頂きたいと思っておりますので、またご指導よろしくお願い致します。

議 長 消防防災課長  
消防防災課長

お答えをさせて頂きます。ドローンの開発につきましてを日々開発を進められている状況でございまして、特に最新のドローン技術につきましては、研究開発・・・実証実験という段階にとどまっている例が多い状況と思っております。今後はドローン研究会や関係機関などと協議をしながら、どこまで実用化が可能か、そういうことにつきまして研究や検討をしまいたいと考えております。以上でございます。

（4番議員 入室）

議 長 寺下議員

8 番 議 員 先日、本町の「あわえ」さんで研修をお願いした際に、次世代技術の活用により「都市部の課題」と「地域が持つ能力」は補完し合える可能性があること、I o T企業は地域課題の解決との親和性が高い、ということを下山さんからお聞きし、サテライトオフィスの誘致に力を入れている本町だからこそ、他の自治体よりも先進的な連携ができるのではないかと思います。昨年12月に「官民データ活用推進基本法」が成立し、その基本理念に、国や自治体、民間企業が保有するデータを適正かつ効果的に活用することで、行政の効率化や地域経済の活性化を目指すことが掲げられています。そのことから、次世代技術には過疎の進む自治体においても、大きな可能性を持っています。

現在、オープンデータは全国で1,788地方公共団体の内、県で38、市町村で250が公開されています。また先ほど私が抜粋した事例についても、オープンデータ100に活用事例がのっており、それがサービススタートした時点でどんどん更新されていっています。やはりそういう技術というのは、それを上手に活用することで町民にとってもプラスになる、メリットのあるということもあります。内容においてはきちんとそれを活用しなければ、逆にデメリットになる場合があるかもしれないんですけども、そのあたりはいろいろ検討して頂いて、ぜひ効果的な活用をして頂きたいと思います。

最後にこの質問の最初に答弁頂いた、本町で取り組んでいる「止まらない通信網」の確立は、被災時、通信が遮断された時には有効であると思いますし、その無線通信分野においても新たな通信技術の実用化に繋がると思います。今後、止まらない通信網活用減災推進委員会ですかね、その方で効果であるとか、そういうことについては検討されていくという話だったんですけども、実用化に向けて、ぜひ前向きな展開をして頂きたいと思いますし、その委員会というのは、どういう方達で構成されているのかをお聞きできたらと思います。お願いします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えします。止まらない通信網活用減災推進委員会の委員のメンバーでございますけれども、委員長には徳島文理大学の床桜教授、それから徳島文理大学の柳澤准教授、それから役場からは私と近藤消防防災課長、それから徳島県南部総合県民局の津波減災部の課長補佐の河野課長補佐、それから同じく徳島県南部総合県民局の経営企画部の地域振興担当課長であります

上野課長、それから㈱スキードの明石社長、それからサイファータック（株）吉田社長、それから徳島大学の副理事でもあります山中地域創生副センター長がメンバーとして加わっております。委員として加わっております。以上です。

議 長 寺下議員  
 8 番 議 員 今、活用減災推進委員会のメンバーのお名前も頂きましたが、やはりこういった他の自治体にはなかなかこうすぐにはまねすることのできないそういう部分で本町が力を入れて取り組んで行くということは、とても素晴らしいことだと思います。次世代技術を上手に活用し、防災・減災に取り組むことが津波高等についてはなかなか住みにくい町なんじゃないかって思われる中でも、それを将来的に住民サービスの向上に活かすことで、本町の魅力、この町に住みたいと思ってもらえる。また住んで良かったと思ってもらえる満足度の向上につながると思います。そういうことも含めて、今後とも取り組みを進めて頂きたいと思います。以上で、私の質問は終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。  
 ちょっと小休します。

（時に 11時19分）

（小休中）

（時に 11時20分）

議 長 再開します。  
 続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。

7 番 議 員 永本議員  
 私は3点についてをお尋ねを致したいと思います。まず1点目の由岐地域高台開発構想について。想定津波高最大22m、建物の97%を大津波で浸水、破壊されるという想像を絶するような大災害が必ず来るということが国の方から発表されております。地域住民の生命を守るためには、いろいろな対策が考えられ、実施もされてまいりましたが、最終的には高台開発、集団移転がこの地域には絶対必要なものと考えられます。これまでにいろいろな話が出たり消えたり、本格的な構想には至っていないように見受けられます。一方日和佐地域においては赤松、山河内、北河内、西河内の広い地域が大津波も到達しない天然の高台があります。あえて40億の大金を投じて開発を進めるのは費用対効果の面で、それほど必要性がないのではないかと私は考えております。

しかしすでに決定済みの高台開発について、これを元に戻すのは無理だと思います。これはこれで進めて頂ければありがたいと思っております。由岐・日和佐両地域の公平な発展の意味からも、高台開発、由岐地域の高台開発構想は絶対必要だと思っております。構想があるのであればその進捗状況をお尋ね致したいと思っております。よろしくお願い致します。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

お答えをさして頂きます。由岐湾内地区では、平成24年から由岐湾内3地区自主防災会連合会が中心となりまして「ごっつい由岐の未来づくりプロジェクト」として事前復興まちづくり計画の策定に取り組んできております。平成26年には、ごっつい由岐の未来づくりプロジェクトチームを設置し、各地域で住民への説明会及び意見交換会や地域伝承について考えるワークショップ等を開催するなど、より多くの住民の合意とより良い意見を取り入れた計画策定を進めてきております。

現在の候補地につきましては、まず自主防災会等で6カ所の候補地を選定し、その6カ所において開発規模や自然環境、地形地質等の開発難易度判定を行っており、その結果、一番難易度の低い候補地として志和岐谷にある現在の候補地を選定しております。平成27年にはその候補地において、津波に対して安全であり、また震災前過疎を防ぐ目的で、高台造成計画に関するコンペティションを実施し、優秀作品を表彰をしたところです。この計画につきましては、地域と大学、建築士会など関係機関が一体となって進めてきた事前復興まちづくり計画であり、今後は、関係機関と連携しながら、調査・検討をしていくことになると思います。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

ありがとうございました。出来るだけ早い計画の遂行が必要だと思っております。それから先般、木岐苦越地域におきます霊園開発構想、計画がされましたが、これはまあそういうことにはならないということになったわけではありますが、そういうことでそういった迷惑施設が進出を防ぐためにはですね、苦越地域においてもそういうことのないように、あらかじめ必要な開発構想というのを考えていけば、そういうことにならないと思うんです。そういうことで由岐地域、日和佐地域の公平な発展を今後進めて頂きたいというふうにお願ひして、1点目については終わります。

議 長

永本議員

7 番 議 員 2点目、美波病院の経営改善対策。これは先般医療特別委員会  
会で、私が事務長に質問を申し上げましたけれども、人口の多くを占める日和佐地域の住民が美波病院をどのぐらい利用されておるんですかという質問に対して、事務長の方からは約20%ぐらいということでした。これではですね町長、美波病院の改善はどれも難しいのではないかと、なんとかしてこの人口の多い美波町日和佐地域の住民がですね、積極的に利用して頂けるような方法を考えて頂かないと、根本的な改善対策にならないと思うんです、この点についてお尋ね致したいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 病院事務長

病院事務長 それでは私の方から答弁させていただきます。由岐病院、日和佐病院当時、外来、入院ともほぼ、由岐地区の患者さんが由岐病院、日和佐地区の患者さんが日和佐病院へ行かれていたと思われ  
ます。また、美波病院開院時におきましては、外来患者につきま  
しては、由岐病院の時からあまり変わらない状況が続いてお  
りました。これは永本議員がご指摘の通りだと思います。それ  
で現在の地区別利用状況につきましても、外来の場合は詳細な  
データはございませんが、医療特別委員会の方でもお答えさせ  
て頂きましたように、由岐地区が8割、日和佐地区1割、そ  
の他で1割程度という割合でありまして、ただ入院につきまし  
ては、11月末現在27名入院されておりましたが、由岐地区  
が14人、日和佐地区9人、その他地区としまして4人となっ  
ておりまして、入院につきましては、日和佐地区の利用者が少  
ないとは言い切れないと考えております。

外来につきまして、日和佐の方の割合が少ない要因として考  
えられますの、通院されているほとんどの方々が慢性疾患の患  
者さんでありましては、その方々はかかりつけの病院としまし  
て各病院に通院されている方々がほとんどと考えております。  
そうなると通常その方々は新しい病院ができたとしても簡単に  
美波病院に来てくれることはないと考えております。その中で、  
利用者を増やす方策と致しましては、新規の患者さんの受診が  
課題となると考えられますが、通常の内科的病状、風邪とかの  
症状の受診につきましては、日和佐地区にもおいても、日和佐  
診療所並びに民間病院等があり、そちらを受診することが多  
くなると思われまして、そういったことから、今後方策として考  
えられることと致しまして、日和佐地区の診療所等がない診療科  
の設置や充実を図ることが必要だと考えております。

美波病院におきましては、整形外科の充実を図って行くことにより、日和佐地区からの多くの利用が考えられますが、現在は、月1回午後からの診察のみとなっており、診察人数も限られております。

今までも、一般質問等でお答えさせて頂いておりますが、常勤医師の確保、充実を図ることが、第一条件だと考えておりますので、医師の招へいに関しまして永本議員を始め、各位におかれましても、ご理解、ご協力をお願い致しまして、私の答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

永本議員

町長にお尋ねを致したいと思います。なかなかこの普通病院では、今、課長が提案されましたけども、それだけの手当でなかなか将来の発展は望めないと思うんで、特化病院といいますかね、リハビリとか透析とか、そういうことも将来は考えて行かなければならないのではないかと思うんで、この点、町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長  
町 長

町長

今回の病院のいわゆる統合再編につきましては、由岐病院と日和佐病院をどうするかというような中で、入院機能は集約しましょうと、でそれぞれ2つの町が合併してますので外来機能はそれぞれ残しましょうというような大きな方向の中で、日和佐地区については今の建物の名前は医療保健センターですけれども、日和佐診療所、由岐地区については美波病院というふうになりました。当時80床の由岐病院と日和佐病院をたした病床数っていうのは80でございましたけれども、現実に則したというかたちで50床というようなことで、美波病院はできております。先ほど事務長が申し上げましたとおり、それぞれの地域において必要な病院であった、特に外来機能についてはそれぞれの町に残したということもございまして、外来は日和佐地区については日和佐の診療所に行って頂いてというような状況でございますので、美波病院の方へ日和佐地区から外来に行かれるというのは、先ほど言ったような1割程度というようなこととなります。

ですが入院機能については先ほどの話しでいきますと、27名中の14、これは約5割ちょっとですけども、5割2分ぐらいだろうと思いますけれども、52%ぐらいが由岐地区の方、37%ぐらいが日和佐地区、後は町外の方が入院されているというような状況になるので、病院自体の利用をそれぞれの旧町

からどのようになっているかっていうと、5対4ぐらいのものなので、それほどっていうふうに私は感じております。後、町外での医療機関に出られている方の方がはるかに多いわけでございまして、そういったところについては、やっぱり高度な医療を必要とされる方というのが出られているというような状況でありまして、経営からするとやはりなかなかほの採算がとれないところを我々は担っているっていうような原則といたしますか、根本的な存在意義があります。そういったところでありませけれども、それだからといって経営をどのようにないがしろにしているのかっていうようなところはありますから、最近ではといたしますか、今年度に入ってから私の方が定期的に美波病院の方へ伺わさせて頂きまして、病院長、総師長、師長、事務長とあわせた4人で経営の報告等を伺ってます。そんな中で経営改善の取組みとしては、今まで15対1の看護師である医療報酬を頂けるところを、13対1の分を取らせて頂いて、今現在いっているというようなところでありませ。できるかぎりの経営改善をさせて頂きながら、病院の経営を持続可能なようにしていきたいというふうに思っているところでありませ。

議員から提案のありましたリハビリについても、それぞれ美波病院、それから日和佐診療所においてもリハビリ部門を設置しまして、美波病院については徳島病院から常勤ではございませませんが先生を来て頂いて、整形のおいしゃさんに来て頂いてリハビリをやっているというところでありませ。今のところ、私が考えているその医師関係の課題というのは、常勤の整形外科医をぜひとも美波病院に来て頂こうというふうに思っております。それに対しての招へい、ついでに取組みといたしますか、それはやっといこうというふうに思っております。それと透析というお話がございませけれども、それについてもすでに医療保健センターの3階部分に玉眞医院さんが入っておりますので、そっちの方は民間の方に担って頂くというようなことで、かたちてきにはまあテナントとなっております。現在のところ、月額の使用料を頂いているというようなところでございませけれども、これから高齢化が進むにつれて、特に膝とか腰とか肘とかいうような体の変調を訴える方が多ございませるので、リハビリ機能をしっかりとすることによって、経営にも上向くってというようなことで取り組んでいきたいというふうに現在のところ考えております。以上、私の所見でございませけれども、答弁とさせていただきます。

議長 永本議員  
7 番 議員 ありがとうございます。この点につきましては、今後の熱心な取り組みを期待して終わります。

3点目、県南部DMOの話しでございますが、メディアによりますと県南部DMOのスタートは来年夏ごろというふうに言われております。どのような構成になっておるのか、どういう団体、あるいはどういう企業が参加されておるのか、また人事面はどのようになっておるのか、全体の進捗状況をお尋ね致したいと思います。よろしくお願いします。

議長 産業振興課長

産業振興課長 答え致します。県南部DMOにつきましては、去る12月1日に定例県議会におきまして西沢県議がDMVについて一般質問を行った際に、飯泉知事が答弁をされております。その答弁の関係部分につきましては、『県南地域においては、これまで、地元観光協会や自治体等で構成する「『四国の右下・魅力倍増』推進会議」を中心に、「『四国の右下』ロードライド」や、「海部川風流マラソン」などのアウトドア・スポーツ、豊かな自然を活かした「体験型教育旅行」魅力ある食材が満喫できる「南阿波グルメ」などにより、「見て・食べて・体感できる」地域として、観光誘客の促進に取り組んで参ったところであり、「ワールド・マスターズ・ゲームズ2021関西」において、公式競技種目となる、「カヌー、トライアスロン、アクアスロン」に加え、オープン競技として「サーフィン」の開催が決定し、県南地域の魅力を国内外にアピールする「千載一遇のチャンス」と捉えております。このため、現在、インバウンドへの対応強化など、更なる観光振興を図るべく、観光地域づくりの舵取り役を担う官民一体となった組織である「『四国の右下』版DMO」の来年度早期の設立に向け、地元関係団体との調整を行っているところであります。この組織では、これまでの県南地域における観光振興施策をしっかりと検証し、DMVをはじめとした県南地域の魅力を存分に活かした「旅行商品」の開発、観光客の動態に関する「ビッグデータ」を活用した戦略策定、効果的なブランディングやプロモーション、地域の観光産業を牽引する「人材の育成」などに取り組むことと致しております。』という内容で、県としては「来年度早期の設立を目指して調整を進めていく」ということであります。

一方、具体的な事務を担っている南部総合県民局が作成した最新の資料によりますと、県南1市4町を区域として、（仮称）



一般社団法人 南あわ観光局というDMOの設立をイメージしており、設立手続きを平成30年3月に、日本版DMO候補法人登録を同年夏頃に行いたいという希望を持っているようであり、5市町にも応分の負担をしてもらいたいということで、先週から県民局の担当者が1市4町に順次足を運び、その説明を行っているというふうな状況でございます。以上、県に於ける最近の動きを報告して、私からの答弁とさせていただきます。

議 長  
7 番 議 員

永本議員  
影治町長から隣接の市町村にいろいろと働きかけがあったように思っておるわけですが、この人的な構成ですね、誰が中心になって誰が引っ張っていくんか、そこが一番大事になっておる、必要に思われるわけでありまして。できれば影治町長がリーダーになってですね、進めて頂きたいと思うんですが、そのあたりはどないなっているのか、お知らせ頂ければありがたいと思います。よろしくお願いします。

議 長  
町 長

町長  
まずこのDMOにつきましては、永本議員から6月の議会でご提案を頂いたことを受けまして、私の方で周辺の市長さん、町長さんにはご案内を申し上げまして、大筋でやっていこうというようなご返事を頂いたところでございまして、その後、西祖谷の観光圏を視察をさせて頂いたというようなことになっております。そんな中で組織をどうして行くかっていうところについては、今のところまだ未定でございまして、核となるのはやはり組織の事務局長をどなたに担って頂くかっていうように考えているところは、県も私どもも同じでございまして。そういった人材を幅広いところから選ぶっていうことが最大のキーポイントになってこようかと思っておりますけれども、それについては私どもでなかなかその外部の方のそういった知見を持ち合わせている、そしてまた今回やろうとしている官民連携の中での観光振興の中心的役割を担って頂くような資質であったり、識見を持っていらっしゃる方をつてなると、なかなか宛てがございませんので、そのあたりは県の方へお願いをしながら、適切な方を選んでいこうというふうに私自身は思っているところでございまして。県の方もそのあたりをどのようにするかっていうのは、悩まれているというふうにも聞いておりますし、今後そういった事務局を担う統括すべき中心的になる方、っていうのは、その様なかたちで選んでいくようになるんではないかというふうに思っております。

一方で組織自体は官民共同ということですので、非常に幅の広い分野の方が特に観光に携わる分野の方から選ばれて委員になってっていうように推察されます。その構成メンバーも今のところはぜんぜん候補者も決まっていませんので、またの機会にある程度進みましたら、また議会の方へもお示しを出来る機会があるかなあと思っております。今のところは以上のような進捗状況でございますので、ご理解を頂きながら私としてはこのDMOの設立については、しっかりと取組んで行きたいというふうに考えておりますので、後押しといたしますか、助言といたしますか、そういったものをお願いして答弁とさせていただきます。

議 長 永本議員  
7 番 議 員 できれば会長、事務局長共に、本町から出して頂けるような方向でやっていければありがたいと思っております。今後の努力にご期待申し上げまして、全体の私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。  
小休致します。

（時に 1 1 時 4 5 分）

（小休中）

（時に 1 3 時 1 5 分）

議 長 午前中に引続き再開します。  
続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。  
北山議員

4 番 議 員 それでは一般質問をします。今回は大きく2点です。質問事項その1、美波町情報公開条例の運用について。この条例の運用において、住民が不利益を被っていると聞きます。美波町情報公開条例は、「目的としてこの条例は開かれた町政実現のため、町の保有する公文章を公開することにより、町民の知る権利の保障と町政への参加を推進するとともに、町の町民に対する説明責任を果たすことにより、町民と町との信頼関係を深め、持って町民全体の町政を実現することを目的とする。」とありますが、平成18年3月31日施行以来、10年余りが経過し、情報公開条例があることで住民の知る権利が守られ、町の説明責任が果たされていると錯覚しているのではないか。本来の姿は町民が求めようとしている情報を、先んじて説明、情報公開することであります。今まで簡単に公開できた情報が、請求を行い、日数を要し、揚句は公開できないなどということがあっ

てはならないと思います。そこで町はこの条例の精神を各実施機関で再認識すべきと思いますが、そのためにどのような手立てを講じているのかお聞かせ下さい。

次に最近の具体事例について、情報公開条例の所管課である総務課長にお聞きします。事例その1、平成29年11月13日付でAさんに送付された第6条関係とした公文書不存在不開示決定通知書について、美波町情報公開条例第9条の規定により、不開示とすることを決定したとあるが、何を根拠に決定したのか。また公文書不存在の理由として、会議録作成中のためとあるが、作成中は不存在の理由にならないと思うが、その根拠はどこにあるのかお聞かせ下さい。事例その2、Bさんが平成29年11月29日提出した公文書公開請求書に対する平成29年12月4日付、公文書公開決定通知書について、Bさんが請求した会議録については、私自身11月28日の朝もらいました。ということで、公開が決定しているにもかかわらず、決定に日数を要している、その理由は何かお聞かせを下さい。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

情報公開条例の件でございますけれども、答弁させていただきます。情報公開条例の運用につきましては、住民に対する透明性の確保や説明責任の強化等の目的を踏まえ適切な処理に努めさせていただきますと考えております。なお、今後も適切な運用につきまして各実施機関において条例等の関係法令等の遵守を更に深めることと致しております。

それから具体的な例を挙げられて質問されたと思うんですけど、ひとつ不存在の文書の件でございますけれども、公文書につきましては、その意思決定されるまでの間は公文書ではないということで、これにつきましてはその正式に文書が作成される中途において公表することによって、違った意味合いの理解をされたり、その文章について誤った見方をしたりすることを避けるために、こういった作成途中の文章につきましては公開対象には致しておりません。それからもう1点の公開期限が過ぎているのに、決定通知がないという件なんですけれども、これについてはちょっと私の方でそういった事案について把握ができておりませんので、また個別に対応させて頂けたらと思います。以上です。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

今、総務課長から答弁を頂きました。実施機関、各実施機関と条例順守を深めるというような答弁がありましたが、順守を

深めるためにどのような手立てを講じているのか、その点をこう聞きたいんですが、再度答弁を頂けますか。

次にその個別事例についてです、不存在の理由について、その間は不開示にするということ、誤った理解をするっていうような、そういう答弁がありました、これ会議録についてこの情報公開条例のどこでそういうことがこの条例に基づいて、どういうことか今の答弁に至っているのか。どこでそういうことが根拠になるんですかって私聞いたんですが、その答えにはなっていないように思うんですが。これ6条ですか、6条に実施機関が公表、公開できない文章っていうんがありますよね、ここも（1）ただし次にあげる情報を除くとなっております。その中で実施機関が公表することを目的として作成し、または取得した情報、まさにこれは会議録のことを言っているんでないのかなあ。そのように私は思います。これを不開示決定をするのに、誤った理解をするっていうような答弁があったんですが、私その答弁ちょっと理解ができませんのんですが、もう少し分かりやすく、この条例に基づいてどこで不開示決定がされておるのに、渡して誤った理解をする。総務課長が言われることは私ちょっと理解ができませんのんですが、もう少し分かりやすく、今後やはりこの条例は住民が使う条例なんで、もう少し分かりやすく答えて頂きたいと思います。

それともうひとつの事例については、認識してないと、そのような答えだったんですが、やはり総務課長は今の答弁からしたら、その決定通知は総務課長自身はこう見ておられんのんですか。実施機関が出して、それがおかしいことについては、やはり所管課である総務課課長が一度こう目を通されてした方がいいと思いますよ。特にこの会議録っていうんにつきましては、これは議会の関係なんで、会議録の閲覧っていうことになると思います。これについては最高裁の判決で、55年でしたかね、「議会は住民の閲覧請求を拒み得ない」というような判決があります。それを受けて行政実例では、議会の会議録の閲覧請求があった場合、その要求に応じなければならないというようなことになっておると思います。それがBさんが11月29日、私は28日にもらっているんです。Bさんは29日に公文書の請求書を提出してます。実施機関から回答があったのは、12月4日付、これ郵送されとんで請求者には4日は手に入っていないとは思いますが、4日付で公文書公開決定通知、公開を決定しますという答えが返って来てるんですよ。これはどうい

うことを、申請を上げて、貰った段階で公開もうできる文章であれば、公開しますよというたらこと済む話のように私感じるんですが、わざわざ4日も5日もかけて決定通知書を送付して、するような問題なのか。そこらあたりどうですか、最初にも冒頭に言いましたように、この条例があるから、今までは他の手立てでも頂けるような情報が、わざわざこの条例を使って、そして日にちを要して貰わなければならない。これは住民にとってはかなり不利益でもあるし、条例の目的の趣旨からすれば反しているように私は感じるんですが、そこらあたりどうですか。お聞かせ下さい。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えさせていただきます。今回の情報公開条例を職員、実施機関が理解を深めるということなんですけれども、もちろんこういったことについては公務員として関係法令、条例等を十分熟知してですね、今後対応させて頂けたらと思っております。

それで議事録の件ですかね、作成途中の件について、私の方から意思の形成過程情報ということで、対象にならないということで、これについては条例には謳われておりませんが、一般的な情報公開制度の中での取り扱いということで、それが書かれているところについてはまた調べまして、議員の方にお示しできればと思っております。

それとその15日の開示決定期間っていうのがございますけれども、この期間につきましては条例に謳われているところがございますけれども、できるだけ早いのにこしたことはないかとは思いますが、やはり限られた職員の中で、業務の中でやっておることがございますので、決裁期間等も含めてお時間を頂いている場合もあろうかと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。以上です。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

何かこう答弁にはなっていないような、私ちょっと理解がしにくいんですが、この最初の実施機関で再認識する手立てについて、公務員として当然理解しておらないかんっていうような、そういう話なんです、実際実施機関が理解していないんですよ。ほのためには何かこう手立ては講じていかなんだら、実際こういう問題が起きて、どんな手立てを講じとんのですかって聞いたら、「公務員として当然知つとかなあかん問題じゃ」、ほんなん答えになってます。やはり所管課としたら、そういう事例が出てくるのであれば、また研修とか庁舎内での研修をやっぱ

りしていくようなことを、当然所管課としての総務課としてはやるべき仕事でないのかなあ、そのように思うんですが、そこらあたりはどうですか。

次にAさんの事例1のAさんの件ですが、条例で謳われてないことで指導したっていうことを言われました。そして条例の課長については後から調べて報告しますってというような答弁であったように私思うんですが、これ所管、実施機関に指導するとき、当然こう条例を調べて指導すべきではないんですか。条例に謳われてないことを総務課長が独自に判断をしてやるっていうんは少し私いかなもんかなあと思いますよ。これ条例に載ってないことでやるっていう条例違反じゃないですか。そして後から調べて報告します。その時やはりちゃんとひとつの事例があったら、ほれに対してはまず調べて対応を指導すべき話でしょ。これ聞かれて後から調べてっていうんは少しお粗末な話やないですか。この中にも少しこう書いてありますよ。これ第11条ですか、11条の3項「公文書の公開をしない旨の決定であるときは、当該書面に当該決定の理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を付記しなければならない。」っていうんもありますよ。会議録がこれいつだったんですか、11月の13日付で出されております。私、頂いたんが11月の28日の朝頂いとんで、27日には出来ている、作成できている状態ですよ。10何日か、これ当然こう期日ある程度実施期間としては読める状況じゃないですか。当然この条例からしたら作成中で、いつごろできますとか。この不存在、不存在っていうことになりませんか、作成中が。作成して公開せないかん品物なんですよ、これ作成中が不存在やいうことになりませんかこの9条の（2）ですかね。私はこれはならんと思いますよ、会議録は先ほども言うたように、議会对して請求はできるじゃないですか。請求したら拒むことはできない、これ最高裁の判例ですよ。行政実例でも総務省、今の総務省ですか、からもそういう回答が出てるじゃないですか。そういうもう公にすることを目的に作っておる公文書、これが作成中で不存在、存在しませんよっていうことにはならんじゃないですか。なおかつこの中のどこだったんですか、期日を延長することもできるんですよ、15日。まだ15日この段階でまだ作成中で、作成ができてなくて、いつごろできるっていうんがある程度目標として頑張るってやれるんであれば、その間延長をして、そしてこういう理由でまだ作成

中なんで、それ以後に公開でき次第に公開しますよ。これ当然住民に通知できる話じゃないですか。当然通知すべきでしょ、住民のことを考えてやるのであれば、それを不存在だから不開示と決定します。これおかしいと思いませんか、そこらあたりこの問題については重要な住民に関する問題なんで、もう少し答えて頂きたいと思います。

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

不存在の文書っていうことに対して北山議員さんがそれは違うんじゃないかっていうことで、ちょっと私の方がその説明根拠となる資料をお見せできないって言うところが多分一番問題かとは思いますが、今。この取り扱いについてはいろいろ議員さんもおっしゃられたように、いろんな情報公開に対しての裁判例とかもございます。ですから非常に難しいところではあるんですけどけれども、今回の事案につきましては作成途中ということとございますので、公文書にあたらぬということ、不存在の通知を出さして頂いたと理解しております。ですからちょっと私の方もその個別事案について理解ができてないというところもあろうかと思っておりますので、その事案については実施機関ともちょっとお話をさして頂いてですね、その内容について聞き取りさして頂けたらと思います。それで何らかの対応すべきところについては、また対応させて頂くということでご理解頂けたらと思います。

議 長 北山議員  
4 番 議 員

この件についてはね、やはり住民が不利益を被ったっていう事例なんですよ。そこらをね、もう少しきちっと担当課としてはやって頂かなければ、ほの実施機関が今のんの話であればやはりこう実施機関がやったことについて、担当課としては全然こう後見るとか、そういうチェックができてないということやないですか。なおかつこういう条例にここが根拠で条例のここに基づいてこうやってっていうような、こういう説明ができんような、そういうことの運営っていうんはやはりこうこの条例に基づいてない条例違反の扱いのように思いますよ。それを公文書として住民送付しとんですよ。いわば違法な公文書を住民と届けたと、送付したということになるやないですか。そこらあたりはきちっと住民に関わる問題なんでね、やはりほの所管の総務課が例えこう実施機関まかせっていうんでなしに、きちっと所管課が後のチェックをしていくなり、そういうことがきちっとおこなわれていたらこういうことにはならぬと思うん

ですよ。先ほども言いましたように不存在っていうんは、やはり作成中っていうんは不存在にはなりませんよ。不存在でも不開示決定をすると、もう開示しないですよと、そういうふうな決定をして、そのまま住民にはほったらかしっていうんは大変こう問題のように私は感じますよ。先ほど言われたように、期日が延長もできるじゃないですか、この条例の中で、そういうことを書いてあるじゃないですか。やはり住民のことを考えるのであれば、まだ作成中なんでという理由を付して、15日延長していついつできますとか、できたら通知しますとか、そういう住民に対する配慮ができるじゃないですか、この条例に基づいて。そんなこともやらずにただに不存在だから不開示決定をしました。そのまま住民に送付して、後の方には28日に、28か27日か分かりませんが、とにかく28日の朝にはもう私どもには公開で来てもう公開が決定できておると、それをわざわざその請求が上がった時点で回答すればいいものを、わざわざ日にちをかけていついつ決定しましたから閲覧に来て下さいというような通知を出す。これ大変問題のように思いますよ、そこらあたりは実施機関がこういうことで条例について公務員で精通ができてないとすれば、やはり今後、総務課ができるような手立てを当然こうじていかなければならないと思うんですが、最後にその件についてはどうですか。そういう手立てはこれから講じて頂けますか、できるだけ住民に配慮したような対応を取って頂けますか。お聞かせ下さい。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 今後のこの情報公開制度の運用についてでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、条例と関係法令の順守っていうのに務めさせて頂きたいと思います。なお先ほど個別の事案については、十分聞き取りをさせて頂きたいと思います。以上です。

議 長 北山議員  
4 番 議 員

北山議員 もうこれについては、公開条例についてはもうくどくどは言いませんが、施行して10年が経過して、この公開、情報公開法の趣旨に照らして、今後見直さなければならぬというところについては、できるだけ検討して、住民にできるだけ使い勝手のいい条例見直して頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして質問事項2、避難訓練及び各種訓練についてです。  
①としまして、11月4日に実施された避難訓練、その後、毎



回書いてもらっている避難者記録、これは私どもでは名前、避難に要した時間、問題点や気づいた点をまとめ直して町に提出していますが、その取扱いについて具体的な対応が見えてこない。特に問題点や気づいた点で避難所と避難場所としての在り方、危険度に関わる問題についてどのように考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

②減災用情報配信システムモデル開発について、目的及び実証実験の結果はどうだったのか、お聞かせを下さい。また新聞では中継器を設置しているエリア内にタグを持った人がいればスマートフォンの専用アプリで居場所を把握できる。普段は家族が居場所を確認でき、災害時は町が救助や避難誘導などに使うことを想定しているとあり、高齢者には大変利用価値があると思いますが、その内容を詳しく教えて下さい。

③避難所設営及び運営訓練が最近では10月の21日に赤松基幹集落センターで、11月4日には日和佐中学校体育館で実施されていますが、各地区の避難場所から避難所への移動計画が策定できていないと思います。由岐湾内では阿南市小野地区にある小学校校舎及び体育館の利用協定が結ばれ、常にこの地区との方々と交流していますが、それだけでいいのか。美波町内でも想定すべきと思いますが、今後、町は避難所への移動計画についてどのように進めていくのか考えをお聞かせ下さい。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方から1点目のご質問と3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。まず1点目のご質問についてでございますが、今年度の町内一斉の避難訓練につきましては、11月4日に実施をさして頂き、訓練参加者は、全町で1,105人でありました。昨年度から自主防災会連合会が主体となり、それぞれの避難場所での避難者数の報告をして頂いております。

その際に避難者等から避難の際に気づいた点などを取りまとめて報告頂いており、その内容につきましては、自主防災会連合会の役員会で報告し、結果について検証するとともに、役員間の共通理解もさせて頂いております。また、避難路等で改善が必要なところにつきましては、予算の範囲内で可能なところから対応もさせて頂いております。

避難訓練の内容等につきましては、自主防災会連合会の役員会等で協議をし、決定していきたいと考えております。

続きまして3点目のご質問にお答えをさせていただきます。美波

町におきまして津波災害時における避難所生活者数の想定は3,100人となっておりますが、これに対し、収容可能な避難者数は約800人程度となっております。由岐地区におきましては、津波浸水想定区域外において避難所が少なく、由岐地区の避難者の収容が難しい状況にあります。

議員の質問にもありますように、避難場所から避難所への移動計画についてはまだ確立まで至っておりませんが、自主防災会の中で各地区での地区防災計画の策定について検討して頂き、その中で避難経路や避難場所から避難所への移動等についてもご検討頂きたいと考えております。

由岐地区については、現在のところ美波病院や由岐福祉会ねりんいで一時的に避難者を受け入れて頂けますし、今年6月に支援協定を締結致しました福井南小学校も避難者の受入れが可能ですので、地域の中でどこに、どのように避難するかを事前に決めて頂き、迅速な避難ができるようお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長 総務企画課長  
総務企画課長

私の方からは2項目の減災用の情報配信システムモデル開発についてご説明させていただきます。まず目的でございますけれども、午前中の寺下議員さんからのご質問にもありまして、再度となりますけれども、今回の止まらない通信網を活用した命をつなぐ減災推進事業につきましては、サテライトオフィスでありますスキードの提案により、総務省の事業採択を受けて美波町を舞台に実証が行われているものでございまして、内容としては大きくは災害初期に想定される通信網の遮断時においても通信が確保できるシステムの実証となっております。

通信方法につきましては Bluetooth と 920MHz 帯通信を利用しまして、町内に設置した中継器が避難者が受け取ったセンサータグを感知致しまして、避難者の位置が確認できるというものでございます。また Bluetooth を使用することからスマートフォンでもアプリを入れることによってセンサーの位置情報が把握できることとなっております。用途と致しましては北山議員さんがおっしゃられたように、災害時には警報の配信、避難者への状況提供、避難先の把握などに活用致しまして、平常時には要支援者や子どもの見守りに活用できる可能性がございます。実験の結果についてでございますけれども、現時点ではございますけれども、事前に中継器を約40箇所設置致しまして、地区の約90名の方々にご協力頂きまして、ビ

ーコンセンサーを持って避難をして頂いております。実証においては、アプリを入れたスマートフォンへの警報表示とビーコンの位置情報の表示、又ビーコンの警報表示及び災害対策本部でのモニターによるリアルタイムでの避難者の表示を行いました。全てにおいて正常な動作の確認と実際に行動して頂いた74人のデータの取得に成功致しております。

データにつきましては、現在分析を行って頂いている途中ではございますが、津波シミュレーションと重ね合わせた結果、殆どの方が津波が来るまでに避難所に避難されたことが確認されています。しかし、今回は津波警報が出たと同時に避難を始めたことから、様々な要因によりまして避難が遅れた場合などの検証も行い、逃げ遅れた方の個々の避難経路や避難場所の見直しを行う検証も考えられております。

今後、様々な角度からの分析も踏まえまして、実証結果を取りまとめ国へ報告することと致しております。私からは以上です。

議長  
4 番 議員

北山議員

再質問をさせていただきます。①の問題点や気づいた件については、予算の範囲内で改善しているというような答弁がありました。担当課ではここらあたり把握をされて、優先順位を付けていかれておるのか、予算の範囲内です。簡単なものはやりますが、大きなものはどうなるのかっていう問題があります。こうまとめて各自主防から出された気の付いたとことか問題点、特に危険度に関する問題っていうんは、やはり担当課が現場を見て、優先順位を付けて、そこらあたりやはり優先順位が高いもので少々予算的に多いものについても、優先してこうやっていかなければ、いざなった時にそういうわざわざ指摘があったにも関わらず改善されなくて二次災害っていう、そういうつまらん話にもなりかねない問題なんで、今後もう少し考えていくべきではないのかなあ。とりあえずそういう確認、優先順位の問題、そこらあたりはどうだったのか、再度お答えを願いたいと思います。

それと先③ですかね、避難所の移動計画についてですけど、どこに行けるか、まず地域で決めてもらうっていうこう話がありました。どれだけの避難所でどうなるっていうような、そういう情報をどんどんどんどんやはり入れて頂かなければ、やはり地元で考えるっていったって、その材料がなければ考えられないっていうんが現状なんです。そこらあたりをやはり担

当課としていろいろ災害が起こるまでは、担当課の仕事といたしますよ、いざ災害が発生すれば自助、自助っていう問題で自分らでいろんなことはやらないけないとは思いますが、災害が発生するまではやはりこれは公助の仕事と、私は認識をしておりますので、そこらあたり今後どのように考えていくのか、再度お願いを致します。お答えを頂きたいと思えます。

それから2番目です、ここについては町が救助に使えるっていうんは分かります。それと避難誘導、先ほども逃げ遅れた方については、これは避難誘導をするんですかね、この避難誘導がどうかたちでやられるのか、そこらあたりスマートフォンを持つとう方には誘導できるけれども、持ってない方についてはどうするのかなあっていうんも私ちょっと分からないところがありますんで、この避難誘導、どうかたちでこう避難誘導できますよっていうことをもう少し具体的に教えて頂きたいと思えます。

それと将来は日和佐の地域の皆さんで実証実験をやられて、それがあ程度こう確立され目鼻はついた段階で、町全体に波及させていくということになっていくんだらうと思えますが、そこらあたりの見通しっていうんですかね、そこらも含めて、先日実証実験をやられた後、やはり関係者で振り返りとか反省会とかいうんをやられたやに聞くんですが、そこらあたりの内容についても少しお聞かせを願いたいと思えますんで、よろしくお願い致します。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

まず1点目のご質問で優先順位の問題、それから危険度に対する避難所の危険度に対する問題について、お答えをさせて頂きます。先ほど議員おっしゃられましたように、各避難場所から気が付いたことについての報告を毎年頂いております。その内容については、私どももチェックをさして頂いておりますし、自主防災会の会議の中でも報告をさして頂いて、内容についてそのたんに検証もさして頂いておると思えます。優先度っていうところにつきましては、やっぱり危険度とイコールみたいな部分もあるのかなと思っております。私どもの方でも内容を確認致しまして、早めに改善をしたらいい部分については対応さして頂いておりますし、場合によってはここに報告のない部分でも危険度の高かったりするところがあるかも分かりません。ここに上がってきてない分については承知できてないところもあるかと思えますので、今後また調査するなり自主防災会

の会議の中でこれ以外のことでそういうところがないかというのを確認をさして頂いて、早めに対応したらいいというようなところにつきましては、対応をさせて頂けたらと考えております。

それから③の移動計画についてのご質問に対してお答えをさせて頂けたらと思います。防災対策につきましては当然よく言われますように自助、共助、公助というように町と住民が協力し合って一体となって行わなければならないと思います。その中ですね、町は町のやるべきこと、住民は住民のやるべきことがあると思います。町としては当然防災対策として必要なハード事業であったり、ソフト事業であったりについては町でやるべきと考えております。避難場所から避難所へ移動等については、地域の中でお考えを頂けたらと思っております。避難所に関する情報、そういったことについては、自主防災会の会議の中とかで情報として繋いでいけたらと思っております。特に先ほどの避難場所から避難所への移動等に関しましては、地域に精通された方々、住民の方々の方が良くご存じだろうと思っておりますので、そういった方々の中でいろいろ考えて頂く方が良い方法があるのかなあと思っております。ただ全てにおいて住民任せっていうのはございません。町の方でも住民と協力し合いまして、命を守るための方法ですね、一緒に考えて行けたらと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

（9 番議員 退出）

議 長 総務企画課長  
総務企画課長

総務企画課長 今回の減災用のシステム関係のまずは避難誘導の件なんですけれども、これシステムの中で避難誘導の役割を担うのがセンサータグがございまして、胸にこうつるようなタグになりますけれども、これが警報といいますか、津波発生時に赤く光るといったかたちで避難誘導を図るっていうのがこの避難誘導の意味となっております。

それから将来の件でございますけれども、これは後の反省会といいますか、内容にも係ってくるんですけれども、町全体に設置するとなると中継器をたくさん配置しなければならないということで、山間部等も多くございますので、街中等であればある程度その効果っていうのは出てこようかと思っておりますけれど

も、その辺の課題がございます。もちろん予算の関係もございますけれども、そういった課題があろうかと思えます。それからその実証実験が終わった後の推進会議の内容でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、津波のシュミレーションと重ね合せて、若干まあ遅らせたシュミレーション、何分後にまあスタートすればどれだけの人が避難できないかっていったことをやるべきじゃないかということ、それについては要支援者とかがございますので、避難の要支援者については、やっぱり出かけるのがやはり準備にかかるということで、そういった検証もすべきではないかという意見とか、そういった方々、個人個人においてのケースですか、この方はどういった経路でどのぐらいかかって避難できたかっていうような、そういった分析もしてはどうかというようなご意見。

それとひとつ実証、今回は実証なんですけれども、これを実用化にするには、やはりこのビーコンセンサーを常時持つて頂くっていうのが非常に大きな課題になるということで、プライバシーの関係がございますので、その辺のやはり実用化に向けては考えなければいけないところが一番大きいんかなあという話でございます、この推進会議につきましては、この18日にも開催されますので、その中でもまたそういったご意見の交換があるものと思っております。以上です。

（9 番議員 入室）

議長  
4 番 議員

北山議員  
①について、この避難訓練で行って避難場所については、これは一番住民の方がまず第一に逃げる場所なんで、避難訓練の時もそういう場所に逃げて下さいよということで逃げて頂いておると思えます。まずやっぱりここで気の付いた点、ここが安全確保がきちっとやはりできなならいけない問題だろうと思えますので、そこらあたりの検討結果、また優先順位がこうつけられておるんであれば、またそういうんも拝見させて頂きたいと思えますので、よろしくお願いを致します。

それから③です、③の移動計画について自助、公助のっていう話も出ましたが、避難所の選定っていうんは、これはやっぱり町のする仕事と思えますよ。そういうんをきちっと町がどこにこう避難場所を設定するか、まず町の方がいろいろ検討をして、その中、それをもとにして地域ではこっちがいけるだろう、

あっちがいけるだろうというような、そういう検討の流れになって行くんだろうと思います。やはり由岐は先ほど同僚議員も言われたように、避難所が少ない、課長も言っていましたかね、そういう現実がありますんで、やはり早くそういう避難所の選定っていうんに町としてかかって頂きたいと思いますんで、早急な対応をお願いをしておきたいと思います。

それと②について、避難誘導、これについてはセンサータグが赤く光るということで避難誘導をする。赤く光ってどのようにこう避難誘導するんか、そこらちよっとう理解しにくいんで、もう少し分かれば説明を頂きたいと思います。

18日に検討委員会があるっていうことなんで、そこらあたりのいろいろ説明についても、今回これ美波町の自主防災会連合会の役員会が13日にあるんで、その後にはまあ検討会があるのかなあとは思いますが、いずれにしてもこの役員会っていうんは2カ月に1回ぐらい開催してますよね。そこらあたり今回も11月4日開催の避難訓練、避難場所設営運営訓練の報告だけになっておりますが、やはり今後、住民の意識を高揚してもらってという観点からも、こういう会の時にはいろんな減災なりいろんな問題を捉えて報告をして頂きたいと思います。それを持ち帰ってまずこの役員さんたちは地元地元でまたそういうことを報告して頂いて、いいことはどんどん進めて行ってもらおうというようなかたちで、住民の意識の高揚を図っていくべきを思いますんで、そこらあたりもお願いを致しまして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長

以上で北山議員の一般質問は終了しました。

続いて1番舛田議員の一般質問を許可致します。

舛田議員

1 番 議 員

私からは1問、簡潔に質問致します。現在、県が進めている日和佐小野線恵比須浜字田井バイパスの調査設計作業は、田井側トンネル入口まで来春には完了するであろうと聞きました。しかしトンネル区間もあり、着工までには何年の歳月がかかるのであろうと本当に心配になることがあります。行っている作業自体も地元住民には進捗が見えてきませんし、説明会もほとんどない状態です。危惧される南海トラフ大地震時には、孤立を余儀なくされるのは必至である当地域、早期の工事着工を大いに待ち望んでおります。

さて、そのバイパス設計図、青写真にですね、ライフラインである電気、水道、通信などが盛り込まれるのか、特に水道は

既設のルートでは老朽化が激しく度重なる漏水と補修、この際２ルート化にすべきと考えます。またサテライトオフィスが数社展開している地域でもありますし、電気、光ケーブル等も重要だと思えます。

県の工事ではありますが、それらの敷設予定はどのようなのか、入っているのか、老婆心ながらお聞きを致します。

議 長  
建設課長

建設課長  
それでは私から日和佐小野線恵比須浜宇田井バイパスに水道電気で光ケーブル等のインフラ整備計画はあるのかにつきまして、お答えをさせていただきます。県道日和佐小野線恵比須浜バイパスは、南海トラフ巨大地震による津波の影響で田井・恵比須浜地区が孤立する恐れが高いことから、避難路及び復旧・復興に資する道路として整備が進められております。現在の進捗状況は、今年度末に田井側からトンネル坑口までの調査ボーリング等道路詳細設計作業が完了予定で、30年度から用地調査測量及び用地買収を行いながら早ければ31年度から進入路造成工事に着手する予定と伺っております。また着手前には再度、地元説明会を開催する予定と聞いております。

バイパス整備に際し水道・電気・電話等のインフラ整備計画につきましては、町が行う上水道整備については、田井から北河内間でのバイパス道路下への水道管路の埋設を考慮しており今後、道路詳細設計をもとに水道管布設工事の設計協議を県と行う予定でございます。また、電気・電話・光ケーブル等の通信網の整備につきましても、徳島県や各事業者と連携・協力を図りながら、安全で安心なライフラインの整備・充実に努めてまいります。

今後とも、早期整備に向け県と協議しながら関係機関や地元調整に努めてまいりますので、議員におかれましてもご支援・ご協力の程よろしくお願いを致します。以上、答弁とさせていただきます。

議 長  
1 番 議員

舛田議員  
まあお答えを頂きました。その県とこれから協議を行うということではありますが、その工事費といましようか、その経費的にはまだはっきりしないと、そういうことでしょうか。全て県が持ってくれるかも分からないということでもあるのでしょうか。

議 長  
水道課長

水道課長  
お答えさせていただきます。水道工事につきましてでございます



が、県道バイパスの方には占用の許可を取りまして、埋設さして頂くというかたちになりますので、町負担の工事になる予定でございます。以上です。

議長 建設課長 建設課長  
 ライフラインの内、電気・電話・光ケーブルの敷設でございますが、これにつきましては各事業者との協議を致しまして、費用負担につきましては、県の方では見て頂けるかどうかというのは、ちょっとその辺は不透明でございますので、今後、こういった負担になるかですね、協議をしていきたいと思っております。以上です。

議長 1 番 議員 長 舛田議員  
 よく分かりました。でですね、私、最後に言いますが、冒頭に述べましたように、この事業の先があまり見えないんですよ、いつ着工になって、いつから開通できるのか、まあそういうことで町長、関係者はじめですね、議会、同僚議員の方々にも早期着工に向けてですね、ご理解・ご協力を頂けたらいいなあと、そういう願いを込めましてですね、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議長 長 以上で舛田議員の一般質問は終了しました。  
 小休します。

（時に 14時20分）

（小休中）

（時に 14時40分）

議長 長 再開します。  
 続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。  
 戎野議員

9 番 議員 予定しております質問2問ただ今から3時40分までですか、はい、してまいりたいと思います。

1 問目はですね、改めて道の駅南西側山林での高台整備事業の取組みについて、お尋ねしてまいりたいと思います。これまで計画の概要について関係地区民及びこども園保護者に説明を行ってきた経過があると思うのでありますが、これだけの税金を使う事業として、これまでの町の計画事業としては最大の金額になりそうなところもございまして、関係者だけでなく全町民を対象にした計画の説明会を開くべきではないかと考えますが、開催する考えはあるのか、ないのか、お答え願いたいと思います。

それからですね、2番として計画の総額が約40億円といわ

れている予算の中で、その内訳をそれぞれ明らかにして頂きたいと。サンクス西でのかつての高台構想では、概算事業費が約46億円、その時は国等の補助金が19億円で起債が26億円、町費が1億円で起債分も過疎債等使うことで町の負担分は約7億円で済むと説明を頂いておりました。新たな場所での40億の財源、国・県・町の金額の負担分等を明らかにして頂きたい。

それから計画の概要と費用について具体的にはですね、用地の購入費ですね、それから進入道路の設計業務の金額を含めた費用、それから予定している規模のこども園の建設費の総額、土地の広さも含めてお願いしたいと。

それから4点目に防災公園ですか、これは仮設住宅用地としても使えるようにするとの以前の構想が続いていると思いますので、その面積と建設費、それから予定している仮設住宅がどの程度の戸数になるのか、その点もお答え願いたい。これらの基本設計の費用は個別にそれぞれ別々にするのか、それとも総額として全体的にやっていくのか。以前サンクス西の高台構想では、基本設計委託料が2,800万円、2016年の3月の当初予算でも4億2千万円の調査設計委託料が出されてきておりました。このように大きく使われてきた設計調査であります。このように大きく使われてきた設計調査であります。場所が変わったために使えないのか、一部流用できるのか、これらが無駄になったといえるのか。そういうものについて、新たな事業総体に係る基本設計委託料はいくらぐらいを予定しているのか。その点もお答え願いたいと思います。

それからこの用地購入でございますが、この場所が山林を中心としたものでありまして、進入路は別として山林購入の予定の価格の根拠を聞いておきたいと思います。それからですね、当初の契約を結んでいても、工事費の契約の変更が例えば美波病院、それから医療保健センターのように大きく変わってきておりました。まあ増加要因として材料費・労務費の上昇とか、建築面積の増加とか、いろんなことを途中でいろいろ理由を付けて変更されてきた場合に、この請負契約の意味がないように感じられております。大きな事業だけに途中でまた増額していく恐れがないのか、契約の中に期日までにその額で履行して行く。それを守らせるようにきちんとできるのか、その点についてもお聞きをしていきたいと思っております。1問目はそういう点を含めてよろしく申し上げます。

議長 建設課長

建設課長 それでは私から戎野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のこども園保護者、関係地区住民だけに説明するのではなく、計画を全町民対象に説明会を開催すべきではとのご質問でございますが、高台整備事業におけます町民の意見の反映と致しましては、26年11月に美波町の事前復興まちづくりに関する住民意向調査において、発災から復興までのアンケート調査を行っております。その中で、「高台に公共施設を移転させること」や応急仮設住宅、高台整備に関する自由意見等を頂いております。また、27年12月には、未就園児を含めた日和佐こども園の高台移転に関するアンケートの実施。28年度には、ワークショップ形式により事前復興まちづくりのたたき台を地区毎で検討する等、町民の意見を取りまとめております。今年度は、6月23日に日和佐公民館におきまして、地元説明会を、8月29日には、日和佐こども園の未就園児も含めた保護者説明会を開催し、様々なご意見ご提案を頂いております。また、11月8日には、こども園の未就園児を含めた第1回新たなこども園の整備に向けた意見交換会を行い、こども園の先生方にもご意見を頂きながら、こども園の規模やレイアウト等を検討し、来年度から基本設計を行っていく予定でございます。また、防災公園につきましても高台における公園整備に関する意見交換会によりまして、災害時の機能や平常時の利用形態として住民の憩いの場やスポーツ交流活動の場としての活用について、地域住民、自主防災会やスポーツ関係団体等による意見交換を行い基本設計へ反映させるよう取り組むこととしております。今後も意見交換会等の他、都市計画公園区域の追加に伴います説明会の開催を予定しております。

次に2番目の高台整備構想の計画予算、町負担等についてでございますが、高台整備事業の短期整備計画として、「日和佐こども園」と二次避難場所や応急仮設住宅建設を想定した「防災公園」を整備してまいります。将来構想では、津波浸水区域内にある国・県・町の公共施設等の移転を検討してまいります。基本設計段階では、公共施設の現況面積等を考慮し、長期も含め約7.4haの整備面積を考えております。整備事業費については、基本設計による短期整備の概算事業費として、約40億円でございますが、国費等を除く町費で約2億5千万円を見込んでおります。

次に3番目の当初契約を結んでいても病院建設のように変更契約で大きく変わるのかについてでございますが、高台事業は広範囲の面積を整備致します。今後の詳細設計・工事によりま

して地形・地質状況の変化等で十分変わる要素がございます。また、こども園や公園等の意見交換会、設計を進めるなかで、施設の活用方法等によっても変わってまいります。事業費の精査を行いながら、国・県と連携し補助制度を最大限活用し、町費の軽減に努めてまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員

まずあのう今、約40億円の中で町費が2億4千万円と言われたんですか。それでいいですか、5千万。この中で先ほどもお尋ねしたんですが、用地購入費いわゆる進入路を別としても、その先ほど公共施設では4haとおっしゃられましたが、用地購入費を大体いくら見込んでいるのか、その点についても具体的に見通しをお聞かせ願いたい。それは山林取得なのか、その点も合わせてお答え願いたい。

それからこども園については土地はどの程度のもので建設費をどの程度するのかもお答えして頂いておりませんので、聞いておきたいと思います。

それと先ほどもお伺いしたように、基本設計費用はいくらということで、その内訳も聞きたいと思いますので、お願いします。

議 長 建設課長  
建 設 課 長

お答え致します。まず予定しております日和佐こども園につきましては、4千㎡ぐらいで、面積は4千㎡でございます。整備の費用でございますが、これ概算でございますので、幼保連携型認定こども園の分としましては、約9億ぐらいの概算で見込んでおるところでございます。あと用地につきましてはそれぞれ関係してまいりますのであれなんです。今後ですね、事業実施に際しまして、その用地買収にあたりましては専門機関による土地の鑑定業務を参考に買収をしていこうと考えております。概算の費用としましては、だいたい山林単価につきましては、一般的な価格で算定を致しますと㎡まあ100円とかですね、そういったことになろうかと思います。以上でございます。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員

そしたらですね、この防災公園については将来的に応急仮設住宅にも使えるというふうに今聞きましたが、この場合のライフライン的なものは、この整備の時に上水道、公共下水道ですか、それから電気等についても配備しておくのかということも、

この計画の中ではっきりして頂きたいと思います。

それと今あのおう用地購入で山林、主には山林ということで㎡100円ということですので、これは㎡100円ということは山林の中で杉とかヒノキとかの造林というか、それをしたものなのか、あくまで雑木としての㎡100円ぐらいでしているのか、普通あのおうまあヒノキとか杉とかの場合は1haあたり35万円、造林のその年数にもよるんですけど、そういう根拠からして、この場合はどういう根拠でやっているのか、お聞きしたいと思います。町有林で山河内で購入した㎡6円からしても非常に100円ということは高額な費用で、1ha当たりどの程度で買って、そして何haの用地購入をしようとしているのか、公共施設は4haであります、こども園を含めての用地購入のhaを示して頂きたいと思います。

そして町費の負担ですが、これについては起債額を含めてのことなのか、それとも総額として2億5千万円で済む予定なのか、お尋ねして行きたいと思います。

それと先ほど工事の契約の途中の変更については、総額の変更がまた工事の進捗と共に変わってくるのでは、本来の契約、元々設計の業務において積算がされて、その根拠をもとに金額が決まっておったと思いますが、その点について途中の変更は契約上きちんと守らせるように、この事業についてはやっていくのか、その点をお聞きしておきたいと。やはり当初の契約が発注時のそういった契約の重さと履行の甘さが町民から疑問されているだけに、その心配はないのかということをお聞きしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 戎野議員からいろいろお尋ねがあったところでございますけれども、この計画についてはまだある程度のいわゆる計画が出来上がっているわけではありません。以前から申し上げているように、費用についても概算と、ほの上のまた概算の概算というふうに説明してきたと思うんですけども、かといって全然金額が出てないと判断のしようもないでないかというようなこともございましたので、出さして頂いている金額でございますので、今おっしゃられた例えば用地購入が何㎡でいくらいるか、山林についても丸裸の単価なのかそれとも立木については立木で算定するのかというようなこともおっしゃられたと思いますし、また進入道路の関係、こども園はいくらいるのか、防災公園はどれぐらいとかいうようなお話があったと思うんですけれ

ども、それにつきましてもまずは概算で40億と、前回の場合は46億と申しあげましたかね、ってというようなことでございますので、今回の一般質問に対しての答弁というのは、非常にまあ不親切になるかとは思いますが、内の方で、私どもできれいに把握している金額というのでありませんので、今この時点では申しあげることができないというようなことでございます。

それと多分あのう議員は勘違いされているところがあると思えますけれども、③のご質問の中に「当初契約を結んでいても病院建設のように変更契約で大きく変わるのか」っておっしゃられてますけれども、契約は設計に基づいて単価等を入れながら作り上げていきますので、例えばですね、これもう病院終わってますから金額を申しあげますと、建物の新築工事、病院の建物の新築工事につきましては、17億7,120万円、これが当初契約額、17億7,120万円でございます。で変更契約の額はいくらかというと、3,996万円でございます。これを単純に割り戻しますと2.3%になります。病院全体のソフト事業である、設計であるとか、それから工事、用地造成等も含ますと、トータルで当初契約額は23億6千万円ぐらいになります。その中で変更契約ってというのは、8千万円を少し切る7,900万円約40万円、これを割り戻しますと3.4%ということになります。多分議員がおっしゃられているのは一番最初に私どもがお示しさせて頂いた本当の概算でどれぐらい係るかっていうのをいった金額、今、私ちょっとほれは覚えてませんけれども、多分それと比べて最終高くなっただっていうふうにおっしゃられよんだらうと思えます。実際に契約を結んだものが変更で増減することはございます。だから増減しないとか、それから減額しないとかいうことは申しあげませんけれども、変更するときには、ちゃんと変更理由があって、先ほど少し建設課長触れましたけれども、岩の掘削なんかがあって、ここはそんな岩がないはずだったのに岩が出てきて、その費用にお金が掛かったとかいう場合は増額になりますし、反対のこともまたあります。ですから変更契約についてもきっちりと契約するときには設計が出来上がりますので、そういうところから見ると変更契約っていうのがルール上こう慣例的に許される額っていうのは、当初契約の2割3割っていうふうには言われておりますけれども、そんな中では納まるというふうには感じておるところであります。ですので、今言われた分については、また時期が、今日は

はっきりしたことは申し上げられませんが、ある程度の計画が出来た際にはお示しできるというふうになりますし、お示ししたいと言うふうに思いますので、本日の一般質問に対しての答弁はこのようなかたちで、失礼ですけどさせて頂きたいと

議 長 戒野議員  
9 番 議 員

もう少し具体的な費用と計画が煮詰まったらというお返事だったかと思います。ただ当初の金額で例えば美波病院は姫野組が落札した時には、17億税込で7,100万円だったと記憶にあるんですが、それが19億円となり、さらに総事業費として本当に30億を、これ備品費が入ってくるかと思うんですが上回る費用に、総額としてはなってきたと。理解としては最初の建設費から町長はそんなに大きく上がってないと言うてんですが、日和佐診療所の場合、基本設計の提案時は7億円でしたので、当初平成25年6月の全協で示された資料ですけど、当初6億円から8億円というんですが、それが平成27年の時に12月25日ですか、合計14億9千万円ということで、2年の間に大きく変動しているということで、その増加要因として材料費・労務費の上昇で、建築単価が約37万円から49万円とプラス12万円上がりましたという説明がありました。一応建築面積の増かも伴うということで、上がって来た。

私は特に申したいのは、東京の知事もオリンピックを控えてですね、予算がいろいろ取り沙汰されておりますが、その金額に対しての一応決意はこれ以上、都としては出さないという。やはりひとつの最初の予定に対して、また契約に対してきちんと履行する姿勢があるのかどうかということ、特に聞いておきたいと思って、その3番の質問に入れさせてもらいました。その点についてもう一度お願いしたいと思います。

議 長 町長  
町 長

その件については、適正に運営をさせていただきます。それと先ほど私が申し上げたトータルの美波病院事業の23億5千万と言ったのは、全体ではないそうなので、変更がなかった分、工事の種類がいっぱいありますけども、その中で変更のなかった分っていうのもありまして、それをたすと27億9千万ということになりますので、先ほど私が申し上げました全事業費で23億5千万っていうふうに言ったものは27億9千万の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

議 長 小休します。

（時に 15時06分）

（小休中）

（時に 15時07分）

- 議長 再開します。
- 9 番 議員 戒野議員 1 問目の方は大きくは変わらないように、変動しないように取り組んで行くというふうな姿勢を持つということを一応理解して、1 問目の質問を終えて行きたい。ただ用地購入については、もう少し山林の単価、それから立木や県が出している標準価格表をおそらく参考にされて交渉すると思うんですが、この交渉を担当するのは建設課なのか、どこが担当して行くのか、その点を最後にお聞きして2 問目に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議長 町長
- 町長 事務自体は建設課にさせたいと思っております。購入する場合は、先ほども申しましたけれども、土地の鑑定評価等を行う予定でございますので、それに基づいて価格を決定させて頂くということでありまして。
- それともうひとつ金額が上がらないようにというのは、もちろんそのようにさせて頂くんですけども、今日話した40億が変わる変わらないっていう話ではありませんので、そのようにお含み置きを頂きたいと思ひます。
- 議長 戒野議員
- 9 番 議員 それでは2 問目のですね、町県民税、いわゆる住民税の誤徴収、還付ミス、それから徴収漏れについてお尋ねをしてまいりたいと思ひます。本来の納税額より多く徴収していた106人に対して還付、当初私どもは211件と聞いておったんですが106人ということで、2010年から16年間の6年間、それから少なく徴収、いわゆる徴収漏れが13人ということで、これも3年間ということですが、これらのチェックというか、そういうことに対して住民税の担当者は一人で課内でチェックする体制もなかったということで、町の聞き取りに対して業務が重なり意識が欠けているときがあったと話していることになっておりますが、これらのミスに至った原因はいったいどこにあるのか。住民税の担当者は一人で課内でチェックする体制もなかったことが何年も分からずに放置していたなら、複数でのチェック、正・副の担当と管理者の確認が必要であると、誰もが思うはずではないかと思われではありますが、人的ミ



スであるならば、それを防ぐための信頼回復への具体的な再発防止をどのように取り組んでいくのかお尋ねしたいと思います。

それから2点目にですね、町の規定に基づき厳正に処分すると町長は新聞でも述べられていたかと思います。既に処分も済んだというふうな発表が新聞紙上でありましたが、分限懲戒委員会での処分は担当職員及び担当当時の課長に対して、それぞれ文書注意や口頭注意がなされているわけですが、処分の経過、つまり原因を調査分析しての対応結果の処分と思われるので、その経緯を説明願いたい。議会に対して非公開の席上で特にですね、副町長が業務の指導をしてきたということで説明もありましたが、その責任はどうとられるのか。それから任命責任者としての町長は前の議会質問で「私の管理監督責任はしかるべき時に、しかるべき判断をさせて頂く」との返答がございました。部下を処分した現在もしかるべき時だと思えますので、自らの責任の取り方をお聞きしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議 長  
税 務 課 長

それでは私からは①原因と具体的な再発防止対策について答弁させていただきます。町県民税の還付及び追徴漏れについて、主な原因は9月の全員協議会でも説明しましたとおり税額変更時における還付請求書の未送付と税額変更通知の未送付であります。それで再発防止対策につきましては、二重チェック体制を確立させる、これを徹底することです。具体的には、年末・年度末・出納閉鎖前の3回、町税における還付未済金及び追徴額の一覧を税システムより抽出し、これを担当者に課長が直接指摘し、担当者が事務処理完了後に報告することとしております。以上答弁とさせていただきます。

議 長  
副 町 長

副町長  
私の方からは2項目目、後段部分の分限懲戒委員会の処分経緯について、この委員会の委員長を私が勤めている関係で答弁をさせていただきます。

この問題につきましては、先の9月議会の一般質問でも戎野議員からご質問を頂きまして、私から「処分については関係条例等に基づいて厳正に対処致します。」と答弁させて頂きまして、町長から「厳正にと言うのは厳しくという意味ではなく、公正にやりますという意味である。」と補足をして頂きましたが、この関係条例の一つが「美波町職員分限懲戒委員会規程」

でありまして、「分限処分及び懲戒処分の公正を期するために」設けられたのが「美波町職員分限懲戒委員会」でございます。この分限懲戒委員会を去る11月8日に開催を致しました。

ご質問は「分限懲戒委員会の処分経緯は」とございますが、委員会における審議状況について説明をさせていただきます。

まず、私から委員会の方へ事案の概要と私が関係者から聞き取りをした内容でありますとか、関係者から提出をされております顛末書等について説明を致しまして、合わせて事案が発生してから議会へ報告するまでの経緯等についても説明をさせていただきます、当時の担当課長にも出席をして頂きまして、委員からの質問等を受けました。そして今回の出来事を理解をして頂いております。それを踏まえまして、「美波町職員の懲戒処分の基準等に関する規程第2条」に規定されております懲戒処分の基準等として示されている非違行為について、どのような非違行為に該当し、処分はどの程度の処分に該当するのかについて審議を行っております。

この審査内容につきましては、分限懲戒委員会規程第7条において秘密を守る義務と致しまして「委員長等及び委員会に出席した関係者は、委員会の審査内容及び発言された一切の事項を他に漏らしてはならない。」と秘密保持規定されております。このため、申し訳ございませんが、審査内容についてこの場で申し上げる事が出来ないことをご理解賜りたいと思います。なお、審査結果につきましては、担当者を「文書訓告」、担当課長を「口頭による嚴重注意」が相当となったことにつきまして、私から委員会報告として町長へ報告をさして頂いたところでございます。

なお今回の事案を踏まえまして、再発防止策につきましては先ほど税務課長が答弁致しましたとおりでございますが、税務課に限らず、特に公金を取り扱う部署においては今一度事務内容を確認し、役場全体として、事務処理に誤りを生じさせないようにしっかりと取り組むよう、改めて私から指示したところでございます。以上、答弁と致します。

議  
町

長 町長

長 議員からご質問のありました「任命責任者としての町長の責任の取り方は」についてでございますけれども、先ほどお示しした再発防止策、これを徹底してやっていくということで、町民の皆様方にかけていわゆる信頼回復に努めていくことだというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 町長は再発防止を徹底してやっていくということで、自らの責任はそれで済んだと、本来こういった信賞必罰については、上に厳しくしていくのがリーダーの姿勢かと思いますが、担当課から対策はお聞きしたんでございますが、全体的なそういうトップの姿勢として、再発防止だけでなく、今回の生じた責任をとるといふ、そういうことはしないといふことで受け止めて行っていいんですかね。はい。今度は町長としての責任は、副町長を含めて、それを自ら課すことはないということですね。
- 議 長 町長  
 町 長 先ほど申し上げたようにですね、責任の取り方っていうふうにお聞きされたんで、責任の取り方については先ほど答弁致したとおりでございます。
- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 はい、そしたらその責任として再発防止の徹底ということで、以後そういうことはないっていうふうに期待をしていきたいと思えます。あと財形会計システムの照合の関係で、還付未済金の中に還付しなければならない還付済みの徴収金が発見したという、これは本来毎年チェックをしているのではないのか、ただ単に担当者が1人だったためにそのチェックが分からなかったのか、その点、税務課長からお聞きしておきたいと思えます。
- 議 長 税務課長  
 税 務 課 長 新聞紙上では、本人は意識がなかったと言ってますんで、恐らくそうだろうと思ってます。
- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 ということは、今回、今の対策において複数チェック体制ということで、この財形会計システムも本来1人の担当者だけでなく複数のチェックに係るといふふうに理解しとっていいんでしょうか。
- 議 長 税務課長  
 税 務 課 長 私がチェック致しますので。担当から上がって来たやつを、私がまた再チェック致しますので。
- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 今後こういった再発防止対策と、そして担当者の処分だけでなく、トップとして今後こういうことがないようにやっていくということで、私も不満足ながら今後のことに期待をしていきたいと思えます。
- それからですね、この過去10年間の以前、課税台帳の調査

をして、ミスを確認させたということで、以前お答え頂いたんですが、10年以上のものは分からないということで、これについての改善策というものは、全くないんでしょうか。明らかにそういうミスがあった場合には、10年を超えての対応は考えてられるのか、最後にその点だけをお聞きしたいと思います。

議 長 税務課長

税 務 課 長

課税台帳の保存期間が10年間と決まっておりますので、一応10年間は見れるんですけど、それ以前は。あのう今、領収書等、その当時のあれば20年までさかのぼれると思います。

議 長 戎野議員

9 番 議 員

一応これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長

以上で戎野議員の一般質問は終了しました。

続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員

私は今度来年4月から国保税の県単位化が始まるということで、9月議会に続いて質問をしたいと思います。この質問の用紙の中で、私、試算と書いてしまったんですが、よく見るとこれは算定なんですね。①の第1回算定、この県単位化が来年4月から始まるんですけども、28年の11月に第1回の試算、仮計数というのをを使って29年度の予算について現行制度で試算をしたということで、第2回目は確定計数を使って試算したと。これが1月、今年の1月ですね、この2回については公表されなかったんですが、第3回、この7月、今年の7月ですね、の試算がやっと公表されて、それについては9月で質問したんですが、さらに今年の11月にはこの①の第1回算定っていうのが行われておるのですが、これについて説明をして頂きたい。特に平成28年、29年と比べて平成30年っていうのは一体一人あたりいくらになるのかと、そういうことを説明して頂きたいと思うんです。この運営方針ももう既に県の運営方針も決まっておるんじゃないかと思うんですが、それによると応益負担が1に対して、応能負担が0.7とこの資料には書かれておったんですが、これは現在の美波町の場合は応益割は50%で、応能割も50%、つまり半々、1対1だというふうになつてくると思うんですけども、それがこの県の方針見たら応能割の方が少ない、比重が小さくなつてると。その分、負担が増えるんじゃないかという心配があるんですが、この辺、説明をお願いしたいと思います。

②は、2番目は来年の1月に実際に算定をすると、30年度の。これについて、これはまあ新しい制度に移行するにあたって条例を変えたり税率を決定したりせないかんと思うんですけども、急に出されても町民としては混乱するというので、できるだけその見通しっていうのを詳しく教えて頂けたらと思うんです。

そして3番目はこの国保税を引き下げるためには、どうしてもいろんなやり方があると思うんですけども、9月の時には法定外の繰入はせなしゃないだろうけども、するともせんとも言えんと、ほういうお答えだったように思うんです。それについてやはりはっきりして頂きたいと、そういうことで以上3点について説明をお願いしたいと思います。

議 長  
税 務 課 長

税務課長  
それでは答弁させていただきます。まず1番の「秋の試算について説明して」についてでございますが、9月議会の中川議員の一般質問でも答弁しましたが、県の試算条件については、制度改革に伴う公費拡充1,700億円のうち1,200億円反映し、市町村ごとの医療費水準等の差を反映しています。後、高額医療費（レセプト1件当たり80万円超部分）を県単位で共同負担も含まれております。なお、標準保険料額には法定外繰入は試算条件には含まれておりません。

2番目の1月の試算について見通しなんでしょうございますが、一応12月末に国から県へ確定係数が示されることとなっております。それを基に1月末に県から市町村へ納付金及び標準保険料額確定係数による試算が示されることとなっております。

3番目ですが、町の国保の保険税は、議員もご存じのとおり所得や資産、1人当たりの均等割、1世帯当たり平等割を積み上げたもので、低所得の保険加入世帯には、均等割額及び平等割額について、2割・5割・7割の軽減措置があります。期別納付が厳しいと言われる方には、月割納付もあります。可能な限り、納税者に合わせた納付方法をとっております。

払える国保税にするために、引き下げをとということでございますが、まず美波町独自の制度で引き下げるのは難しいものがあります。国民健康保険だけが優遇されるというのではなく、政府官掌を含め他の健康保険制度、組合保険、そのようなものとも関係がございますので国保だけを引き下げするというのは、難しい状況であります。

また繰入は、一般会計の繰入を指すと思われませんが、繰入金

は、医療費が高くなって、そのままでは国保会計が運営できないという状況でありますので、まずこれについては第1に取り組むべきは医療費の適正化と考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長 中川議員

1 2 番 議員

まず何から、そうですね、まずひとつは軽減策なんですけれども、法定軽減を言われておると思うんですが、これは7割・5割・2割の軽減については、均等割りとは平等割、いわゆる応益割の部分についてですね。これで美波町はおそらく半分ぐらいの人が加入者ですよ、適用されおると思うんですが、しかしこれも税の、税じゃなしに所得の申告が必要なわけですね。これは問題点としたらまけてくれてもその額がね、あんまりたいしたことないんじゃないかと、ほういうことと、ほれとまあそういう問題点があるので、私はそれ以外に前も言ったように例えば家族が多くなると減額の、減免のね基準が高くなってしまつて、大家族ほど不利になるんじゃないかということ、子どもの平等割と免除するとか、そういう法律で決まおるとる分は仕方ないとしても、そこを独自のね、減免措置を設けるべきではないかと思ひます。それがひとつと、後、さっき課長が言われたほの法定外の一般会計からの繰入は出来ない。公平じゃないと、こういう考え、これは前にも私言うたおと思うんですが、これ町としてそういう考え方は改めるべきじゃないかと。と言うのは、国保おつていうのは組合健保にも入れない、それから協会健保にも入れないと、こういう人の集まりで実際どんな人かいうたら今の場合は無職者か同じ雇用されておつても非正規でそういう制度がないと、そういう人。つまり底辺の人ですね、そういう人のセイフティネットになるわけですから、この国保に比べたら他の2つの健康保険おつていうのは雇用主が半額を負担すると、そういう優遇された状況にあるし、実際金額を見ても倍、保険料で見たら倍になつとんですね、1人あたりね。そういう点で非常に今、逆転をしておつて国保をを受けている人が非常に厳しい状況に置かれておると。そういう点で、国保だけ優遇やいうそういうね、言い方はね、私はすべきでない。これは9月議会でも言うたおと思うんですが、その点改めて頂きたいおと思うんです。あんまり言うてもいかんけんちょっとこらでひとつ今の2点どうんなもんでしょうか。独自軽減は、町独自の軽減はできんと、ほういうお答えでしたが、やはり少子化対策とか、そういう点でね、考えるべきじゃないのかおというの

が1点と、それと法定外の繰入、これはやっぱり不公平だなんて見方はね、改めるべきだと、ほの2点について改めて町の考えをお聞きしておきます。

議  
町

長 町長

長 今の中川議員がおっしゃるように、国保というのは非常にまあ所得の低い方が入られている、最後のセイフティネットというのはね、間違いございません。で、来年平成30年度から都道府県化が始まるといういま少し、平成29年度は過渡期というふうになっております。議員が以前から国保税を安くしろというふうにおっしゃって頂いているというのは、私も聞いておまして、それも十分分かっておりますが、国保会計は特別会計ということで、ひとつの財布で運営されている。その財布の中が非常に不安定ということもあって、今回国の方では都道府県化というふうになりました。その中で後期高齢の医療制度のように全県下の方々が公平なといいますか、同じく等しく税を納めるような仕組みには今回はなりません。発足当初はですね、なりません。でそこでは今まで24市町村で行ってきた保険活動の実績でありますとか、それぞれの中での病気の関係であるとか、所得の問題とかもありまして、それぞれが標準のいわゆる係る分ですね、保険料について大きな開きがあります。24市町村の中で、そんな中で国の方で標準的な額をそれぞれ決められて、各市町村に先ほど課長申しましたように通知が来ることになってます。私どもの方と致しましては、県それから国、そして国保連合会の方へもこういった過渡期に「保険料が急に上がるようなことはしないで下さい」というような要望を強く致しておりますので、私自身は4月に都道府県なっても美波町に住まわれている住民の方、所得が増えれば別ですよ、でも昨年と一緒なのに今年増えるっていうことができるだけないようなかたちにしていきたいというふうに考えております。そのように実際にできるかどうかは、また見守って頂けたらと思うんですけども、国の方もそういったことが起こらないように公費を投入するというようなことも言っているし、県の方でもそんなことを受けて算定の方式っていうんは4方式をとるっていうふうにもう決まっておりますけれども、そんな中でそれぞれの保険料を発足当時は24市町村がひとつにならずにバラバラではあるけれども、新聞に載ったような非常に高くなったり、それから安くなったりというようなことで、各自治体に負担がいかないような、そういうようなことをやって下さいと

のように県の町村会いわゆる16町村からは要望も致しておりますので、今は非常に不確定なところでありますので、議員からはもっと細かいこと町の方から言うてくれと、それはまた住民の方々に知らせるべきだというふうに言われていることは、私もそのとおりだと思いますけれども、如何せん県全体でやっていることですので、その確定の計数等が送られてこないとはっきりしたことが申し上げれないということもございますので、年が明けて1月には、1月の末っていうふうにも今のところ言われてます。だからそのとおり実行されるかどうかは分かりませんが、分かり次第また議会の方にはご連絡、ご報告させて頂きたいと思っております。

議 長 中川議員  
1 2 番 議員

分からないところはもう仕方ないんですが、できるだけ早く、できさきも言った通り町というのは直接町民の顔が見えると、ほういうところで任されとるわけですから、ほういう町民を守ると、ほういう立場でね、町の独自軽減、それから一般会計からの繰り入れなどの手段を講じてもらおうと同時に、やっぱり県に対してもそういうことを主張して頂きたいと思っております。

でそこで、次の議会でも議案が出てくると思うんですけど、それ以前にね、説明会、住民説明会のようなものを開くと、開いて欲しいと思うんですが、この辺についてはどんなものでしょうか。

議 長 町長  
町 長

あのう説明会っていうお話ですけれども、先ほど申しましたように、今年と来年、いわゆる29年度と30年度が大きく変わるっていうような場合は、それはまた説明会なりを開く必要もあろうかと思っておりますけれども、結果が出て見てからっていうことになろうかと思っております。その時もまずは議員の皆様方にご報告をさせて頂いて、その後っていうようなことになろうかなあというふうに思っています。

と議員が再々言われるほどの減額っていうのは、私の中ではやっぱり財政規律っていうことも大事なこともございますので、今までもそうは言いながら国保会計がパンクしました。その時にはきっちりと住民の方から保険料を上げるのではなくて、そのままの状態にいけるように今まで実は4年間繰入をしております。金額はもうトータルすると約1億円になっております。そのように私自身もやはりなかなか保険料を上げるというのは躊躇しているっていうところもございますので、そのところは



ご理解を頂きたいというふうに思います。

議 長 中川議員  
1 2 番 議員

あのう県単位化までは上げないという町長の姿勢というか、そういうのは9月議会ですか、そこでお聞きして分かっておるんですが、しかしこの制度がこう大きく変わるというところでね、町民も不安を持つとるわけで、是非ともほの辺のまず町民全体が無理ならやっぱり議会には早めに、3月議会といわずに、それはそうなんですけど、いきなり3月議会にね、持ってこられても皆困ると思うんですね、議員も。そういうことでできるだけ早くお願いします。

今さっきほの急激な変化を避けるためにいろんな手を打ちますということでしたが、具体的にはどんなことを考えておられるんでしょうか。それを、ちょっと行きすぎ。

議 長

小休します。

（時に 15時45分）

（小休中）

（時に 15時45分）

議 長 再開します。  
1 2 番 議員

ほな最後に9月議会でほの差し押さえをやったという話を聞いたんですが、税務課から報告あったんですが、ほの無保険者はいったいどれぐらいおるん、ほれちょっと答えられるけ。ほれだけ、ほんで最後にします。

議 長

小休します。

（時に 15時45分）

（小休中）

（時に 15時46分）

議 長 再開します。  
1 2 番 議員

ほなな、まあ国保についてはまた聞きに行くということで、これぐらいで置いといて。次2番目に通告してありました町有財産の処分についてであります。今朝の同僚議員から「由岐病院の跡地どないするんな」という話が出たんですが、それ以外に実は今、使われない施設がいくつかあるんですね。長寿村をあげてありますが、木岐で言うたら小学校の建物とか、それからこども園の建物とか、いろいろあるんですが、こういう今、休んでいる施設の活用とか、あるいは取壊し、再利用、転用、売却とかそういった処分についてね、今どんな見通しを持っているのかと、その点をお聞きしたいと思います。

議 長 由岐支所長  
小休します。  
(時に 15時47分)  
(小休中)

(時に 15時48分)

議 長 再開します。  
由岐支所長

支 所 長 はい、旧の由岐病院につきましては、今朝の江本議員さんの質問と繰り返しになるんですけども、売却ですね、それは考えておりません。取壊しとなった場合は、跡地利用も含めて今後、調査研究を進めて行きたいと考えております。以上です。

議 長 福祉課長

福 祉 課 長 私の方からは②の長寿村について答弁させていただきます。長寿村につきましては、由岐福祉会が指定管理者としてデイサービス事業・生活支援ハウス事業を行っていましたが、当法人が高台移転したことに伴いまして、平成29年3月31日付けで指定管理の解除契約を行いました。今後の利活用を検討している状況ではありまして、その利活用の一例としましては、由岐地区でのサテライトオフィス等を検討していることから、現時点では財産処分を行う予定はありません。

また答弁書にはありませんが、今あのお木岐こども園ということが出ましたので、合わせて答弁させていただきますが、木岐こども園につきましては、あくまでも休園というかたちをとっております。ですから財産処分の予定はこれもありません。以上です。

議 長 中川議員  
小休します。  
(時に 15時49分)  
(小休中)

(時に 15時49分)

議 長 再開します。  
教育長

教 育 長 通告書にございますが、木岐小学校という問いもありましたので、木岐小学校は学校施設として当面の間管理するという事で、取り扱わせて頂いております。以上です。

議 長 中川議員

1 2 番 議 員 もちろん考えて頂くのは当然ですが、できたら広く町民の間でね、議論するというのが望ましいと思うので、公募とかそう

いかたちでもなんかして頂けたらと思うんですが、それをお願いしたいと思います。何ていうん、というのは事業所がどんどん閉鎖して行って、ほれを貸し出すっていうのは非常に難しい状況があるんですけども、やはり町民の中にはいろんな意見を持った人がおいでると思うので、できるだけそれをくみ上げるように、何かそういうのを議論する場をね、町として設けて頂きたいということをお願いしたいと思います。

議 長

総務企画課長

総務企画課長

あのう町有財産につきましては、もちろん適正に管理させて頂くと共にですね、活用方法があればですね、もちろんそういった活用にも繋げていきたいと思いますので、ご理解をよろしくお願い致したいと思います。

議

長

中川議員

1 2 番 議員

そういうことを広く町民に呼びかけて欲しいというのが私の意見であります。こういうことを申しまして、質問を終わります。

議

長

以上で中川議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

（時に 15時52分）

平成29年 12月 定例会議

## 平成29年12月美波町議会定例会議録（第3号）

招集年月日 平成29年12月13日（水）

招集場所 美波町役場本庁舎3階議場

出席議員 12名

1番	舛田 邦人	2番	岩瀬 公	3番	江本 昇
4番	北山 朝彦	5番	川尻 竹藏	6番	松本 晋児
7番	永本善次郎	8番	寺下 博子	9番	戎野 博
10番	向山 篤宏	11番	丸龍 孝敏	12番	中川 尚毅

欠席議員 0名

会議録署名議員

12番 中川 尚毅 1番 舛田 邦人

議会事務局

局長 豊崎 浩司

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
総務企画課特定事業調整監	岸本 博志	消防防災課長	近藤 和人
税 務 課 長	別宮 亀弘	福 祉 課 長	島田 修
健康増進課長	武田 和幸	産業振興課長	小坂 進
建 設 課 長	鶴木 敏夫	水 道 課 長	浜 孝至
住民生活課長	花木美名子	学校教育課長	山本 浩一
社会教育課長	坂本 理	美波病院事務長	橋本 一晴
日和佐診療所事務長	岡本 照彦	監 査 委 員	青木 昭夫
教 育 委 員 長	近藤 一郎		

議事日程

- 日程第1 報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について
- 日程第2 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第67号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第4 議案第69号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(条例第23号)
- 日程第5 議案第70号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (条例第24号)
- 日程第6 議案第71号 平成29年度 美波町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第7 議案第72号 平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第8 議案第73号 平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第9 議案第74号 平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第10 議案第75号 平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 議案第76号 平成29年度 美波町病院事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第12 議案第77号 美波町監査委員の選任について
- 追加日程1 議案第78号 美波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 請願について  
請願第4号 必要性が明確でない公費 (旅費) の返還を求める請願
- 日程第14 意見書について  
① 発議第11号 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書 (案)  
② 発議第12号 教職員の働き方改革を求める意見書 (案)
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第17 各委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

平成29年12月13日 (水)

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 報告第11号「議会の委任による専決処分の報告について」を議題とします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。

報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

説明に入ります前に1カ所訂正をお願い致したいと思えます。契約の関係の議決の日でございますけれども、平成28年9月23日となっておりますけれども、こちらを平成28年9月15日に議決を頂いておりますので、大変失礼しましたけれども、訂正の方をよろしくお願い致します。

それではご説明致します。

専決第12号 生きがい交流空間整備工事（第2分割）の一部を変更する契約の締結について

平成28年9月15日議会の議決を経た、生きがい交流空間整備工事（第2分割）について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月15日専決

美波町長 影治信良

#### 記

1. 契約の目的 生きがい交流空間整備工事（第2分割）
2. 契約の金額 変更前 金 99,900,000円  
変更後 金 105,591,600円
3. 契約の相手方 海部郡美波町赤松字新発口174番地  
有限会社 井上建設  
代表取締役 井上 一臣

この契約につきましては、旧日和佐高校グラウンド跡地のみなみらいグラウンド等の整備に係る工事について、現場条件の変更に伴う残土処分、側溝取壊し、舗装、防球ネットなどの追加によりまして工事費が変更になっているものでございます。

追加額につきましては5,691,600円となりまして、  
工事につきましては9月、この9月26日に竣工致しております。  
以上です。

議 長  
建設課長

建設課長

ご説明致します。

専決第14号 日和佐浦西線排水路改修工事（第1分割）の  
一部を変更する契約の締結について

平成29年1月11日議会の議決を経た、日和佐浦西線排水  
路改修工事（第1分割）について、下記のとおり変更請負契約  
を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定により、  
次のとおり専決処分する。

平成29年10月20日専決

美波町長 影治信良

記

1. 契約の目的 日和佐浦西線排水路改修工事（第1分割）
2. 契約の金額 変更前 金57,996,000円  
変更後 金59,901,120円

3. 契約の相手方 徳島県海部郡美波町西河内字大久保

70番地の1

株式会社 亀谷建設

代表取締役 亀谷 英伸

この工事につきましては、都市計画道路のでもある日和佐浦  
西線の道路下を流れる現状水路が老朽化による道路陥没の危険  
性が懸念されるため、安全確保のため排水路の耐震改修工事  
を行うもので、当初契約後に既設水路断面の一部がいびつである  
ことが確認されたことから、斫作業や鉄筋による補強等により  
工事費が変更となっております。

変更による追加額は1,905,120円でございます、  
工期につきましては29年1月12日から翌年度に繰越を行い  
29年10月31日までとしておりましたが、工事は10月下旬  
に完成をしております。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

12番議員

町道の下の用水路の補修工事ということですか。ということ  
であれば、契約を別にするやいうことはできなかったんでしょ  
うか。というのは、その500万円、結果として500万円追  
加しとるということで、中身が広範囲に渡ってどうも分かりに

くいので、その辺どんなんですか。契約を分けるやいうことは  
できなかつたんでしょうか。ほのことの件。

議 長 建設課長

小休します。

（時に 9時07分）

（小休中）

（時に 9時07分）

議 長 再開します。

中川議員

1 2 番 議員 はい、ほの残土の処分の方ですね、ほれが500万円かかっ  
たつての、もうちょっとこう詳しくお願いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 この変更につきましては、工事と一体とした中での変更とい  
うことで、残土処分については390㎡の追加を致しております。  
それから側溝の取壊しであったり、木製ベンチ等の取壊し、  
それから給水管の追加でありましたり、アスファルト舗装の1  
48㎡の追加ということで、工事の中で、一体の中で施工条件  
によりまして、追加をさせて頂いておりますので、別契約でな  
く本契約とあわせて契約をさせて頂いたものでございます。以  
上です。

議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、報告第11号「議会の委任による専決処分の報  
告について」、専決第12号 生きがい交流空間整備工事（第2  
分割）の一部を変更する契約の締結について、専決第14号 日  
和佐浦西線排水路改修工事（第1分割）の一部を変更する契約  
の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願  
います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、専決第12号及び専決第14号は、原案のとおり承  
認されました。

日程第2 議案第66号「専決処分の承認を求めることにつ  
いて」を議題と致します。



当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。

議案第66号 専決処分の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

専決第13号で、平成29年度 美波町一般会計補正予算（第3号）でございます。この専決処分につきましては9月28日に衆議院が解散されたことに伴いまして、選挙執行経費の補正予算を10月2日付けで専決処分させて頂いておりまして、その承認を求めるものでございます。

専決第13号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第3号）

平成29年度美波町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,417万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,182万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年10月2日専決

美波町長 影治信良

3ページをお開き下さい。まず始めに歳入歳出予算事項別明細書の総括として款についてご説明致します。補正額のみ申し上げます。歳入では県支出金で1,410万円、繰越金では7万2千円を追加致しまして、歳入合計では議決予算額61億5,765万2千円に、1,417万2千円を追加致しまして総額を61億7,182万4千円と致しております。次に歳出では総務費で1,417万2千円を追加致しまして、歳出合計では議決予算額61億5,765万2千円に1,417万2千円を追加致しまして総額を61億7,182万4千円と致しております。補正額の財源内訳では、国県支出金で1,410万円追加、一般財源で7万2千円を追加致しております。次に項と目についてご説明

致します。主に目について説明し、項については総額のみ申し上げます。歳入では県委託金で総務費県委託金1,410万円を追加、衆議院議員選挙費委託金でございます。項の合計を2,099万2千円と致しております。繰越金では7万2千円を追加、前年度事務繰越金でございます。項の合計を1億6,860万円と致しております。次に歳出でございますが、選挙費で衆議院議員選挙費1,417万2千円と追加致しております。報酬では118万6千円、職員手当等では480万円、報償費では39万円、旅費では2万円、需用費では320万6千円、役務費で6万2千円、委託料で89万8千円、使用料及び賃借料では27万円、備品購入費では280万円と致しております。備品購入費では自動読み取り機の購入を予定致しておりましたが、選挙日程が急きょ決定したことから、購入が間に合わず執行には至っておりません。以上で説明を終わります。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第66号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第13号 平成29年度 美波町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第66号は、原案のとおり承認されました。

日程第3 議案第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。

議案第67号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により徳島県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議

決を求める。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

この規約の変更につきましては、非常勤の消防団員等の公務災害に係る事務及び消防吏員の消防賞じゅつ金等にかかる事務について5市町から共同処理の依頼があったため、それぞれ共同処理する団体として追加するものでございます。また本変更にあわせて消防賞じゅつ金等の支給対象の拡充と字句の統一も行っております。なお賞じゅつ金については、公務災害の見舞金等がそれにあたるものでございます。

新旧対照表も別途お配りしておりますので、ご覧頂ければと思います。

徳島県市町村総合事務組合规約の一部を改正する規約

徳島県市町村総合事務組合规約の一部を次のように改める。

第3条第10号及び第14号中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

この第3条の改正につきましては、組合の共同処理する事務についての規定でございますが、消防吏員を消防職員として今まで対象としていなかった事務職等も含め、対象とするということで、その範囲の拡充を行っておるものでございます。

別表第1及び別表第2中「、」を「,」に改める。

これは標記の統一によるものの改正でございます。

別表第2第3条第2号から第6号に関する事務の項中「海陽町」の次に「, 松茂町, 北島町, 藍住町」を加え、同表第3条第10号に関する事務の項及び第3条第14号に関する事務の項中「板野東部消防組合」を「美馬市, 那賀町, 板野東部消防組合」に改め、同表第3条第15号から第18号に関する事務の項中「海陽町」の次に「, 松茂町, 北島町, 藍住町」を加える。

別表第2の第3条第2号から第6号については、消防団員及び水防団員の損害補償関係の事務となっております。それから第3条第10号及び第14号につきましては、消防職員の賞じゅつ金報奨金、公務災害に係る見舞金に関する事務となっております。また第3条第15号から第18号につきましては、消防団員及び水防団員の公務災害に係る見舞金に関する事務となっております。

附則 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第67号「徳島県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号「美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第23号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

税 務 課 長

ご説明致します。

議案第69号 美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例（平成23年美波町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

そもそもこの条例の概要と致しましては、同法同条の規定によりまして、県知事の承認を受けた企業立地計画に従って、特定事業のために設置された施設のうち、省令で定めるものを集積区域内に設置した事業所に対しまして3年間固定資産税を課税免除するものでございます。

今回の一部改正については、関係条文等の所要の改正を行うものあります。お手元にお配りしております新旧対照表も参考にして頂いたらと思います。

次ページをお願い致します。5行から目ですが、

題名を次のように改める。

美波町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に改める。

第2条第1号中「企業立地促進法第5条第5項」を「地域未来投資促進法第4条第6項」に、同条第2号中「集積区域」を「促進区域」に、「企業立地促進法第4条第2項第2号」を「地域未来投資促進法第4条第2項第1号」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「特定事業」を「地域経済牽引事業」に、「企業立地促進法第9条第1項に規定する集積区域に係る集積業種に属する事業」を「地域未来投資促進法第2条第1項に定める事業」に改め、同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に、「企業立地促進法第14条第3項」を「地域未来投資促進法第13条第4項」に、「企業立地」を「地域経済牽引」に改め同条第4号とする。

第3条中「企業立地促進法第20条」を「地域未来投資促進法第25条」に「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に、「特定事業」を「地域経済牽引事業」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」に、「集積区域」を「促進区域」に改める。

また課税免除の税額相当分につきましても、交付税措置がなされることとなっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4番議員 ちょっと語句について教えて下さい。企業立地計画と地域経済牽引事業計画この2つの計画の違いはどういうものなのか。それと地域経済牽引事業計画、これは今回新たに計画されたのか、そこらのところ教えて頂けますか。

議長 税務課長

税務課長 企業立地計画が無くなって、新しくこの地域経済牽引事業計

画ができたっていうことでございます。

同じです。

そうでございます。

議 長  
4 番 議 員

北山議員

すいません、この地域経済牽引事業計画っていうのは、今回こう立てるんですか、もう立てたんですか、そこらのところはどんな。ただ今までの計画を名前変えただけ。

議 長  
税 務 課 長  
議 長

税務課長

名前を変えただけです。

他にございませんか。

中川議員

1 2 番 議 員

この促進区域に名前が変わったんですけれども、これなんか知事の承認がいたるとかなんとかそういう説明があったんですけども、実際にどこが、例えば美波町のどこが指定されているかとか、あるいは実際に3年間固定資産税が免除されるとあるんですが、そんなん適用されているところがあるのかいうのをお聞きしたいと思います。

議 長  
税 務 課 長

税務課長

計画は徳島県でひとつなんです。それで条例をつくっている市町村が全部で9市町村あります。小松島市・吉野川市・阿南市・石井町・松茂町・板野町・上板町・東みよし町で美波町でございます。県が承認しとんはね、37件でございます。美波町は該当ありません。以上です。

議 長

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第69号「美波町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定される固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第24号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長

ご説明致します。

議案第70号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

この改正については、平成29年4月26日に交付されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正されたことに伴い、認知症患者等の住宅入居者である場合における収入申告義務が緩和されることになったため、美波町においても当該条例を改正するものでございます。あわせて関係省令の条ずれについても改正致します。新旧対照表も用意しておりますので、参考をお願い致します。

次ページをお願い致します。

美波町条例第24号 美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美波町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年美波町条例第167号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

これは公営住宅法施行規則の入居の承継について規定したものでございまして、条ずれに伴う改正でございます。

第14条第1項ただし書中「申告がない場合」の次に「（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると町長が認めるときは、この限りでない。

第15条第2項中「前項」を「前項本文」に、「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告に基づき」の次に「（同項た

だし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法に基づき)」を加える。

第32条第2項中「令第8条第2項」の次に「(第15条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)」を加える。

この第14条1項また第15条1項についての改正については、収入申告義務を緩和することに伴う改正でございます。条例では収入申告を義務ておりますので、今回の改正によります認知症患者等については、申告を要さないものただし書きを加えたものでございます。15条2項については省令の条ずれに伴う改正でございます。15条3項の改正は収入申告義務を課さない場合の収入額の認定の手続きを整備する改正でございます。公営住宅施行規則第9条の規定では、法第16条第4項の国土交通省令で定める方法で、入居者の雇い主、取引先、その他の関係人に報告を求める方法、又は官公省に必用な書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求める方法としているものでございます。第32条第2項中についても、認知症患者についての申告義務の緩和を伴う改正でございます。

第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改める。

条ずれに伴う改正でございます。次ページお願いします。

第54条第2項中「同条第3項中「第1項」とあるのは「第54条第1項」と」を「同条第1項ただし書中「第37条第1項」とあるのは、「第55条において準用する第37条第1項」と」に改める。

この第54条についてもは、本項で準用する条例第15条について改正が行われたことに伴う整備を行う改正でございます。

附則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の美波町営住宅の設置及び管理に関する条例第14条第1項、第15条（同条例第54条第2項において準用する場合を含む。）及び第32条第2項の規は、平成30年度以降の年度の町営住宅の毎月の家賃について適用する。

これについては家賃適用については、平成30年度からですが、施行は条ずれが生じていることから、交付の日からとして



議

長 おります。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。  
説明が終わりました。質疑を行います。  
ございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論は、ありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第70号「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第24号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第71号「平成29年度 美波町一般会計補正予算（第4号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。議案第71号 平成29年度美波町一般会計補正予算（第4号）

平成29年度美波町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,526万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億2,709万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

5 ページをお開き下さい。第2表債務負担行為補正でございますが、追加と致しまして事項として由岐支所及び由岐公民館冷暖房に係る熱供給費、期間と致しましては平成29年度から平成29年12月20日44年度まで、限度額と致しましては3,951万6千円と致しております。由岐支所及び由岐公民館冷暖房に係る熱供給費の債務負担行為につきましては、平成20年12月に契約致しました熱供給契約が昨年12月に終了致しまして、1年延長した契約が本年12月末で終了するため、改めて契約を締結するものでございます。

8 ページをお開き下さい。歳入歳出予算事項別明細書の総括として款についてご説明致します。補正額のみ申し上げます。歳入の地方交付税では3,880万2千円を追加、国庫支出金では4,678万円を減額、県支出金では1,060万8千円を追加、給付金では40万円を追加、繰越金では6,826万4千円を追加、諸収入では807万4千円を追加、町債では1億7,590万円を追加致しております。歳入合計では議決予算額61億7,182万4千円に2億5,526万8千円を追加致しまして総額を64億2,709万2千円と致しております。歳出では議会費で7万円を減額、総務費では3,116万8千円を追加、民生費では203万8千円を減額、衛生費では8,182万8千円を追加、農林水産業費では2,236万3千円を追加、商工費では248万5千円を追加、土木費では182万5千円を追加、消防費では524万2千円を追加、教育費では426万5千円を追加、災害復旧費では1億820万円を追加、歳出合計では議決予算額61億7,182万4千円に、2億5,526万8千円を追加致しまして、総額を64億2,709万2千円と致しております。補正額の財源内訳では国・県支出金で3,617万2千円を減額、地方債では1億7,590万円を追加、その他では310万円を追加、一般財源では1億1,244万円を追加致しております。

次ページをお開き下さい。次に項と目についてご説明致します。主に目について説明し、項については総額のみ申し上げます。地方交付税では3,880万2千円を追加、普通交付税の追加でございます。項の合計を29億231万5千円と致しております。国庫負担金では民生費国庫負担金で1万5千円を追加、国民健康保険基盤安定負担金の追加でございます。災害復旧費国庫負担金では6,670万円を追加致しております。公共土木施設災害の復旧費でございます。項の合計を2億535万7

千円と致しております。国庫交付金では土木費国庫交付金で1億1,640万8千円を減額致しております。社会資本整備総合交付金の決定に伴います減額でございます。消防費国庫交付金では291万3千円を追加致しております。津波避難タワーに係る交付金でございます。項の合計を2億6,400万4千円と致しております。県負担金では民生費県負担金で70万円を減額、国民健康保険基盤安定負担金の減額でございます。県補助金では総務費県補助金で313万4千円を追加致しております。徳島県生活バス路線維持確保補助金でございます。南部バス及び阿南バスに係る運行費の補助金でございます。農林水産業費県補助金では713万3千円を追加致しております。農業費県補助金では245万1千円を追加致しております。農山漁村未来創造事業につきましては、米ゲルに係る事業の補助金、農地集積集約化対策事業費補助金については農地集積事業に係る協力金に対する補助金でございます。農地費県補助金では70万円を減額、県単土地改良事業補助金の減額でございますが、交付決定に係るものでございます。水産業費県補助金では538万2千円を追加、農山漁村未来創造事業費県補助金でございます。伊座利漁協の定置網巻き揚げ用クレーン付きトラック購入に係るものでございます。消防費県補助金では69万1千円を追加致しております。地域の担い手頑張る消防団応援事業補助金でございます。AEDの設置に係る補助金10割補助でございます。項の合計を1億896万円と致しております。県交付金では農林水産業費県交付金で35万円を追加致しております。環境保全型農業直接支払交付金でございます。赤松総屋敷地区の冬季湛水管理に係るものでございます。項の合計を4,632万円と致しております。寄附金では一般寄付金で30万円、徳島県森林協会寄附金が30万円でございます。それから衛生費寄附金では10万円でございますが、環境対策の寄付金でオオキタ日和佐店からレジ袋有料化に伴います負担金の一部を寄附金として頂いております。項の合計を1,040万2千円と致しております。繰越金では6,826万4千円を追加致しております。前年度純繰越金でございます。項の合計を2億3,686万4千円と致しております。雑入では807万4千円を追加、町有建物災害共済金で47万4千円、台風21号に係る共済金でございます。徳島創生推進事業助成金300万円につきましては、グローバル人材育成事業にかかる助成金でございます。建物補償金につきましては460万円でございます。

けれども、昭和57年に旧日和佐町、牟岐町、旧海南町、旧海部町で建設致しました大型共同作業所が牟岐バイパス工事に伴いまして立ち退きとなったことに伴います補償金でございます。項の合計を1億294万5千円と致しております。町債では総務債で450万円を追加致しております。地方創生拠点整備事業債でございます。衛生債では2,840万円を追加、病院会計運営事業債でございます。過疎債ソフト分でございます。診療所会計運営事業債では1,210万円、これも過疎のソフト分でございます。清掃車両整備事業債では420万円を追加致しております。農林水産事業債では360万円を追加、農村漁村活性化推進事業債で60万円、産業振興施設整備事業債で300万円を追加致しております。土木債では9,980万円を追加、道路整備事業債で9,800万円を追加、橋梁長寿命化事業債で180万円を追加致しております。消防債では130万円を追加致しております。総合的な安全防災基盤整備事業債の追加でございます。災害復旧事業債では3,830万円を追加、補助及び単独災害復旧事業債の追加でございます。項の合計を11億7,410万円と致しております。

14ページをお開き下さい。歳出でございますけれども、議会費では7万円を減額致しております。給料で1千円を追加、職員手当等では7万1千円を減額致しております。項の合計を6,707万2千円と致しております。総務管理費では一般管理費で322万8千円を追加致しております。職員手当等の追加でございます。財産管理費では330万円を追加致しております。委託料で100万円を追加致しておりますけれども、これにつきましては台風21号による倒木によりますその支障木の伐採委託料でございます。美波病院及び木岐にあります町有林の倒木に伴います伐採委託料が主なものでございます。工事請負費では230万円を追加致しております。これにつきましては台風21号被害によります工事請負費でございます。主には旧の老人ホーム、文化交流施設でございますけれども、個々の裏にあります倉庫の倒壊によりますこの撤去費用、それから役場となり旧東町駐在所でございます。忠愛所とよばれておりますけれども、こちらの倉庫・ドア等の修繕、それからモビレージの施設内の木柱の倒壊によります建て替え工事等が主なものでございます。人事管理費では4万9千円を追加致しております。報償費で3万円、これは研修に係る講師謝礼金の追加でございます。負担金補助及び交付金については1万9千

円で職員の間ドックの利用助成金を追加させて頂いております。姉妹都市親交費では19万円を追加、需用費で15万円を追加致しておりますけれども、主にケアンズ市との交流に伴います費用の追加をさせて頂いております。使用料及び賃借料では4万円を追加致しております。ケアンズ小学生の送迎に係る有料道路の通行料等が主なものでございます。諸費では940万6千円を追加致しております。負担金補助及び交付金でございますが、主に地域バス路線運行費補助金ということで、南部バスに470万5千円、阿南バスに469万8千円の運行費の補助を行うものでございます。企画費では922万5千円を追加致しております。給料では1万6千円、職員手当等では86万4千円を追加致しております。旅費では43万8千円を追加致しております。各種イベントに参加するための普通旅費、それから費用弁償につきましては九州出漁団関係で美波町とつながりのある方をお招きしてシンポジウム等の開催を予定致しておるための費用弁償の追加をさせて頂いております。委託料では222万5千円を追加致しております。総合計画策定業務委託料でございますけれども、第2次総合計画が平成29年度で5年を経過することから、基本計画の見直しを行うための基礎資料とするため、アンケートの実施・分析を行うための委託料の追加でございます。アンケートについては2,000件を予定致しております。使用料及び賃借料では6万円を追加致しております。これにつきましても九州出漁団関係の方の招致による経費の追加でございます。工事請負費では107万9千円を追加致しております。一の坂トンネル付近の光ケーブルの増設工事、約400mの費用および西河内月輪の光ケーブルの鋼管柱の建柱の工事の費用を追加させて頂いております。備品購入費では454万3千円を追加致しております。情報ネットワークの告知端末器100個、それから告知端末器にかかるスイッチングハブ、それからセンターテレビ設備のUPSの購入に係る備品購入費を追加させて頂いております。地方創生拠点整備交付金事業費では工事請負費で500万円を追加致しております。平成28年度3月補正で予算計上致しております道の駅日和佐休憩施設整備工事、観光案内所の屋外移転工事の追加工事、それから木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設のバーベキュースペース、本設における追加工事で予算の不足が見込まれることから追加として工事請負費を追加するものでございます。項の合計では7億399万6千円と致しております。税務総務費では6

3万4千円を追加致しております。職員手当等の追加でございます。項の合計を5,713万5千円と致しております。戸籍住民基本台帳費では戸籍13万6千円を追加致しております。給料で1万2千円、職員手当等で8万6千円、共済費で3万8千円の追加でございます。項の合計を3,462万5千円と致しております。社会福祉費では社会福祉総務費で73万8千円を追加、職員手当等で30万3千円、共済費で15万9千円、繰出金では27万6千円を追加致しております。国保基盤安定化事業繰出金等の繰出金の減額及び追加によるものでございます。老人福祉費では140万6千円を減額、需用費では35万円を追加致しております。これは阿部福祉センターエアコンのガス漏れの修繕に係るものでございます。工事請負費では76万円を追加、デイサービス竜宮の下水道の接続工事に係るものでございます。繰出金では251万6千円を減額、介護保険特別会計繰出金の減額でございます。人権啓発費では8万円を追加、旅費の追加でございます。予算不足のためによります追加でございます。隣保館運営費では33万4千円を追加、給料で20万8千円、共済費では12万6千円を追加致しております。項の合計を10億8,521万9千円と致しております。児童福祉総務費では10万円を追加致しております。チャイルドシートの購入補助金の追加でございます。実績により不足が見込まれることによる追加でございます。認定こども園費では188万4千円を減額致しております。給料で200万円を減額、職員手当等では67万8千円を減額致しております。報償費では4万6千円を追加、英会話教室の講師謝礼金の追加でございます。需用費では32万7千円を追加、赤松こども園の砂場の丸太材の入れ替え、阿部こども園の台風21号による庇と樋の修繕に係るものでございます。委託料では30万5千円を追加致しております。非常通報装置の保守管理委託料でございます。これを導入するため、全てのこども園に対してこれを導入するための経費の追加でございます。不審者対策の一環でございます。工事請負費では11万6千円を追加致しております。赤松こども園のトイレに洗浄槽を設置するものでございます。項の合計では3億6,568万1千円と致しております。保健衛生費では保健衛生総務費で7,684万2千円を追加致しております。職員手当等では10万1千円を追加、共済費では100万円を追加、負担金補助及び交付金では7,574万1千円を追加致しております。病院会計負担金でございます。普通

交付税の算入分を負担金として計上させて頂いております。予防費では11万3千円を追加、備品購入費でございまして、子供用のソフトブロックの購入費用でございます。環境衛生費では84万8千円を減額致しております。給料で60万円、職員手当等では13万8千円、共済費では110万円をそれぞれ減額致しております。健康増進費では127万9千円を追加致しております。賃金では96万6千円を追加、1名分追加致しております。委託料では29万7千円を追加致しております。健康管理システム更新業務委託料でございまして、特定健診の項目の追加などによるものでございます。償還金及び利子及び割引料では1万6千円を追加、平成28年度のがん検診の事務費の清算でございます。医療体制整備事業費では補正額はなく、節間の組み替えとなっております。委託料では500万円を追加し、工事請負費では500万円を減額致しております。委託料の追加につきましては、土壌汚染対策法に基づきまして、土壌汚染調査を実施した結果、詳細調査の必要があるため、ボーリング等の調査に係る費用の追加でございます。場所につきましては旧の日和佐病院跡でございます。項の合計では8億225万1千円と致しております。清掃総務費では444万2千円を追加致しております。備品購入費では15万円、生ごみ収納ボックス購入費の追加、負担金補助及び交付金では429万2千円を追加致しております。郡の衛生処理事務組合負担金で239万7千円、これについてはし尿収集車購入負担金でございます。それから189万5千円についてはゴミ関係のタイヤシャベル購入負担金でございまして、有利な過疎債を活用することによるための今回予算計上でございます。項の合計を1億7,931万3千円と致しております。農業費では農業委員会費で23万2千円を追加、給料で5千円、職員手当等で18万9千円、共済費では3万8千円を追加致しております。農業総務費では55万1千円を追加、給料で1万4千円、職員手当等で53万6千円を追加、共済費では1千円の追加でございます。農業振興費では302万8千円を追加致しております。負担金補助及び交付金の追加でございまして、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、赤松尾山総屋敷の冬季に係る湛水管理の交付金でございます。農山漁村未来創造事業補助金では83万1千円でございますが、かいふ農協が提案した米ゲルによる地域農業活性化推進事業に係る補助金でございます。機構集積協力金については172万9千円を追加、中山間機構を通じた

農地集積に対する協力金でございます。農地費では補正額はなく財源内訳の更正となっております。農山漁村活性化費では600万円を追加致しております。負担金補助及び交付金でございますけれども、主に台風21号被害の復旧に対して見込まれる予算を計上させて頂いております。日和佐町漁協の施設の屋上防水であったり、恵比須浜漁港の倉庫の屋根、伊座利漁港給油施設などの修繕に係るものでございます。林業費では林業振興費で28万7千円を追加、負担金補助及び交付金でございます。森林組合負担金と致しておりますけれども、台風21号による林業研修センターの玄関ガラスの屋根等の修繕に係る町負担分を負担金でお支払するものでございます。水産業費では水産業総務費で140万1千円を追加致しております。給料で88万2千円、職員手当等で21万6千円を追加致しております。共済費では30万3千円を追加致しております。水産業振興費では1億86万4千円を追加致しております。需用費で10万円で、失礼しました。水産業振興費では1,086万4千円を追加致しております。需用費で10万円を追加致しております。台風21号による被害で志和岐魚介類蓄養施設のフェンスの修繕でございます。負担金補助及び交付金では1,076万4千円を追加致しております。農村漁村未来創造事業補助金でございます。伊座利の大敷網設置等で使用するクレーン付きトラックの更新事業が補助採択される見込みとなったことによります予算計上でございます。項の合計を6,670万4千円と致しております。商工費では商工総務費で48万5千円を追加、給料で1万7千円、職員手当等で40万5千円共済費では6万3千円を追加致しております。商工振興費では200万円を追加、工事請負費の追加でございますが、台風21号で道の駅日和佐の物産館の2カ所で雨漏りが確認されたことによります修繕工事に係るものでございます。地方創生事業費商工振興関係では補正額はなく、節間の組み替えを行っております。需用費では30万円追加、委託料では230万円を減額、工事請負費では200万円を追加致しております。需用費につきましては桜町のトリックアート除幕式関係の費用を追加させて頂いております。それから工事請負費につきましては門前町再生に係る空き店舗再構築工事の追加で、老朽度や利用規模に対応するための追加をさせて頂いております。項の合計を1億2,114万8千円と致しております。土木管理費では土木総務費で32万5千円を追加、職員手当等の追加でございます。道路橋梁費



では道路維持費で50万円を追加、補償補填及び賠償金でございまして、日和佐浦西線排水路改修工事による家屋修繕のための経費でございます。道路新設改良費では補正額はなく、節間の組み替えを行っております。委託料で500万円を減額、公有財産購入費では250万円を追加、補償補填及び賠償金では250万円を追加致しております。公有財産購入費につきましては、町道日和佐浦西線の排水路改修に合わせて道路拡幅を行うための土地の購入費の追加でございまして、補償補填及び賠償金につきましても、同じ町道日和佐浦西線の道路拡幅に伴います工作物及び立木の補償金の追加でございまして、橋梁維持費につきましても補正額はなく財源内訳の更正となっております。項の合計を2億9,634万3千円と致しております。住宅費では住宅管理費で50万円を追加、工事請負費でございまして、台風21号による被害に係る改修工事に伴いまして、年度末までの予算を確保するための追加でございまして、項の合計を1,911万1千円と致しております。消防費では非常備消防費で23万円を追加、給料で20万円を減額、職員手当等では43万円を追加致しております。消防施設費では69万2千円を追加、備品購入費でございまして、徳島県の10割補助であります地域の担い手頑張る消防団応援事業により、AEDを2台を購入するものでございまして、搬送費では5万円を減額、職員手当等で25万円を追加、共済費では30万円を減額致しております。総合的な安全防災基盤整備事業では437万円を追加致しております。公有財産購入費でございまして、奥河内地区に建設予定の津波避難タワーの建設用地購入のための経費でございます。項の合計を6億763万1千円と致しております。教育総務費では事務局費で26万6千円を追加、職員手当等で21万4千円、共済費では5万2千円を追加致しております。項の合計を1億3,035万円と致しております。小学校費では日和佐小学校費で143万3千円を追加致しております。需用費では116万2千円を追加致しておりますが、台風21号によりまして、校舎の屋根及び体育館破風板の修繕、老朽化によるプール濾過機の修繕等による修繕料の追加でございまして、役務費につきましても8万7千円で台風21号で飛散した屋根瓦の処理に係るものでございまして、備品購入費では18万4千円追加致しておりますけれども、補聴器に対応するための補聴援助システムの購入に係るものでございまして、項の合計を5,779万8千円と致しております。中学校費では由岐中学校費で57万1千

円を追加致しております。需用費でございますけれども、廊下天井の石膏ボードの修繕、体育館照明の交換、校舎1階庇の老朽化による修繕、台風21号による校舎屋根の被害に係る修繕等でございます。項の合計を5,713万4千円と致しております。社会教育費では社会教育総務費で48万8千円を減額、職員手当等では1万2千円を追加し、共済費では50万円を減額致しております。公民館費では4万2千円を追加、需用費で1万1千円、Wi-Fi無線ルーターの買替費、役務費では3万1千円を追加致しております。Wi-Fi無線ルーターのパソコン設定費用でございます。博物館費では33万円を追加致しております。給料で6千円、職員手当等では3万8千円、共済費では2万6千円を追加致しております。需用費では21万円を追加致しておりますけれども、ウミガメクイズ用のパソコンの修繕料、剥製のつりさげのワイヤーの強化に係る修繕料でございます。負担金補助及び交付金では5万円でございますが、ウミガメ国際会議の参加負担金の追加でございます。項の合計を1億6,941万5千円と致しております。保健体育費では学校給食費で11万1千円を追加致しております。給料では30万円を減額、職員手当等では15万6千円を減額、工事請負費では44万7千円を追加致しております。台風21号によります日和佐給食センター倉庫のシャッター修繕に係るものでございます。備品購入費では12万円でございますが、由岐給食センターの食器消毒保管器の購入に係るものでございます。総合体育館運営費では200万円を追加致しております。工事請負費でございますが、台風21号被害によります総合体育館の2階会議室エアコン2台の取り換え工事でございます。項の合計を1億3,756万2千円と致しております。公共土木施設災害復旧費では土木施設災害復旧費で1億820万円を追加致しております。委託料で500万円を追加、台風21号の災害査定準備の設計委託料の追加でございます。工事請負費では1億300万円を追加致しております。単独災害復旧費では150万円、小規模の単独災害復旧工事費の追加、それから補助災害復旧費では1億円でございますが、9月の豪雨及び台風21号による河川災害6件、道路災害2件の復旧工事に係るものでございます。単独土砂等除去としては150万円を計上させて頂いております。原材料費では20万円を追加、小規模な災害復旧に要する原材料費を補正させて頂いております。項の合計では1億1,720万7千円と致しております。以上で説明を終わります。

ます。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議員 農業と水産業の方で、農山漁村未来創造事業補助金っていうんが双方に出てます。この補助金の要綱を簡単に教えて頂けますか。

議長 産業振興課長

産業振興課長 お答えを致したいと思うんですが、簡単にといわれますと非常にこれ実は難しいんです。議員ご承知の過去の補助事業でいいますと、例えば水産でいいますと経営改善事業とかいうんがあつて、漁協の方が様々な施設・設備を整備するときに県の方から補助金をもらえた。内容によって2分の1であったり10分の3であったりっていうのがあったと思うんですが、そういったいわゆる県単関係の補助事業が集約をずっとされていきまして、その結果として先ほど農山漁村未来創造事業っていうようなものになってきました。ただそうなる過程でですね、大きく2つに分かれまして、いわゆるその提案型の事業としてハード事業については2分の1、ソフト事業については10割支援をしてもらえる制度というものと、それと従来型の補助事業の名残というふうに大きく分かれまして、基本的にそのものがそれぞれ別々に今この予算の中には同居しているということになります。もう少し詳しくにつきまして、特に見てもらわんと多分分かりませんので、その辺でご容赦願いたいと思います。

議長 長 戎野議員

9 番 議員 ページ25ページのですね、総合的な安全防災基盤整備事業の中で、奥河での地区での避難タワーの土地代の購入なんですけど、詳細についてお聞きをしておきたいと思うんですが、これはどのぐらいの面積、㎡、もしくは坪、それから形状、更地なのか建物が付属しているのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

議長 長 消防防災課長

消防防災課長 お答えをさせていただきます。面積については該当者が2名おりますので、1名の方が101.36㎡、もう1名の方が104.75㎡の面積となっております。以上でございます。

議長 長 戎野議員

9 番 議員 面積は分かりましたけど、どういう形状のものかと先ほどお尋ねしたんですが、だいたい坪単価どの程度で購入、交渉をしたのかも含めて教えて頂けたらと思います。

- 議 長 消防防災課長  
 消防防災課長 m<sup>2</sup>当たりの単価でよろしいですかね。m<sup>2</sup>当たりの単価は21,200円でございます。以上でございます。
- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 今、答えてなかったんですが、更地を購入したということで理解していいんですか。
- 議 長 消防防災課長  
 消防防災課長 まだ購入は致しておりません。予算が通りましたら、購入する予定です。土地の形状としては更地でございます。
- 議 長 他にございませんか。  
 岩瀬議員
- 2 番 議 員 27ページの学校給食の修理代はどういうシャッターの。  
 議 長 学校教育課長  
 学校教育課長 台風に伴いまして、倉庫のシャッターが飛んでおります。その修繕につきましては、まだこれから行いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
- 議 長 岩瀬議員  
 2 番 議 員 修繕内容はどんなん、電動化、そういうこれ普通のシャッターなん。
- 議 長 学校教育課長  
 学校教育課長 はい、普通のシャッターでございます。3枚中2枚が飛びましたので、3枚とも今回修繕したいと思っております。
- 議 長 岩瀬議員  
 2 番 議 員 どのぐらいの大きさの3枚、3枚いうたって分からんだろうが。
- 議 長 学校教育課長  
 学校教育課長 給食車とか生ごみ処理機の入っている倉庫でございまして、そうですね、大きさとしては、すいません、ちょっと今控えてございませぬので、またはい、後ほどお答えしたいと思います。よろしく願いします。
- 議 長 他にございませんか。これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
 「討論なし」と認めます。  
 これから、議案第71号「平成29年度 美波町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。  
小休します。

（時に 10時20分）

（小休中）

（時に 10時40分）

議長 再開します。

税務課長

税務課長 すいません、先ほど議案69号説明させて頂いたんですが、次の間違いがございましたので訂正させて頂きます。69号の次のページ開いて頂いて、8行目ぐらいに第1条中「美波町」ってある、これないんで消して頂けたらと。後、ずっといったらまた美波町地域経済とありますが、この「美波町」も消して頂けたらと思います。どうも迷惑掛けました。失礼します。

議長 再開します。

日程第7 議案第72号「平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

税務課長

税務課長 それではご説明致します。

議案第72号 平成29年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美波町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ907万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,753万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

3 ページをお願い致します。歳入歳出予算事項別明細書により、款について補正額のみご説明致します。歳入につきましては国庫支出金で400万円と追加し、3億1,273万4千円、療養給付費等交付金で479万7千円を追加し、1,337万2

千円、繰入金で27万6千円を追加し、1億3,333万7千円とし、歳入の合計を907万3千円追加し12億9,753万9千円としております。4ページをお願い致します。歳出につきましては総務費で59万5千円を追加し、2,602万円、保険給付費では財源の更正であり、国庫支出金400万円、その他財源で447万8千円を追加し、一般財源で847万8千円を減額しております。諸支出金では927万9千円を追加し1,045万3千円、予備費では80万1千円と減額し384万6千円とし、歳出の合計を907万3千円追加し、12億9,753万9千円としております。

5ページをお願い致します。歳入歳出の項と目について補正額のみご説明致します。歳入の内訳につきましては国庫補助金の財政調整交付金で追加見込み額400万円を増加しまして項の合計を1億2,786万円、療養給付費交付金の療養給付費交付金で退職者医療給付費の増加による追加見込み額479万7千円を増加しまして、項の合計を1,337万2千円、一般会計繰入金の一般会計繰入金で27万6千円を増額しまして、項の合計を1億3,333万7千円としております。これは被保険者の所得が増加傾向にあり、国・県の負担額の減額に伴う保険基盤安定繰入金の減額と、職員給与費等の追加及び財政安定化事業繰入金確定による増額であります。7ページをお願い致します。歳出の内訳につきましては、総務管理費の一般管理費で59万5千円を増加しまして、項の合計を2,592万円としております。これは職員手当の追加であります。療養諸費及び高額療養費は財源内訳の更正であります。一般被保険者療養給付費では国庫支出金でその他財源と一般財源を減額し、国庫支出金で400万円の増額、退職被保険者等療養給付費では一般財源を減額し、その他財源で423万4千円を増額しております。退職被保険者等高額療養費では、一般財源を減額し、その他財源で56万3千円を増加しております。8ページをお願い致します。償還金及び還付加算金の一般被保険者償還金では927万9千円を増額しまして、項の合計を1,045万2千円としております。これは平成28年度療養給付費負担金確定による返還金の発生であります。予備費で80万1千円を減額しまして項の合計を384万6千円としております。以上で説明を終わります。

（11番議員 退室）

（11番議員 入室）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
ございませんか。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第72号「平成29年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
  
（賛成 11・反対 0）  
「起立多数」です  
よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第73号「平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長

ご説明致します。

議案第73号 平成29年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美波町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

今回の補正は東由岐配水管敷設工事の事業費追加に係るものでございます。2ページをお願い致します。款について補正額のみ説明させて頂きます。款2事業費300万円の追加、款6予備費300万円の減額、歳出合計補正前の額1億841万5千円、補正額0、計1億841万5千円でございます。なお財源につきましては一般財源でございます。次に項と目についてご説明致します。項1営繕費、目3建設改良費300万円の追加でございます。東由岐配水管敷設工事でございますが、当初の

計画では県道由岐港線美ノ上氏宅前から山本氏宅前の約40mの敷設を予定しておりましたが、施行延長を町中氏宅前まで伸ばし約120mの施行延長としたことによる増額でございます。項1予備費、目1予備費300万円の減額でございます。この減額につきましては、建設改良費増額の財源とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。  
ございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第73号「平成29年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。  
よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第74号「平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

福祉課長

福 祉 課 長

ご説明致します。  
議案第74号 平成29年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度美波町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,977万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

今回の補正の主な内容につきましては、介護保険システム改



修経費の減額に伴う委託料の減額及び本年度購入予定でありました地域包括支援システムのリリース、いわゆる発売が来年度に遅れたことによる備品購入費の減額であります。

3ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書により、款について補正額のみご説明致します。歳入につきましては保険料で38万円を減額しまして、2億2,326万5千円とし、国庫支出金で21万4千円を減額しまして3億3,466万5千円として、県支出金で33万7千円を減額しまして1億7,527万2千円とし、繰入金で251万6千円を減額しまして、1億7,200万2千円とし、歳入の合計を13億5,977万3千円としております。次4ページをお願い致します。歳出につきましては総務費で171万9千円を減額しまして1,802万8千円とし、地域支援事業費で172万8千円を減額しまして、6,898万6千円とし、歳出の合計を13億5,977万3千円としております。5ページをお願いします。歳入歳出の項と目につきましてご説明致します。歳入の内訳につきましては、介護保険料の第1号被保険者保険料で38万円を減額しまして、項の合計を2億2,326万5千円とし、国庫補助金の事務費補助金で46万円を追加、地域支援事業交付金で67万4千円を減額しまして、項の合計を1億2,465万2千円とし、県補助金の地域支援事業交付金で33万7千円を減額しまして、項の合計を1,015万3千円とし、一般会計繰入金の事務費等繰入金で217万9千円を減額、地域支援事業繰入金で33万7千円を減額し、次6ページをお願いします。項の合計を1億7,200万2千円としております。これは介護保険システム改修経費が減額なったこと、並びに地域支援システムの地域包括支援システムの発売が来年度に遅れたことによる減額であります。次7ページをお願い致します。総務管理費の一般管理費で171万9千円を減額しまして、項の合計を949万3千円とし、包括的支援事業2事業費の包括的継続的ケアマネジメント事業費では、172万8千円を減額しまして、項の合計を2,169万2千円としております。これも歳入同様のシステム改修費が減額なったことと地域包括支援システムの発売が遅れたことによる減額であります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第74号「平成29年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第75号「平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

診療所事務長

診療所事務長

失礼します。議案第75号をご説明致します。

平成29年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）

平成29年度美波町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億613万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

3 ページをお願い致します。旧の日和佐診療所の残置しておりました医療機器等の処分に係る収入と歳出では人件費等の調整と予備費の追加でございます。では3ページの総括で歳入歳出予算事項別明細書の款について補正額のみ申し上げます。歳入、医業外収入で補正額200万円を追加し、計を210万2千円とし、歳入合計を3億613万7千円と致しております。次のページをお願い致します。歳出の総務費に63万1千円を追加し、計を2億2,821万2千円とし、予備費に136万9千円を追加し、計を732万5千円とし、歳出合計を3億613万7千円と致しております。次のページをお願い致します。

続きまして歳入歳出の項と目について補正額を申し上げます。歳入の医業外収入に雑入で200万円を追加し、計を210万円と致しております。次のページをお願い致します。歳出で総務管理費の一般管理費に63万1千円を追加し、計を2億2,821万2千円と致しております。給料で300万円の減額、職員手当で362万9千円の追加、共済費で7千円の減額、公課費で公用車車検に伴う追加で9千円の追加です。続きまして予備費で136万円を追加し、計を732万5千円と致しております。以上です。よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。質疑を行います。  
ございませんか。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第75号「平成29年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第76号「平成29年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

病 院 事 務 長

それではご説明致します。

議案第76号 平成29年度美波町病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成29年度美波町病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度美波町病院事業会計補正予算第3条に、失礼致しました。ここの補正を追加頂きたいと思っております。すいませんでした。

第3条に定めた収益的収入及び支出の、予定額を次のとおり補正する。

収入

第1款 事業収益 8億5,167万2千円に7,594万1千円を追加し9億2,761万3千円と致しております。

第1項 医業収益 8億1,264万3千円に3,799万1千円を追加し、8億5,063万4千円

第2項 医業外収益 3,902万8千円に3,795万円を追加し、7,697万8千円と致しております。

支出

第1款 事業費用 8億2,912万6千円に215万9千円を追加し、8億3,128万5千円と致しております。

第1項 医業費用 8億2,031万2千円に215万9千円を追加し、8億2,247万1千円と致しております。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,097万7千円は当年度損益勘定留保資金で補填するものとする。）

収入

第1款 資本的収入 908万9千円に189万円を追加し、1,097万9千円

第2項 一般会計出資金 908万6千円に189万円を追加し、1,097万6千円と致しております。

支出

第1款 資本的支出 1,817万6千円に378万円追加し、2,195万6千円と致しております。

第1項 建設改良費 2千円に378万円を追加し、378万2千円と致しております。

平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

すいません、先ほどの第2条の美波病院事業会計予算、これに補正を追加頂きたいということだったんですが、すいません、そのまま、追加はなしで、そのままよろしくお願い致します。すいませんでした。

本補正予算につきましては、職員給与費等の調整ならびに材料費・経費の調整追加及び医療機器購入に係る購入費が主なものでございます。

次のページをお開き下さい。収益的収入および支出につきましては、目の補正額のみご説明致します。他会計負担金、補正額3,799万1千円を追加致しております。これにつきまし

ては普通交付税の緊急告示病院分でございます。続きまして受け取り利息配当金20万円を追加致しております。これにつきましては、金融機関の預金利息でございます。負担金交付金3,775万円を追加致しております。これにつきましては、普通交付税の病床分でございます。続きまして次ページをお開き下さい。収益的支出 給与費1,384万1千円を減額致しております。これにつきましては内訳といたしまして医師給1万5千円の増、看護師給400万円の減、医療技員院給4万4千円の増、事務員給640万円の減、看護師手当300万円の減、医療技術員手当50万円の増、事務員手当100万円の減、賃金につきましてはパート医師と臨時職員の振替でございます。材料費700万円を追加致しております。内訳と致しまして薬品費の300万円の増、医療材料費300万円の増、給食材料費が50万円の増、医療消耗備品費としまして50万円の増となっております。経費と致しまして900万円を追加致しております。内訳と致しまして光熱水費の200万円の増、燃料費の100万円の増、委託料としまして600万円の増と致しております。次ページをお開き下さい。資本的収入 一般会計出資金と致しまして189万円を追加致しております。資本的支出 固定資産購入費378万円を追加致しております。これにつきましては人工呼吸器の購入に係るものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。  
ございませんか。

中川議員

1 2 番 議員 あもう医業費用のところで看護師給が400万円も減らしているっていうのは、これはどういう事情なんでしょうか。

議 長 病院事務長  
病院事務長 主なものと致しましては、最初見込んでおった予算より少なかったっていうのが主なものでございます。以上です。

議 長 中川議員  
1 2 番 議員 もちろんほらいらんようになったと思うんですけど、ほらなんでかということ、お聞きしよんですけども。

議 長 小休します。

（時に 11時13分）

（小休中）

（時に 11時13分）

議 長 再開します。

病院事務長  
議 長  
病院事務長  
議 長

病院事務長  
失礼致しました。1名正規の職員が28年度から1名減となったことによる給料の減額でございます。すいませんでした。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
これから、議案第76号「平成29年度 美波町病院事業会計補正予算（第1号）」を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。  
よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

総務企画課長

日程第12 議案第77号「美波町監査委員の選任について」を議題とします。  
当局の説明を求めます。  
総務企画課長  
ご説明致します。  
議案第77号 美波町監査委員の選任について  
美波町監査委員（識見を有するもの）に次の者を選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。  
住所 徳島市八万町内浜49-11  
氏名 多田 歳男  
生年月日 昭和29年8月3日  
平成29年12月7日提出

美波町長 影治信良

議 長

この選任につきましては、監査委員である青木昭夫氏の任期満了に伴いまして、後任として多田歳男氏63歳を監査委員として提案するものでございます。多田氏は阿南市羽ノ浦町に多田税理士事務所を開かれております。経歴と致しましては、昭和52年に大阪国税局に入局、その後、平成25年に阿南税務署長、平成27年7月に定年退職され、平成27年9月から多田税理士事務所を開業されております。以上よろしくお願い致します。  
説明が終わりました。質疑を行います。

- 岩瀬議員
- 2 番 議 員 すいません、これって任期は何年ですか。
- 議 長 総務企画課長
- 総務企画課長 失礼しました。任期は4年となっております。よろしくお願  
いします。
- 議 長 他にございませんか。
- 中川議員
- 1 2 番 議 員 あのう今まで町内の方が監査委員をされておったんですが、  
今回町外から採用するに至った経緯というか、その辺の事情は  
どんなんでしょうか。それともう1つは税理士ということなん  
ですが、これは監査にはこの税理士でなかったらいけないのか  
という点も合わせてお願いしたいと思います。
- 議 長 町長
- 町 長 今、中川議員のご質問の中の資格の関係でございませけれど  
も、それは関係ございません。今後さらに監査の重要性が示さ  
れている中で、県内の24市町村の中でも外部的といいますか、  
税理士等の専門職、公認会計士を持たれている方が監査委員と  
して就任をされているところがございませ。先ほど申しました  
ように、今後の監査機能の重要性ということを鑑みまして、今  
回この多田氏を推薦したいということで、議会の同意を得たい  
と考えておるところであります。よろしくお願ひ致します。
- 議 長 中川議員
- 1 2 番 議 員 その会計、公認会計士がいいということなんですけども、じ  
ゃあ何で税理士なんかという、そういうところが残るんですけ  
ども。
- 議 長 町長
- 町 長 あのう公認会計士がいいとは言っておりませんで、県内24  
市町村の中の団体の中で、監査委員として公認会計士の資格を  
持たれている方が就かれています。税理士を持たれている方が就  
かれていますというように説明したつもりでございませ。
- 議 長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論は、ありませんか。
- 「討論なし」と認めませ。
- これから、議案第77号「美波町監査委員の選任について」  
を採決ませ。
- お諮りませ。
- 本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願ひ  
ませ。

（賛成 10・反対 1）

「起立多数」です。

よって、議案第77号は、原案のとおり同意されました。  
小休します。

（時に 11時20分）

（小休中）

（時に 11時23分）

議

長

再開します。

本日、町長から議案第78号「美波町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りします

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思  
います。また、日程の順序を変更し、先に審議したいと思いま  
す。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

「異議なし」と認めます

議案第78号「美波町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の制定について」を日程に追加し、追加日程1として議題とす  
ることに決定しました。

議案第78号「美波町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
の制定について」を議題と致します。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長

本日、追加提案させて頂いた議案第78号「美波町特別職の  
職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（条例第25号）」  
をご説明致します。

この度の、町県民税変更課税に伴う不適切な事務処理により、  
町民並びに議員各位に多大なるご迷惑・ご心配をおかけし、誠  
に申し訳なく思っています。今後は、再発防止策を徹底し、私  
が先頭に立って町政に対する信頼回復に努めるとの思いから、  
本条例案を提出すべきとの判断に至りました。

条例の改正内容は、私自身の給料の減額を行うものであり、  
具体的には、給料月額において、平成30年1月1日から2ヶ



月の間、10%の減額を行うための一部改正であります。以上、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
すいません、失礼しました。  
町長の提案理由の説明が終わりました。  
当局の説明を求めます。  
総務企画課長

総務企画課長 ご説明致します。

議案第78号 美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月13日提出

美波町長 影治信良

美波町条例第25号

美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 町長の給料月額は、平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間に係るものに限り、第3条の規定にかかわらず、別表の給料月額欄に掲げる額から、基礎額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例改正につきましては、町長の給与につきまして来年1月と2月分につきまして100分の10を減額して支給する改正条例でございます。よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。  
戎野議員

9番議員 昨日、一般質問の中で町県民税に関して町長の姿勢を問い質しまして、「再発防止を徹底してやる」とそれだけの返事でした。自らへの言及等は全くございませんでしたが、今日1日経ってどのように変わってきたのか、なぜこれをそうすると。そして

それは町長だけであって、特別職としての副町長にもそれは及ばないのかということ。その差も含めてお聞きしたいと思います。

議  
町

長 町長

昨日の一般質問では町長の責任の取り方ということで質問を受けたわけでございますけれども、私が考える責任の取り方というのは、いわゆる事案とそれからそれを責任を取る人によって考え方もまちまちではあるかなあと思います。私の責任の取り方というのは、昨日申し上げた通りでございます。事案が今回の場合は税務課の中で起こったことでございますけれども、原因の究明、そして再発防止策の策定、その後、再発防止策を徹底して行くことによって再発防止を防ぐということが責任の取り方というふうに考えておりますので、昨日もそのように答弁をさせて頂きました。で、今回、本日出さして頂いた議案につきましては、私のどう言いますか、気持ちと言いますか、矜持でございます。通常の場合このような職員の不祥事的なことが起こり、その職員が懲戒処分を受けなかった場合、今回はその事例になりますけれども、その時に首長が責任をとるっていう戎野議員さんの責任のとるっていう言い方ですけども、給与カットをしたという事例はなかなか見当たりませんでした。で、通常の場合、職員も懲戒処分を受け、それを重く受け止め、で管理職のいわゆる町政の最高責任者としての責任と言いますか、そういったものがとられるっていう事例が多いかなあというふうに考えております。先ほど申しましたようにわたし自身は責任の取り方というのは、昨日、戎野議員に答弁した通りでございます。今日、提案したというのは、私の気持ち、そして矜持というふうに申し上げましたけれども、そのようなことから副町長、それから担当課長につきましては昨日申したとおりでございますけれども、につきましては今回そのような処分をするというようなことでの提案は致しておりません。私の考えでございます。以上でございます。

議  
9 番 議

長 戎野議員

とは、1日経ってよく考えて、気持ちの中できちんとというわけではないと。その気持ちは当初はなかったんですね。昨日はほういう返事なかったんですが、それはあって、そして今日ということですか、その点もう少しお願いします。

議  
町

長 町長

この件につきましては、少し長くなりますけれども、12月

1日の議会運営委員会の始まる前と始まった後で、戎野議員さんを含む4名の方から出されていた臨時会の招集要求についての説明をさして頂いたときに、本件については臨時会の招集はできないけども、この件についての説明というのは、今まで通り全員協議会を開かさして頂いて、その中で説明をさして頂くということを申し上げたところでもあります。その中で説明をさして頂く内容というのは、昨日一般質問を受けて、課長・副町長そして私の方から答えた通りでございますけれども、そういったことを踏まえてこのことをしようというのはもう以前からもう決めてたことでございます。で、昨日の戎野議員さんの質問に対しては、責任の取り方というのを狭義の意味で私の方は受け止めさして頂いて、そのように答えさして頂いたところでもありますので、ご理解を頂きたいと思えます。

議長  
4番 議員

北山議員  
私も少しお聞きをしたいと思えます。この件につきましては、9月の全員協議会、これを非公開にさせたと。これは9月議会の冒頭に議長に聞いたところ「理事者から言われてやったんだ」というような答弁がありました。その全員協議会の中で話を伺ってますと、これ副町長の発言だったと思うんですが、「確定申告で4月に発覚して確定申告、そういうことでいろいろ仕事が煩雑になって、私の一存で後に伸ばした」と、このどないうんですか、原因究明をするのを後に延ばしたというような話がありました。4月に発覚して私も6月に固定資産税ですが、徳島でそういうことがあって、「美波町もそういうことはないのか」という「確認をすべきでないか」こういうことはやられたんかという質問に対しては、「いやそういうことは、あつてはならない」「ありません」というような、その時に当然4月に発覚しとんだつたら「分つとったんでしょ」という話をしたら、「私が質問したのは固定資産税で、発覚したのは町県民税だと」なんか子供だましのような発言をされた。私は考えるのに、この問題で一番こう問題になる不適切な対応っていうのは、副町長が一番責任が重くあるんでないんかと、そういうふうな感じがしますんで、そのことも含めてこの町長が責任をとるというような中に、そのことも含まれておるのかどうか。今、答弁がありました副町長について、「昨日そういう責任っていうんですか、処分のことも話しました」と今言われたんですが、私はそこらちょっとよう記憶にないんで、昨日どういうふうに話されたのか、それについてもちょっと教えて頂けたらと思えます。

以上です。

- 議 町 長 町長  
長 繰り返しになりますけれども、私が思う責任の取り方というのは、昨日、戎野議員さんの一般質問に答えた通りで、再発防止をしっかりとということです。で、今回、今日提案さして頂いたというのは、私の気持ちの部分ってということで、先ほども答弁さして頂いた通りでございまして、あの一番最後に言われた、副町長になんか話したってというのは、どういうことだったですか。
- 議 4 番 議員 長 北山議員  
員 今、あとう町長が戎野議員さんの答弁の中で、・・・担当職員と副町長の処分については、先ほど言った通りですというような、そういう発言があったように思ったんで、副町長の処分について私こう聞いた記憶がないんで、どういうことを話されたんか、そこらを教えて頂けたらという質問です。
- 議 町 長 町長  
町 長 それはそのようなことで言った言葉ではございません、はい。  
議 7 番 議員 長 永本議員  
員 条例改正について概ね理解致しますけれども、納税者に迷惑をかけておりますわね。納税者の皆さん、主権者の皆さん、迷惑かけている。何らかのかたちで町民の皆さん、納税者に謝罪をしなければならないと思う。どうされるんですか。
- 議 町 長 町長  
長 私の中では、この議会で9月の議会もそうですけれども、今もそうですけれども、謝罪をさして頂いたというように思っております。
- 議 7 番 議員 長 永本議員  
員 いやあとう広報とかいろいろな方法はあると思うんですが、議会で謝罪され、そういうことではありますけれどもね、さらに詳しく再発防止策も含めてですよ、広報でちゃんと文章で謝罪されるべきだと思いますけれども、どうでしょうか。
- 議 町 長 町長  
町 長 私は今のところは、その考えはございません。  
長 これでこれで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
まず原案に反対者の発言を許可します。  
中川議員
- 1 2 番 議員 員 この件については、過去3年間に渡ってミスが続いてきたと

いうことは、これはやはり体制的な問題があるんでないかと思うんです。とういのは、この説明をした時のほの説明の中で、個人の責任やと、こういうふうな発言があったんです。私はどうしてもそう思えないので、詳しい原因調査をするようにと、ほの場をお願いしたんですが、審議の過程は秘密であるということで、原因についてははっきり報告されなかった。そういう段階で町長の気持ちは分かりますけれども、原因が理解できないうちにやね、はやばやと処分をしてしまうっていうのは、これどかいなあと思は思うんです。早々とかう処分をしてしまうっていうのは、これどかいなあと思は思うんです。ですからもしするんであれば、もうちょっと説明をしたうえで出すべきでないかと、そういうふうに思うので、時期尚早であると私考えます。というの、はたして10%の給与減額がどんなものか分かりませんが、もうちょっと時間をかけて考えた方がいいんでないかと、そういうふうに思うので、この議案には反対を致します。

議 長 次に原案に賛成の発言を許可します。

他に討論ございませんか。

北山議員

4 番 議 員 反対の立場でいいですか。私は9月議会にもこの問題について一般質問をしました。その時に先ほども質疑の時に言いましたが、4月に分かってそのまま隠したというような私は表現、事実こう町民に知らされてないっていうことは、隠してっていうことになろうと思います。社会通念上、やはりこう悪いことがあればまず謝るなり報告するなり、町の方はやはり町民の付託を受けて町行政を担っておるんであれば、まずやっぱり住民の方にこういうことがあったということを報告して、謝罪をして、その上で原因の究明は当然することになろうと思います。それをやはり副町長が自分の一存でというような話がありましたんで、そこら副町長の処分のない中で町長が気持ちで対応するというの、少しいかなあもんかなあということを感じますんで、この議案に関しては反対を致します。以上です。

議 長 他に討論ございませんか。

これから議案第78号「美波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

（賛成 8・反対 3）

「起立多数」です。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

（時に 11時45分）

（小休中）

（時に 11時46分）

- 議 長 再開します。
- 町長
- 町 長 本定例会の初日に私の方から提案説明をさせて頂いたところ  
でございますけれども、その中で1点誤りがありましたので訂  
正をお願いしたいと思います。で、提案説明のページ数で7ペ  
ージになります。お持ちでない方もいらっしゃるかもしれませんが、ページ7ページの中に商工観光関係の報告がございます。DMOの中でページの中でいえば上の3分の1あたりです。そこです、今後も引き続き、県1市5町関係団体などであ  
るというふうな文言がありますが、これが1市4町、5が4に訂  
正をさせて頂きますのでよろしくお願い致します。失礼致しま  
した。
- 議 長 再開します。
- 7 番 議 員 町長の方からそういう発言されましたので、まあついでのこと  
ですが、もうちょっとこう提案説明の時に正確にひとつ調べ  
て頂いて発表して頂きたいと思います。私もちょっと記憶が定  
かでないんですが、亡くなられた方の名前が出て、何々宅とい  
うようなことを言われた部分があると思いますので、十分調べ  
て下さい。
- 議 長 それでは審議に入ります。
- 日程第13 請願について
- 請願第4号「必要性が明確でない公費（旅費）の返還を求め  
る請願」についてを議題とします。
- 総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。
- 丸龍委員長
- 1 1 番 議 員 請願審査報告、本委員会に付託されました請願を審査した結  
果、次の通り決定したので会議規則第91条第1項の規定によ  
り報告を致します。
- 受理番号、受理年月日、件名、提出者、審査結果はお手元に

配布してある資料のとおりでございます。よろしくお願い致します。

報告します。総務産業建設常任委員会に付託された継続審査になっていた請願第4号「必要性が明確でない公費（旅費）の返還を求める請願について」は、10月13日委員6名出席の下、総務産業建設常任委員会を開催し、審査を行いました。委員からは「議員が研修するのは議員活動のひとつ、職務であると思う」、「除斥の手続きを行ってから進めるべきだ」、「議長が必要性を判断して許可を出している。除斥の対象とならない」、「平成28年度決算認定が行われた時、全会一致で認定されている。その結果は重い」、「議長として私的ではなく公的な議員派遣として認め、許可を出している」、「議長から口頭で決裁をもらっているから実施している」また委員外議員からは「1日の派遣命令を頂いた後、必要性が認められ、議長から許可を頂いているのでなんら不適切なことはしていない」、「監査委員がこの出張に対して文書もないのでおかしいと指摘している。例えば被告が裁判官を兼ねるような状況はおかしい。除斥すべきだ」、「議長が必要性を認めた資料を出して欲しい」など意見がでました。以上のような議論がなされた中で、委員長を除いた委員5人で採決した結果、賛成0反対5で不採択となりました。以上で総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4番議員 今回の委員長報告について質疑をしたいと思います。採決結果の報告がありましたが、美波町議会委員会条例第15条には委員長及び委員の除斥という項目があります。当然あのう自己の従事する業務に直接の利害関係のある今回は事件だと思えます。当然除斥対象になるものであると思うんですが、なぜ除斥をしなかったのか。そこを教えてください。

議長 丸龍委員長

11番議員 地方自治法117条の解釈及び運用の2では報酬・費用弁償の条例については、一般的な事項については例えそれが直接で利害関係があっても本条には該当しないというものであります。以上です。

議長 北山議員

4番議員 私は今、自治法を聞いておるわけではないんです。美波町の委員会条例、これにつきましては美波町議会自らがつくった条例です。それに除斥の項目があるのに、なぜ使わなかったのか。

それを聞いておるわけです。再度お聞かせを願いたいと思います。

議長 丸龍常任委員長  
 4番議員 この委員会の中で、私は議長にも確かめたと思います。議長が除斥の必要はないと判断をしたもんだと思っております。

議長 北山議員  
 4番議員 委員長から議長の判断という答弁が出ましたんで、これ議長に確認をとっていいですかね。委員長の答弁がそういうことなんで、議長に確認をせざる得ないと思いますんで、議長、私ここに会議録持ってますんで、何ページのどこで議長がそういう判断をした、言って頂ければと思います。お願いします。

議長 長 それは北山議員、委員会のことです。当然。  
 北山議員

4番議員 委員会のことで質問をしたら、議長がという、そういう答弁何で、これは当然この委員会に係ってくる問題なんですよ。委員長にどこでどういうことで使わなかったのかというたら、議長の判断っていうたんかな、っていうことなんで、議長がこの委員会のいつどこでそういう判断をされたのか。これ教えて頂かなければ、これから先の議論に進まんのですね。お願いします。

議長 長 先ほど申しましたように、これは総務産業常任委員会のことであって、私がうんぬんでは普通ね、答えれることではないということです。

北山議員  
 4番議員 だから委員長にね、ところでなんで使わなかったのかって聞いたら議長が判断したっていう話なんで、これは議長が答えて頂かなければこれから先進まんのんですよ。委員長がこういう理由で使わなかった。使わなかった理由が議長の判断ということなんで、委員会、委員会のことを聞きよんですよ。委員会の中でどこで議長がその判断されたのか。

議長 長 ちょっと小休します。  
 （時に 11時57分）

（小休中）

（時に 11時59分）

議長 長 再開します。

北山議員  
 4番議員 議長が答えられないという話なんで、これ会議録の中では、議長が除斥について委員会に付託をしたという、そういう話が



出てきます。これいつ議長は付託したんですかって言う話をすると、これは付託はしてません。訂正しますっていうことだったんですよ。これ会議録の中にも載ってますよ。そういうことからすれば委員長は除斥について委員会には付託してないんです。そういう発言はあります確かに。で議長が判断した、委員長の発言はおかしいと思いますよ。委員長どこのこの会議録で言うて下さい、どこでどういうことになっとんか。

議長 丸龍議員

1 1 番 議員 今、北山議員からおっしゃられましたが、私はそういうふうな中で議事録には載っておりませんが、除斥に関しては議長の許可を得たというふうな判断でさして頂きました。

議長 北山議員

4 番 議員 会議録に載ってないところで判断する。それはもう委員長が勝手に判断したと、そう言わざるを得ないと思います。それともう1点、緊急であったという話がありました。緊急であったそのあのう資料を出して下さいということで、12ページになりますが、委員長と私、かなり何回もやり取りもしました。「そういう資料が出てこなんだからないということですね」と言ったところ、委員長は「ほうです」というような話をされて、今現在も私の手元にはその資料は届いていません。これ緊急性がなかったと、そう判断せざるを得ないと思うんですが、委員長どうですか。

議長 丸龍委員長

1 1 番 議員 緊急があった場合には、資料を出す、出して欲しいという話でしたが、この確認をした結果、資料はないということでございます。だから報告する必要がなかったと私は感じております。

議長 北山議員

4 番 議員 今の発言でよく分かりました。緊急性はなかったということになるだろうと思います。それと委員長もうひとつお聞きをしたいんですが、これも会議録の中でこれ寺下委員さん「議長が必要性を判断して許可を出したという事実がある」とはっきり言い切っています。この許可を出したという事実があると、これについては委員長どなんですか、そういう許可を出した事実がある。それを証明する資料っていうんはどなんですか。

議長 小休します。

（時に 12時03分）

（小休中）

（時に 12時04分）

議長 再開します。

丸龍委員長

1 1 番 議員 出張命令を10月の26日に発令をしております。また平成28年11月11日に出張復命書を議長に提出をしております。

議長 北山議員

4 番 議員 私あのう聞いているんはそういう復命書とか、そういう話ではないんです。これはこの2日の10月27日の出張に関して、これ寺下委員さんがおっしゃっております。「議長が必要性を判断して許可を出したという事実があると」議長が必要性を認めて27日どうしても東京へ行けと行って下さいという、そういう事実があるんですよね、ほういうんを許可した事実が。許可を議長が許可をしたという、それを示す資料は当然なかったら、したしたって言ったってしたやしとらんっていう話になってしまいますんで、やはりほういう事実があるんであればそういうんを示す資料。これはまず出してもらうべきと思うんですが、委員長そこら辺りはどうですか。

議長 丸龍委員長

1 1 番 議員 その資料につきましては、復命書の中に含めて同じように提出をしていると思います。

議長 北山議員

4 番 議員 思いますの話をここでやってもしょうがないんで、まず議長、そういうんであれば小休をして、その議長が許可をしたという事実を示す資料、ほれあのうあるんであれば配布して下さい。

議長 小休します。

（時に 12時06分）

（小休中）

（時に 12時08分）

議長 再開します。

北山議員

4 番 議員 委員長に質問をしたいと思います。思いますって言う、そういうあのうだろろうの話しではやっぱり前へ進んでいかんのんで、委員長なんですから、はっきりとそうい議長が許可をした、そういう事実を示す資料、これは出して頂きたいと思います。なければいとはっきり言って下さい。先ほどの緊急性がなかったというときのよう、それをはっきり言って下さい。

議長 丸龍委員長

1 1 番 議 員 議長が平成29年10月13日の総務産業建設常任委員会の中  
中でも、私的ではなく公的な議員派遣としてを議員派遣として  
認め、許可を出しているというふうに言っておられます。

議 長 北山議員

4 番 議 員 議長が公的に許可を出したそれを示す資料を出して下さい  
って、私は何回もそれを言よんですよ。委員会では言うたでな  
しに、ちゃんと議長が必要性を認めて許可をだした事実がある  
というてますんで、その事実を示す資料を出して下さいと言よ  
うわけなんです。委員会の発言を聞きょうわけでないんです  
よ。それがいいのかないのか、はっきりして下さい。

議 長 北山議員  
丸龍議員

1 1 番 議 員 書面はありません。私は議長の口頭の許可を頂いたと思っ  
ております。

議 長 北山議員

4 番 議 員 書面がないってということになりましたら、許可をしたって  
いう事実を示すものがないということなんで、これは許可をした  
ことにはならないと思います。そういうことからして、必要性  
が認められる資料、緊急だというようなそういう資料もない、  
それから許可をしたというこの事実を示す資料もない、この2  
日目の研修、そういう何にもない中でこの2日目の研修を実施  
しております。そういうことで実施した2日目の研修に関わる  
宿泊費、議会では1日目の研修については議決をしてあります。  
当然1日の研修で帰ってくれば、この宿泊費と日当あわせて1  
万6千円は必要なかったわけです。それを何にもこう示す資料  
のない中で、2日目の研修をやってきて、町に1万6千円の金  
額を出さしておる。その1万6千円については議員個人個人が  
受け取っております。こういうことからすれば、やはり除斥っ  
ていうことの文章にあります自己の従事する直接の利害関係が  
ある。議員個人個人が直接1万6千円をもらっておる。直接の  
利害関係は当然これありますんで、当然除斥の対象だと思いま  
すが、なぜ再度なぜになるんですが、なぜ除斥にしなかったの  
かっていうのが不思議に思います。当然やはりあのう除斥をせ  
ずに採決をしたと、除斥をしなければならないのに除斥をせず  
に採決をしたってということになりますと、これは瑕疵ある採決  
ということになって違法になってきます。違法な採決をした委  
員長報告については認めることにはならない。再度、採決をし  
て頂きたい。委員会に差し戻して再度、採決をして頂きたいと

- 思います。そこのところ、委員長に再度委員会を招集して、採決する気持ちはありますか、どうですか。
- 議 長 2日目の視察については、口頭で私が今までも言うておるように許可を致しました。
- 4 番 議 員 どうぞ
- 議 長 議長に質疑かまわんということなんで、私が口頭で許可をした。
- 4 番 議 員 そうですね。
- 4 番 議 員 ほれを公のところと言うのであれば、やはりちゃんと議長が口頭で許可をした、それを示す資料を提出して頂きたいと思います。それがない限り、公のところと言うた言わんの話をしてほれはもう議論が進まんと思うんで、そこらきちっとやっぱり議長として、権威ある地位にある方なんで、そこらを認識して発言をして頂きたいと思います。
- 議 長 松本議員
- 6 番 議 員 今の発言にありましたけど、9月議会で28年度の歳入歳出決算認定は、全会一致で可決されとんです。その時一言も、一言もクレームもなしにそのまま来とんです。ただ監査委員から出とんは28年の定期監査の報告の中で6月に認めんいう話であって、それは決算とぜんぜん関係ない話なんです。ほなけん私はこれはもうほなけん、議長が出張命令を認めたけん、なんら関係ないことなんです。そして会議規則で言えって言うてますけど、地方自治法の117条の解説の中に費用弁償つまり出張、それに報酬等については一般的な事務は利害関係あってもそれは除斥せんでもよろしいって書いてあるんです。それをもうちよつと理解してほしいです。
- （発言するものあり）
- 議 長 静かにして下さい。
- 傍聴者の方、2へん目やけん静かにして下さい。次いったら退場してもらいます。
- （発言するものあり）
- 傍聴人、すいません退場して下さい。
- （発言するものあり）
- 再開します。
- 戎野議員
- 9 番 議 員 これは総務産業委員会への委員長への質疑でしょ、今は。そうですね。
- 議 長 そういことです。

9 番 議 員 討論のような話を今なされとったんで、質疑ならまず私はひとつですね、広報の委員会に関係のない総務産業所管の鳥獣問題とか水産振興をつけて翌日の勉強会というて進めるんでしたらですね、なぜ総務産業の委員全員に参加要請を呼びかけたり通知を出していなかったのか。広報の委員に行った人だけで2日目のことを追加してしたのか。その点、総務委員の全員に通知したりしなかったのはなぜかということをお聞きしたいと。それから町の監査委員からの指摘で、1日間の派遣の議決に係らず2日の派遣実施をしている。2日目の派遣について地方自治法による議会において必要があると認めるときの状況を示す文章などが整備されていないと。そういう指摘を受けてはあります。従ってそれらの監査結果にちゃんとそうではないよと、間違っことはしていないと広報の委員長が、松本委員長が答えておりましたので、そういうんであれば監査委員の指摘が間違っているという根拠を示して、ちゃんと監査委員に反論をしていって、するべきではないのかという点が2点目です。それから私も委員外として総務産業のこの請願の審議のところに参加しておりましたが、請願者の具体的な請求事項の中身ですか、それを深めるようなことは審議されなかったと、つまり請願者が視察研修報告会の開催とか、旅費の実費支給への変更など、全く議論をせずに強行採決したか、そのように私は受け止めております。この点についても十分な審議はされていなかったのではないかとということが3点目です。それから4点目にですね、先ほど緊急性とかいうんで言われてましたけど、急きよ決まって議長にまあ口頭で電話で許可をもらったということで、文章がないことはしかたないんだというような今、発言であります、文書の公開条例でこの旅行を依頼した牟岐の東観サービスからのJALパックの旅費、38,500円が請求がきとんですが、この請求書が10月8日付で来ております。従いまして約20日も前に一泊二日の旅行日程を企画し、申し込みをしているなら、急遽とか緊急性とかいうんでなく、十分その目的、日程、必要性を提出して、許可をもらって監査委員の指摘を受けないかたちは十分取れたのではないかと、その4点についてお答え願いたいと思います。

議 長 松本議員  
丸龍委員長

1 1 番 議 員 1 問目のなぜという戎野議員さんからの話しあったんですが、議員がですね、研修をするのは議員活動のひとつだという

ふうな委員さんからのお話もありました。その中での必要性で私は可能だったのかなあと考えて判断をさせていただきました。

議 長 松本議員  
6 番 議 員 すいません、代表青木監査委員さんにお伺いします。監査委員さんに聞いてもかんまん、質疑やけん。これってすいません、これって本当に

議 長 松本議員、委員会のことで委員長に。  
6 番 議 員 ほなって認めんいうんやけん、ほの理由を聞こうと思って。  
議 長 今ほれはちょっと許可はできません。

これもうずっとこれ平行線というか、いろいろご意見がある中で、とにかく常任委員会で審議してですね、その結果を・・・失礼します。総務産業建設常任委員会で付託して、結論が出たことをですね、委員長報告、今、委員長がしたわけでございます。いろいろ質問ございましたが、これ平行線でこのままではずっと、まあとにかく委員長報告に対する討論、採決をしたいと思えます。

（発言するものあり）

再開します。

北山議員

4 番 議 長 議長、やはり運営としては、こう今の議長の発言はまずいと思えます。先ほど私が言いましたように、除斥対象である事案にかかわらず、委員会で除斥をせずに採決をとった。これはもう完全に瑕疵ある採決になりますよ。この瑕疵ある採決をやった委員長報告、これに基づいて採決しますやいうんは、ほらもうぜんぜんむちゃくちゃな話ですよ。一旦委員会に差し戻して、きちっとやっぱり除斥をするなりして、採決をとった結果、これはやっぱり議会の方にあげてもらわないければ、私あのお委員外ですけど、やはりほういうやっぱりきちっとしたルールに基づいたね、ことをやっていかなければ、やはり住民からの信頼を損なうことになりますんで。委員長報告あったからといって、そのことについて採決しますやいうんはちょっと議長、横暴ですよ。そこらあたりも十分考えて頂いて進行して頂きたいと思えます。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 今は委員会の質疑であって、その後そのこの請願に対して本議会で質問なり討論するんであれば、当事者としての除斥を広報委員5名はするべきであって、それを含めてやるということは、これは議会の自治法の除斥の意味がなくなりますので、ぜ

ひその措置を踏まえての対応をして頂きたいと思います。

議

長 小休。

（時に 12時26分）

（小休中）

（時に 12時27分）

議

長 再開します。1時半まで小休の小休します。

（時に 12時27分）

（小休中）

（時に 13時30分）

議

長 再開します。

議員派遣の件についてですが、先にもご説明したように口頭によって派遣承認を致しました。これについては不適切な処理であったということで、先の9月から書面等を備え適切な処理でできるように致しました。これについて全員協議会でも説明し進めておりますので、皆さんご了解頂いたところであります。次に旅費の支出についてでございますが、現行規定でご説明しますと、議会は予算執行権を有しておりません。現実には議会の予算執行権は議会事務局長と執行部職員として併任し、執行機関の職員として資格において議会事務局長に予算執行権を委任し処理していることでございます。ですから今回は旅費の支出が不適當なので、返還を求めるという請求でございますので、議員については除斥の対象とならないと判断致しました。そういうことです。

北山議員

4 番 議 員

今の議長の説明ですが、それは少しおかしいと思います。今回の一番問題になっている点、この問題点っていうのは議会で26日の研修については議会で議決をしておるんです。それにもかかわらずあえて27日、今議長の説明がありましたように、不適當な口頭で許可したっていうことは不適當だったと。議長も今、認めとうやないですか。そういう中でこれ午前中にも話が出ましたが、緊急性、緊急性もなかった。議長が口頭で認めたんも不適當なやり方であった。そんな中で議決をされておる26日だけの研修をしてきたらいいものを、わざわざそういう不適當なかたちで27日の研修を組み込んで、そして1万6千円を詐取したわけですよ。その件についてこの採決をするわけなんで、当然除斥対象になると思います。

議

長 北山議員

4 番 議 員

ちょっと待って下さい。私あのうこれちょっと調べたんです

が、これ「ぎょうせい」という会社が出してます地方自治法講座第5番っていうやつ、この中に除斥っていうことが書かれております。この中で一番ほの除斥についての問題点は直接の利害関係ということになるということです。直接の利害関係の判断っていうんは経済的な利害関係があったかなかったか。当然これに参加した委員さんは、日帰りで帰ってきたらなんら発生しない1万6千円を不適切なやり方で1万6千円を個人個人が貰っているわけなんで、経済的利害関係は当然発生しておるんですよ。そういう方が、この採決に参加するということは、これ除斥の精神に反しますよ。議員必携にも書いとるじゃないですか。この除斥っていうんは、公正な判断がされた方が判断するんは公正な判断ができないと。例え公平は判断をしたと、その方が言ったって対外的には認められないと。それを証明する公正で判断したという証明ができんから、だから除斥をするんだと、議員必携にもそう書かれとうやないですか。完全に対象となる方は除斥して頂かなければ、除斥する人が入った採決っていうんは、瑕疵ある採決になりますよ。違法ですよ、今、議長が説明したんはまったくあのおう理由になってないと思いますよ。以上です。

議長 北山議員、先ほどのまあ私の説明で口頭による派遣承認をしたということですね、書面を備えということで先の9月から書面で適切な処理をしたということです。

4番議員 ほな書面でほの時に処理をしたんがあるんですか。この件に関して書面でちゃんと処理をしているんですか。なかったからそれ以後にやろうという話なんでしょ、前日これをやった時には資料はなかったんじゃないですか。ほんで議長は先ほどもいったように不適切なやり方であったと、以後は変えますよという話でしょ。その問題のところとちゃうやないですか。問題の時はなかったわけなんですよ。

議長 口頭で、私が許可を  
4番議員 私も、ちょっと待って下さい。私もほの今の委員長の以前、私も広報の委員長でした。私達その当時の委員もクリニックっていうんで東京に出張をしました。これも4月の議会で1日のクリニックの研修だったんで、1日の議決を頂いて、日帰りで帰って来たんです。その時に今の現委員長は「なんで東京までいとんのに東京でゆっくりしてきたらええんで」というような話もされましたが、私はその時に「いや1日の議決を頂いて、1日の研修やのに、なんで泊まる必要があるんですか」という



いふうなやり取りもしました。今回こういうかたちがあって、あれ、なんでかなってというような首をかしげるような感じをしましたんで、こういうやっぱりやり方って言うんはほんまにこういうことをやっていたら住民の信頼やいうんはもう薄れてくると思いますんで、これはきちっとやっぱり議長の英断でこれに関与した当然経済的利害関係を得た方って言うんは、除斥対象でありますんで、除斥をして頂いて、採決をして頂きたいと思いますんで、よろしくお願い致します。

議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 先ほど総務常任委員長には質問を4点ほどしましたが、1つだけ以外で後は答えてもらっておりません。これいきなり常任委員会の報告を終えてですね、この本会議で委員会について広報研修に参加した議員を除斥しないで研修旅費返還の是非を審議することは、結局これ違法な間違いを重ねることになり、議長はそういったような議事を進めてはならないと思います。自治法を含めたそういう法を守らなくてもよいという暴挙を議会が侵さないようお願いをしたいと思います。

議 長 議長としてですね、議員派遣は口頭で派遣は承認を私がしました。

4 番 議 員 北山議員  
 これあのう議長口頭で許可した、許可した言いましても、その口頭で許可したっていうんを証明できるもんがないやないですか。いくら議長がそういうことを言ったって、証明できるもんがなかったら言った言わんの話で終わってしまうんですよ。止めて下さい、あんな弥次は。そういうことをきちっとやっぱりね、住民に分かるように説明をして行かなければ、やはり住民からの信頼は得られませんよ。それをなんぼ言うたってそれを証明することができんのんであれば、言うべきでないと思います。やはりあのう議長の正しい英断を持って議会運営をして頂きたいと思いますんで、お願い致します。

議 長 なああのう何べんも言うようにですね、口頭で私が議員派遣を許可、承認致しました。

9 番 議 員 戎野議員  
 議長が議員派遣を許可したことは今聞きました。そのことと、ほの請願を審議するのにあたって、当事者が自らのことを審議するということでは本来は除斥という制度そのものが失われていくと思いますので、まず審議するんであれば広報委員の5人は除斥するべきだと思いますので、そういう措置をとって頂き

たい。

議長 旅費の支出についてでございますが、先ほども申しましたように現行規定でご説明しますと、議会は予算執行権を有しておりません。現実には議会の予算執行権は議会事務局長を執行部職員として併任し、執行機関の職員としての資格において議会事務局長に執行、予算執行権を委任し処理していることでございます。ですから今回の旅費の支出が不適當なので返還を求めるといふ請求でございますので、議員については除斥の対象とはならないと判断致します。

北山議員

4 番 議員 除斥の趣旨はね、個人個人が経済的利害を得たかどうか、これが一番の問題なんですよ。議長が局長のせいにしてますけどね、その日程をつくったんは委員会じゃないですか。委員会があえて1日議決をした1日で帰ってきたらええものを、あえてそういう不適當なやり方を議長にさせて、そして局長からお金を詐取したというようなかたちになってるじゃないですか。委員個人個人が1万6千円を貰ったんは事実なんですよ。貰ってるんですよ、経済的利害は発生しとうじゃないですか。経済的利害が発生した議員がね、中立的に判断しますやいうたって、できるわけがないやないですか。だから削除と、除斥と、すいません。除斥という制度があるわけなんで、その除斥の制度の趣旨に基づいて、やはり対外的に見て行った人間がまともな判断はできませんよ、当たり前の話じゃないですか。徳新にやって書いとったやないですか、あの委員会は委員長が強行採決を行ったと、行とった人間が強行採決に臨んだと、そう書いてあったやないですか。こんなことを許されることじゃないですよ議長。やっぱりきちっと自治法の117条の趣旨に基づいて除斥をして頂くべきと思います。よろしくお願い致します。

議長 舛田議員

1 番 議員 今、北山議員の発言の中に「詐取」とかいう言葉ありました。これは盗み取ったとかそういうような不適切な判断になると思いますので、撤回をお願いします。

議長 北山議員

4 番 議員 私は訂正するつもりはないです。これ議長もはっきり不適當なかたちで認めたと、その不適當なやり方を助長させたんはその委員会じゃないですか。これ完全に盗ったということになると思いますよ。町民に判断してもうてもええと思いますよ。私は撤回するつもりはないです。

議 長 委員長報告に対してですね、もう質疑はもうこれで打ち切り  
たいと。

（発言するものあり）

これ議論はですね、いつまでもこれ平行線というか、ほん  
でとにかく常任委員会の委員長報告に対しての質疑であります  
が、もう質疑も尽くしたと私はそう判断します。

（「議長」と叫ぶものあり）

もう私がもうほういうて判断しとんやけんよ、口頭にて、ほ  
んで

（発言するものあり）

中川議員

1 2 番 議 員 あのう委員長に質問があります。それはね、10月の13日  
の総務産業建設委員会で、私は委員外でありましたが広報委員  
会の委員長はいつ第2日目の出張の許可を請求したのかという  
ことと、議長がそれに対していつ許可を出したのかと、ほうい  
うこと。ほのいつそういうのがあったのかというのを質問した  
ら、「分からないから後で報告します」というふうに委員長は言  
われた。それ以後、私受け取った覚えがないんですが、それは  
どうなっているのかということをお聞きしたい。

（「小休して下さい」と発言するものあり）

議 長 小休します。

（時に 13時48分）

（小休中）

（時に 13時50分）

議 長 再開します。

何回も私が答弁しておるように、口頭にて派遣ね、

（発言するものあり）

委員長、答えが今即でんようなので、質疑は終わります。

（発言するものあり）

中川議員

1 2 番 議 員 そのね、緊急性ということですか、緊急性があるというこ  
とで1人1万6千円、宿泊費が1万4千円と日当2千円貰るとる  
わけでしょ、本当に緊急性があったのかということ、私はい  
つ委員長が請求してやね、議長が許可したのかということをお  
聞いたんです。これはもう答えてもらわなんなら、緊急性とい  
うのを判断することはでけんのんですね。よろしくお願ひします。

議 長 小休します。

（時に 13時51分）

（小休中）

（時に 13時53分）

議長 再開します。

戎野議員

9 番 議員 委員長に対する質疑ということで、先ほど4点ほどしましたが、未だに回答というか返事がないので、もう1回聞きますね。なぜ広報委員会が総務産業所管の鳥獣、水産振興を付けて勉強会といった場合に、他の総務産業の委員になぜ参加要請をしなかったのかということ为先ほど聞きました。それから監査委員の指摘がございしますが、その指摘が間違っているというならですね、根拠を示して反論すべきで委員会としても反論すべきでなかったのかということと、それと旅行会社からの請求書を見て見ましたら10月8日付の請求書が議会に来ているということは、それ以前に1泊2日のパック旅行で請求を要請をして、まあ購入の申し込みをしているということは、それほどの緊急性があったようなものでなく、最初から1泊2日で10月8日以前に申し込んでいたのであれば、それに対して目的、日程とか必要性を十分出せておけたのではないかということです。もう1つはなぜこの請願に対して視察報告会の開催とか、旅費の実費支給に変更してくれという、そういう請求の具体的なことについて議論をせずに強行採決したのか、その点を聞いたわけですが、未だに返事がないので、再度お聞きして委員長の返事を頂きたいと思えます。

議長 小休します。

（時に 13時55分）

（小休中）

（時に 15時02分）

議長 再開します。

総務産業常任委員長

1 1 番 議員 先ほど戎野議員からの質問に対するお答えを申し上げたいと思えます。まず1点目でございましたが、広報特別委員会に属する総務産業の委員外の委員の参加要請をしたのかということでございますが、当委員会ではそのような議論、質疑は出ておりません。今回の委員長報告にはあげませんでした。2番目の監査委員の指摘についてでございますが、2日目派遣について地方自治法による議会における必要性を認める状況という文章がありますが、ほれが整備されていないという質問でございました。整備されていないという自責に対してでは事実ではござ

いますが、議会として措置をも致しております。3番目急遽決まり、議長に電話でと言っておりますが、これは電話ではございません。事務局で口頭で許可を貰ったと伝えております。議長が必要性を認め許可を出していると報告を受けました。4番目、請願の具体的な請求事由についてでございますが、1番については復命書を提出し、報告会は必要ないと思っております。2番目委員会に対して請願に対しては審議しております。以上でございます。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 最後の方でおっしゃられました報告会の必要性は感じていないと、後、実費支給について請願者からの請求が出ておりましたが、そういう方に実費支給に現実変更して行くという、その点についてはどうでしたか。それから3点目の電話でなく事務局で口頭で確認したというようなことになってますが、これについてそういう1泊2日の日程の旅行会社からの書面によると、緊急性はその時からもうすでに10月8日に、以前にその日程が組まれたということで、緊急性ではなかったというふう

に判断しているのでしょうか。

議 長 委員長  
1 1 番 議 員 答弁さして頂いたとおりでございます。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 こちらに分かりえないので、再度聞いたわけなんで、先ほどの答弁というよりか、きちんとそれに答えて頂きたいと思えます。

議 長 戎野議員、今の委員長のことで何が分からんとおっしゃったん。

9 番 議 員 ・ ・ ・ 電話でしたんで、電話で口頭で伝えたということで、その日程が既に20日も前ではなかったかということで、本来は急きょ決まったとか、そういうもんでなく緊急性があったということではないということでの確認をしたわけなんです。

議 長 委員長  
1 1 番 議 員 この3番目の緊急性の分の先ほど議長に電話でというふうな分の委員会では話は出ておりません。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 出なかったということは、急きょ決まったとかいうそういう問題ではなかったということですね。

議 長 委員長  
1 1 番 議 員 委員会の話しでは緊急性の話しは出てません。

- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 あのう緊急的な問題でそういう話がないということは、そういう口頭でなくても余裕をもって事前に文書でも監査員が指摘しているように、本来事前に文書で整備することができたというふうに判断しとっていいんですね。
- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 これはその総務産業での建設委員会の議事録会議録です。ページ11ページに委員長がですね、このように述べています。議員派遣の件についてはですね、議長からの本会議場での議員派遣についての発言がありました。その中でですね。日時、場所または派遣議員等の変更については、議長に一任する。緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定するような報告がありますと。この件についてはこれで大丈夫だということで、このときに緊急についての話しはあったという記録は残っておりますが、今、委員長がおっしゃられたそういうものはなかったということは間違いということでもいいですね。
- 議 長 小休します。  
 （時に 15時09分）  
 （小休中）  
 （時に 15時14分）
- 議 長 再開します。  
 今の戎野議員のこの緊急性ということですね、今、質疑されて、まああのう必要と、必要性必要ということで私が認めたという、そういうことです。
- 9 番 議 員 戎野議員  
 あのう緊急性があつて一応認めて口頭で応えたというふうな説明かと思えます。それぞれ私が今まで聞いてきた中では、請願者が・・・もですね、町民への説明責任を果たして頂きたいと書かれて、確かおりましたが、やはりひとつひとつのさきほども質問したんですが、十分な審議がなされないまま、説明を省いた状況での採決だったかと思えます。
- 議 長 小休します。  
 （時に 15時16分）  
 （小休中）  
 （時に 15時16分）
- 議 長 再開します。  
 9 番 議 員 緊急性はなかったということで、必要性があったという、その意味合いはちょっと分かりにくいんですが。ただ、はい。

- 議 長 構いませんか、それは議員としてね、議員活動の一環として研修・研究するんはこれ当然のことであると、必要性があるということです。
- もうこれ質疑してもですね、水掛け論というか、取り方いろいろあるんで、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- 北山議員
- 4 番 議 員 今、討論を始めますって言いましたけど、こう何に対して討論するんですか。私が先ほどから何回も言いましたよ、この除斥をせずに
- 議 長 委員長報告に対するの討論です。請願に対する。すいません。
- 4 番 議 員 請願が付託された委員会で、除斥すべき議員を除斥しないで行った議決は瑕疵ある議決ということで違法なんですよ。こういうことからしたら、この委員長報告の結果についてはこれは完全に違法ですよ。先ほどから何回も私言うように、一旦もう一度委員会に差し戻して、きちっと除斥をして採決をすべき、再議決をすべきですよ。これあのう議員必携にもきちっと書いてますよ、そうでなかったら違法の委員長報告をこの質疑でもいろんなことが明らかになったじゃないですか。緊急性はなかった、議長の口頭で行ったんは、これ議長が不適當の対応だったって、議長自身が認めとうやないですか。
- 議 長 これはですね、私のちょっと説明が、ごめんよ、説明がちょっと。
- 4 番 議 員 説明がちょっと何ですか。
- 議 長 不適當なというんはちょっとね、理解がちょっとね。
- 4 番 議 員 はっきりほう言うたやないですか。
- 議 長 ほれは、ほの件に対してはちょっと私のちょっと思い違いで。
- 4 番 議 員 ほいたらなんですか、不適當でなかったらなんですか。
- 議 長 なんですかって、不適當でなかった・・・口頭によって議員派遣は承認したということです。
- 4 番 議 員 口頭でやったことが適當だったということですか。不適當でなかった、適當だったということ。
- 議 長 ええそうです。
- 4 番 議 員 だったらほの口頭でやった資料を出して下さいよと言うた時に、それを示す資料はないんだというはなしじゃないですか。ない資料のないもんが口頭で言うたやいうことは言えんじゃないですか。ほれを証明する資料がないければね、口頭で言いましたって議長が何回言われても、それは事実にはならんので

すよ。事実になるんであればちゃんとそういうんを言うたっていうね、立証をしてみなさいよ。ほれをして初めてああなるほど議長は口頭で言ったんだなあ、ほういうことになるやないですか。口頭で言うたんが適当だったと議長が言うんだったら適当の証明をしてもらわなんだらあかんでしょ。ほれはしてもらわなんだら、野次は止めなあかんでよ。して下さい。

議長 何べんも言うようにですね、口頭にてね、議員派遣は承認、許可を致しました。ほれは法に基づいてしております。

北山議員

4 番 議員 何回も言うようでと言ったってね、何か言ったって同じですよ。ちゃんと法に基づいてやるんであれば、やっぱりちゃんと法律に基づいて立証して下さい。口頭で言ったっていうことを立証してもらわなかったら、言うた言わんの話で、なんら何の法に基づいてやったんですかほな。法に基づいてって、何の法にもとづいてやったん。今あんた言うたやないですか議長。法に基づいてって、はっきり議事録にも載りますよ。法に基づいたんだったら何の法に基づいてやったのか、はっきり説明して下さい。

議長 何べんも言うようにですね、口頭で議員派遣を承認、許可を致しました。

北山議員

4 番 議員 何回言ったって同じですよ。ちゃんと立証してもらわなかったらね、これ住民が出した請願を審議する問題ですよ。住民に対する議会の対応になってくるんですよ。きちっとやっぱりなんぼ時間かけてでも、住民が納得できるようなそういう議論でなければね、住民からの信頼は得られませんよ。何回言うたって一緒ですよ。ちゃんと議長が口頭でやったんだというんであれば、口頭でやったっていう証明をして下さい。それができんのだったら、口頭で言ったとはもう言わないで下さい。いですか。

議長 口頭で言ったことは自分が言うたことです。それ以上、説明どうこう言うても私もですね、出来ないということです。

北山議員

4 番 議員 あのうこんなことは子どもの話しの中でも言いますよ、言うた言わんの話しっていうんは。私が言ったからほれ以上のことは言えません。私がほれを証明できんのだったら、もうちゃんとした知識ある地位にある方なんですから、やはりほの自分の言ったことには責任を持って、ちゃんと言ったっていうんだ



ったら、それを証明してもらわなんだら。ただに言うた言うたではね、子どもの発言と同じになってしまいますよ。ほこをきちっと議長とあるものだったら、証明をして下さい。言うたって言うんであれば。

（「議長」というものあり）

議長

江本議員

ちょっと待って

（「動議」言う声あり）

江本議員

3 番 議員

はい、ただ今、質疑をいろいろ聞いてますけど、同じことの繰り返しで堂々巡りであります。早速質疑打ち切りの動議を提出致します。

議長

岩瀬議員

2 番 議員

動議に賛成します。

議長

小休します。

（時に 15時24分）

（小休中）

（時に 16時01分）

議長

再開します。

ただ今、江本議員から質疑を終了することの動議が提出されました。この動議は一人以上の賛成がありますので、成立しました。

質疑を終了する動議を議題とします。

採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（発言するものあり）

（賛成 0・反対 7）

「起立多数」です。

したがって質疑を終了することの動議は可決されました。

これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

北山議員

4 番 議員

えっと討論に進む前に、討論をするのであればこの議案に対して除斥対象者は除斥して頂きたいと思います。先ほど議長が除斥をしないというような発言があって、その理由に前局長がやったことだというように、前局長に責任を転嫁するような、そういう発言がありました。しかしながらあの当時、私、局長にこの研修の2日目の研修についてどういう内容なんですかつ

- て、前局長に聞いたことがあるんです。その時に、前局長が出してくれた資料っていうのが、中西参議院事務所から
- 議 長 北山議員もう質疑は終了して下さい。
- 4 番 議 員 質疑ではないです。から丸龍先生へというような、そういうようなFAXを見せて頂きました。これ中身はほななんですかって私聞いたら、前局長は「私、全然分かんないんです」と、「私はぜんぜんとおってないんです」というような、そういう発言がありました。除斥の理由として、前局長を理由にして予算を出すんは前局長が出すんだからというような理由にしましたが、そういう理由は当たらないと思います。あの当時の局長っていうんは全くこの2日目の研修については関与してないと、そういう話でしたんで、前局長を理由にはするべきでないと思います。特に先ほども言いましたように、委員個人個人が経済的利害関係を生じているんですから、当然除斥をして討論をして頂きたいと思いますんで、よろしくお願い致します。
- 議 長 議長としてですね、先ほどから何べんも申しておりますように、除斥の必要はないという判断をしております。
- これから討論を行います。
- 北山議員
- 4 番 議 員 そのあのう除斥の理由はないって言うんは再度説明して下さい。これは重要な問題ですよ、住民が提案した事件に対して、利害関係のある議員がこの討論なり採決に関与するっていうことはありえん話です。これをしたら瑕疵あるまた議決になりますよ。委員会と同じ様な、これ違法の議決を議長はあえてしようとするんですか。そこのところはっきりさして下さい。
- 議 長 戎野議員
- 9 番 議 員 これは先ほど総務産業建設常任委員会での質疑があって、その後の討論というふうに今ちょっと確認したいんですが、ほれを受けて本議会でのこの請願の質疑・討論に入りよんですか。今ほの位置をちょっと分かりにくいんで、教えて頂きたいと思います。
- 議 長 これから討論に入ります。請願に対する、報告、請願の報告に対する討論です。請願に対する委員長報告に対する討論。請願に対するです。
- 北山議員
- 4 番 議 員 この除斥をしないんであれば、もう少しきちっと除斥についての説明をして下さい。これ重要な問題ですよ。議長は責任ある立場なんですから、そこら議長の責任において説明をして下

さい。ほらあのう住民も一番関心のあるところなんですよ、こんな違法な議決をするような運営の仕方はだめだと思いますよ。ちゃんと説明して下さい。

議 長 今までも説明をしてあります。口頭による議員派遣、承認をしてあります。私が、議長。除斥の必要はないと、そういうことです。

（「議長」いう声あり）

これから討論を行います。

（「議長」いう声あり）

静かにして下さい。

これから討論を行います。まず原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」いう声あり）

静かにして下さい。

（話すものあり）

委員長報告が不採択である時の討論を順番に原案、賛成者から始めて下さい。

北山議員、静粛に願います。

（「議長」言う声あり）

北山議員、静粛に願います。

（「議長」言う声あり）

北山議員、静粛に願います。

（「議長」言う声あり）

静粛に願います。

北山議員

4 番 議 員 こんなあのう横暴な除斥もしないような違法に突き進むような議会運営、これは断じて許せませんので、私は退場します。

（4番議員 退席）

（拍手するものあり）

議 長 静かにして下さい、傍聴者。

戎野議員

9 番 議 員 討論ということで、賛成・反対、今は賛成ですか、反対ですか。請願に対して賛成でいいんですね。

私は前の先般ですね、議長不信任、それから議運の委員長不信任に対しては、きちんと除斥をして審議をしてっていうふうな取り扱いをしました。今回も当事者であるその広報の委員を含めて自分で自らが自分をさばくようなかたちでの行為は、これやっぱり除斥をしないと議会として違法な行為とみられます

から、

- 議 長 戎野議員  
 9 番 議 員 私はやはり除斥をするべきだと討論を行いたい。  
 議 長 静粛に願います。  
 9 番 議 員 それに対してしないでいいっていう根拠があったらほれを述べて頂きたい。そして私はこの請願に対して賛成という立場であります。これは住民が自分の自らの税金の使われ方に対して説明をして欲しいという請願ですから、これは当たり前のことなので賛成をしたいと思います。
- 議 長 次に原案に反対者の発言を許可します。  
 6 番 議 員 松本議員  
 私は委員会から本会議から何回も繰り返しましたが、理解してくれませんがもう一度言います。地方自治法117条の解釈及び運用の2項では、報酬、費用弁償の等の条例とかその他一般的な事務事項については、たとえそれが直接利害関係にあるとしても、本条には該当しないということでございますので、自治法でもこれは除斥せいでよろしいということでございますので、それを理解して下さいと何べんも言うたけど、彼らは理解して頂けません。よって私はこれに反対します。
- 議 長 次に原案に賛成の発言を許可します。  
 1 2 番 議 員 中川議員  
 私はこの請願に賛成をすると、不採択にしたのは不当であると、そういうことで意見を述べさせていただきます。ひとつは今の除斥の問題であります。緊急であるという証拠もない、また必要性が示すようなそういうものもない。そういう中で1人1万6千円を貰っているということは、町民からすればほら到底納得できない、ちゃんと説明して欲しいと思うのは当然のことです。そのことを請願として議会に出したわけでありあます。そういう点で、やはりほれは議会として誠実に審議をして、で請願者はもちろん町民に対しても報告をきちんとするべきであります。そういう点であまりにもこの請願を不採択にするというのは、不誠実であります。背信行為、もっともう一度委員会に差し戻してやるべきであると、そういう立場からこういう請願を賛成したいと思います。以上。
- 議 長 次に原案に反対者の発言を許可します。  
 1 番 議 員 舛田議員  
 私はこの請願に反対を致します。まず正式な手続きを踏んでいること。また議員として見識を深める、これは当然のことです。

あります。行われた勉強会は各省庁の課長級が出席講義され、まさに行政の中核、生の意見を聞くことができました。先日も同僚議員がその時のA i、I o T等のお話を一般質問にて取り上げ、当局に問題提起をしております。このように町民に不利益になるような旅費ではありませんでした。ご理解頂けるものと信じております。よって私は反対を致します。

議 長 次に原案に賛成者の発言を許可します。  
永本議員

7 番 議 員 私はこの請願に賛成の立場から討論を行います。あまりにもこの議長ですね、もうちょっと冷静にやって頂きたいと思いません。ですから、もう1回委員会に差し戻して、再度最初からやるべき、やり直すべきだと思います。従ってこの請願には賛成を致します。

議 長 次に原案に反対者の発言を許可します。  
向山議員

1 0 番 議 員 私は反対の立場で討論をさせていただきます。今回の研修につきましては、委員長からの報告のあったとおり、議員は研鑽を重ねることは必要である。また議長が議員派遣を認め行ったものでありますので、今回の支払いについては適正な公費の支出であると思っておりますので、この請願の採択には反対致します。

議 長 （「議長」という声あり）  
もうあのう1回しとんで  
（発言するものあり）  
次に原案に、待って下さい。次に原案に賛成の方の  
（発言するものあり）  
静粛にして下さい。  
（発言するものあり）  
それはできません、静粛にして下さい。請願に対する賛成か反対かです。

（発言するものあり）  
中川議員、静粛に願います。  
次に原案に賛成の発言を許可します。  
次に原案に反対の発言を許可します。  
寺下議員

8 番 議 員 私は反対の立場で討論させていただきます。この今、請願の対象となっておりまして27日の出張に関しても、議長が研修の必要性を認め、許可を出されており、その判断のもと旅費等の支払い手続きが行われています。そのことから返還等そういうこと

には該当しないと思いますので、この請願に対しては反対致します。

議長 他に討論ございませんか。

中川議員、静粛に、もうあなた1回しとんで、静粛にしてください。

（発言するものあり）

座ってください、静粛に願います。ルールがあります。

（発言するものあり）

中川議員、その件についてはもうあなたの意見は1回だけで、許可しません。

（発言するものあり）

これから請願第4号「必要性が明確でない公費（旅費）の返還を求める請願」についてを採決します。この請願、必要性が明確でない公費の返還を

（発言するものあり）

（7番議員・9番議員・12番議員、退出）

求める請願に対する委員長報告は不採択です。請願第4号「必要性が明確でない公費（旅費）の返還を求める請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

「起立少数」です。

よって請願第4号は、「必要性が明確でない公費（旅費）の返還を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

小休します。

（時に 16時22分）

（小休中）

（時に 16時24分）

議長 再開します。

日程第14 意見書について

発議第11号「道路財特法による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）」についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。

丸龍議員

11番議員 発議第11号

美波町議会議長 川尻 竹藏 殿

提出者 丸龍 孝敏

賛成者 松本 晋児

江本 昇

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意

見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書（案）

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。

しかしながら、本県における道路の整備水準は、地形的・地質的特性等から依然として全国に比べ大きく立ち遅れている。

また、厳しい財政状況の中、高速交通ネットワークの整備、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災・減災対策、地域の活力の維持・増進等に必要な道路整備のほか、県民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは、真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靱化の実現に大きな影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国におかれては、地方の道路整備を引き続き強力で推進するため、道路関係予算の所要額の確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

美波町議会議長 川尻 竹蔵 殿

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

12番議員 この意見書は道路財特法の延長を求めるとのことですが、一体どれぐらい、いつまで延長を求めらるのでしょうか。

議 長 小休します。  
（時に 16時28分）  
（小休中）  
（時に 16時29分）

議 長 再開します。  
丸龍議員  
1 1 番 議 員 議会運営委員会の時にも町長ならびに建設課長からの説明があつたんですが、何年までの期間延長というのは報告がなかったように思います。これは期限は別に設けてないと思っております。以上です。

議 長 中川議員  
1 2 番 議 員 恒久法にするのは難しいというのは分かるんですけども、ここにね、本県は道路整備が遅れとると、そういう説明があつたと思うんです。それならその道路状況が全国平均並みに追いつくまでとか、そういうこと、特に強く言うてもええんちゃうかいなあと思うんですが、どんなんでしょうか、増やしてくれることには反対はないんですけれども。

議 長 これで、他に質疑ございませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
これから発議第11号「道路財特法による補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書（案）」についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成 11・反対 0）

「起立多数」です。  
よって発議第11号は採択とすることに決定しました。  
北山議員  
4 番 議 員 議長、動議を出します。戎野議員の賛成を得ましたので、議長に対する不信についての動議を出します。  
理由は先ほども言いましたように除斥をせずに採決をした。これは除斥をするべき議員を除斥せずに採決をしたことで、瑕疵ある議決ということになります。先ほどの討論を見ていたが、やはりこの議案に対して反対された議員は全て当事者であります。当事者以外の方は、討論に参加をしておりません。これ自分がやったことを反対するん、これ当たり前の話しやないですか、ということで、そういう運営をされた議長に対する



- 議 長 不信任の動議です。  
小休します。  
（時に 16時32分）  
（小休中）  
（時に 16時36分）
- 議 長 再開します。  
本日の会議の会議時間を議事進行上の都合によって、午後8時まで延長します。ご異議ございませんか。  
「異議なし」と認めます。  
よって、午後8時まで延長することに決定しました。  
小休します。  
（時に 16時36分）  
（小休中）  
（時に 18時41分）
- 議 長 再開します。  
北山議員
- 4 番 議 員 私は先ほど審議された請願4号の審議結果は瑕疵ある議決で違法であるということで、動議を提出致したいと思います。
- 議 長 ただ今、北山議員から請願4号「審議結果に瑕疵がある議決で違法なので再議決をすべき」の動議が提出されました。この動議は一人以上の賛成者がありますので、成立しました。  
本動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決をします。  
本動議は日程に追加し、追加日程第2として議題とすること  
に  
（「議長」という声あり）  
小休します。  
（時に 18時42分）  
（小休中）  
（時に 18時42分）
- 議 長 再開します。  
賛成の方は起立願います。  
（発言するものあり）  
本動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすること  
に賛成の方は起立願います。  
（賛成 0・反対 11）  
（発言するものあり）  
小休します。

（時に 18時43分）

（小休中）

（時に 18時46分）

議 長 再開します。  
「起立少数」です。  
（発言するものあり）  
小休します。

（時に 18時46分）

（小休中）

（時に 18時47分）

議 長 再開します。  
動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは  
否決されました。  
再開します。  
戎野議員  
9 番 議 員 請願4号に関連して発議を出したいと思います。  
発議第14号

平成29年12月13日

美波町議会議長 川尻 竹藏 殿

提出者 美波町議会議員 戎野 博

賛成者 美波町議会議員 北山 朝彦

川尻議長不信任案決議（案）

議員は町民の付託を受け、議会において町民の意向を代弁し  
議会の様子を町民に知らしめるために議論を尽くす努力をして  
います。ところが議長は今回の議決に至っては、除斥措置をと  
らず瑕疵ある議決を進め、住民からの信頼を失墜させた。議事  
運営において議長として議会の代表に不適格であります。よっ  
て美波町会議規則第5条に基づき、川尻議長不信任案決議（案）  
を提出します。

動議をご審議頂きたいと思います。

議 長 小休します。

（時に 18時49分）

（小休中）

（時に 18時50分）

議 長 再開します。  
ただ今、戎野議員から議長不信任の動議が提出されました。  
この動議は一人以上の賛成者がありますので、成立しました。  
本動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに

ついて採決します。

本動議を日程に追加し、追加日程第3として議論することに賛成の方は起立願います。

（賛成 3・反対 8）

「起立少数」です。

議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは否決されました。

小休します。

（時に 18時51分）

（小休中）

（時に 18時51分）

議長

再開します。

発議第12号「教職員の働き方改革を求める意見書（案）」について議題とします。提出者の説明を求めます。

寺下議員

8番議員

発議第12号

美波町議会議長 川尻 竹藏 殿

提出者 寺下 博子

賛成者 向山 篤宏

江本 昇

松本 晋児

岩瀬 公

丸龍 孝敏

#### 教職員の働き方改革を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

意見書案の朗読をさせていただきます。

#### 教職員の働き方改革を求める意見書（案）

授業だけでなく幅広い業務を担っている教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するためには、学校教育現場において、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要である。

文部科学省が公表した教職員の授業及びその準備作業並びに部活動指導等に関する勤務時間調査の「平成28年度教員勤務実態調査（速報値）」によれば、10年前の調査と比較して、教員の勤務時間は増加しているとともに、小学校で33.5%、中学校で57.6%の教員が、いわゆる過労死ラインといわれ

る月80時間以上の超過勤務をしている実態が明らかになった。

また、先日、徳島県教育委員会が実施した公立学校教員の時間外勤務調査結果（速報値）においても、県内中学校で月平均残業時間が83時間36分である現状も出ている。

学校教育現場においては、更なる教育の質の向上や諸課題への対応が求められており、教員の業務負担軽減は、喫緊の課題である。

については、国におかれては、教育環境充実のための教員定数の改善やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの多様な専門スタッフの充実、部活動の土日の活動のあり方、部活動指導員等の配置拡充、事務業務の改善を進めるとともに、これらに係る財源を確保し、教員の働き方改革を実質的かつ着実に推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

美波町議会議長 川尻 竹藏

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官

以上でございます。よろしく願います。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

戒野議員

9 番 議員 先の9月議会で私が徳島県教職員組合の要請に賛同して学校での働き方改革を通じて教職員と子どもの豊かな教育環境づくりを求める要望の意見書を提出致しました。その時に、寺下議員はですね、その意見書の中に教職員をはじめ全ての労働者の時間外勤務の制限の法制化の実現を求めるということに対して、教職員はいいんだけど、全ての労働者は私は反対であると、その旨を述べて討論において不採択への意見を述べました。今回だいたい内容は教員の時間外の制限をしていこう、そのために具体的には書いてありませんが人的配置のことを書いてあります。従って今回この改革を求める意見書は同じ趣旨で教員だけで、あとの他の労働者っていうふうなんについての改善は求めていかないと、そういう同じ趣旨の意思を持っているか、その点をお聞きしたい。そして今回これは私が以前出したんは教職員組合でしたが、どこの団体の趣旨というか、内容で出されているのかも教えて頂けたらと思います。それから働き方改革

で安倍自民党政府が提唱しておりますのは、やはり例外なく全ての労働者を対象としていると、そして特に改革の法案は年休の改正とか、年休の強制取得の制度の設定とか、あと残業規制による上限規制の導入など長時間労働の是正であって、来年の夏の成立を目指しております。この働き方改革において、教員だけを取り立ててするというものではなく、安倍政権は唱えているのは、やはり過労死を生じさせない全ての労働者の上限、時間外の制限をしていこうということがありますが、そういう対応に対してはこの働き方改革と少し自民党案とは違うように思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員

意見書の提出には政府等に対する政策提言に関するものや法案等に関するチェック等の視点に立ったものもあるかと思いますが、私自身は町の公益に関する内容について、国会または関係行政庁に対して行うものだと認識しております。ですので先ほど戎野議員の言われた内容とは提出意図が異なります。美波町の未来を担う子ども達の豊かな人間性をはぐくむための、教育の質の向上を目指すためには、学校教育現場の教職員の職場業務の改善は喫緊の課題であり、対策は急務であると考えております。補導員であったり、母の会であったりユースサポーター等の活動する中で、学校現場にお伺いする機会も多く、その中で教職員の忙しさは常に肌で感じております。このことから教職員が心身ともに健康健全であることはなににおいても必要であり、現況において町の公益に直結しており、教職員に限定特化した具体的な改善提言も入れ、提出させて頂いております。これは本町だけの問題ではなく、全国共通の現状です。その考えから、私自身が考え、本意見書案を提出致しました。どこからも要請されたものではありません。その内容でご判断頂きたいと思っております。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員

具体的に・・・言われておりますが、システムのそういう制度的にどう解決するのか、例えば今その時間外に時間管理をして、きちんと時間外労働を支払おうとさせるのか、そのことを通じて時間外労働を少なくして、過労死ラインを押さえて行こうとしているのか、具体的なものはありません。したがってこの今、実態としてここに書かれている時間外の80時間83時間ですが、こういうことを書かれておるんですが、ここでその今現在行われているいくら残業しても変わらない給特法という

もので、もう一定率しか出さないという。そういうシステムそのものを変えようとする意思はないのか。やはりこの意見書は教職員だけで改善するものでなく、やっぱり働く者の全体が法律で制限をさせていくことによって改善するという姿勢がないとだめだと私は思うんですが、これはなおやはり教職員だけでよいと、すべての労働者を対象とするようなものでないというふうに、それは今なおもって変わらないかお尋ねしておきたいと思います。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 過労死ラインについては、厚労省が労災の認定について規定しておるラインになります。実際その今、戎野議員おっしゃられました、具体的にどういうふうな内容でこれを管理していくとか、決めていくのかと言われましたが、それは私が具体的にここで決めれるものでもありませんし、国に対して国の国策として取り組んで頂きたいという意見で、その内容でこの意見書を作成しております。以上です。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 言いましたように、これは教職員だけを解決して、全ての労働者を対象としないんだと、そういう趣旨は変わらんのですかと聞いたんですが、その点の返答をお願いします。

議 長 寺下議員  
8 番 議 員 教職員の現状に関しては、喫緊の課題であると。少しでも今の現状っていうのを変えていかなければいけないということで、急務であると思っておりますので、限定特化して意見書として出したいと思います。

議 長 戎野議員  
9 番 議 員 それはね、全体をちゃんと労働者をみていかなければいけない。電通の過労死もある、ひとつの例ですけど、医者もそうだし、看護師もそうで、非常に時間外労働を余儀なくされているということで、やはりこれは制度としてそういう時間制限をしていく。それから教職員であれば一定率の時間外でなく、きちんとその時間外を実際に応じたものをタイムカードのようなもので管理して時間外賃金を支払うという、そういうことを制度的にやっていかなければ、まあ気持ちだけというふうになりうることもありえますので、私はそういうことの対応を具体的にやって頂きたいと思います。

議 長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

まずは、原案に反対者の発言を許可します。

戒野議員

9 番 議 員 趣旨は労働者のひとりでも救済できたらええという趣旨では私もあるんですが、やはり教職員だけでこの過労死が解決するわけでないので、全ての労働者を対象とするような制度で求める意見書を出すべきだということで、私はこれの内容が不備ということで反対の立場を取りたいと思います。

議 長 次に原案に賛成の発言を許可します。

丸龍議員

1 1 番 議 員 私はこの意見書に賛成をしたいと思います。この教職者、先ほど提出者の寺下議員がおっしゃったとおり、急を要するという話で、その文言の中でもいわれております。小学校が約34%、中学校が58%との超過勤務があると明らかになっております。この数字は先進国では日本は最長と言われております。教育各地の教育委員会でも働き方改革を考える方策を考えていると報告も受けております。例えばNo部活dayを設けるとか、タイムカードを導入するとか、そういうふうな方策をとっていかれるとも言われております。また精神的疾患で休職をしている現在、先生が3年連続で全国で5千人以上もいらっしゃるといふふうなんも聞きました。そこで私はこの意見書を提出に賛成をしたいと思います。

議 長 次に原案に反対者の発言を許可します。

次にないようですので、次に原案に賛成の発言を許可します。

向山議員

1 0 番 議 員 私はこの意見書案について賛成の立場で討論させていただきます。私自身学校訪問において校長先生からお話を聞く機会があります。大変頑張っておられるという話を聞いております。また授業参観、それからオープンスクール等に参加させて頂いて、教職員の労働の大変さは身を感じております。大変以前の話しにはなりますけども、教員が家庭において学校事務を怠っていたと、また学校書類を帰宅途中に紛失したりという、これはまさにそういった過重労働があるからこういった結果があったんだろうと認識しております。この度、この意見書にあるような結果を見ましても、まさに教職員の先生方のこう労働は非常に厳しいものがある分だろうと思っております。つきましては、この意見書について、私は採択に賛成をしたいと思っております。以上です。

議 長 以上で討論を打ち切ります。

これから、発議第12号「教職員の働き方改革を求める意見書（案）」についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 9・反対 2）

「起立多数」です。

よって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題と致します。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって

小休します。

（時に 19時09分）

（小休中）

（時に 19時10分）

議長 再開します。

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）



「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第17 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました

（「議長」と言うものあり）

小休します。

（時に 19時12分）

（小休中）

（時に 19時12分）

議長

再開します。

失礼しました。特別委員会の

（「議長」と言うものあり）

小休します。

（時に 19時13分）

（小休中）

（時に 19時13分）

議長

再開します。

閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」との声あり）

小休します。

（時に 19時13分）

（小休中）

（時に 19時14分）

議長

再開します。

ご異議ございませんか。

北山議員

4番議員

これ一括にこうやられたんでなんなんですが、私これ委員としてこの医療特別委員会についてちょっとお聞きをしたいんです。これ閉会中の継続審査、これ前回こう委員会が開かれたのが12月の1日です。常に議会の時とか、そういう時に委員会が開催されて、前回の委員会でも資料が配布されずに審議が出

来なかったっていう経緯がありました。また資料は後日配布しますというような、そういう経緯。議長もおいでとったんで十分そこらのあたり十分分かつとうと思います。それから委員会、これ特別委員会っていうんは、この問題に対してい集中審議をする委員会なんです。その集中審議をする委員会の委員の方が一般質問をすると。一般質問するんであれば、その委員会で十分審議を尽くされた方が、そのために委員会を設置しておるんだという、そういう認識がないような感じがするんです。そういうことからすれば、開催も議会の時、議会近辺で開催をされてすると、そして今現在、美波病院も日和佐の医療センターですか、そこらももう開院をされて進んでおる中で、この継続調査、閉会中にわざわざ継続調査をやらなければならないっていうその理由、これはなんなのか、委員長にお聞かせ願いたいと思います。

議長  
3 番 議員

江本議員  
委員の方から指摘を頂きましたが、委員の意見は意見として承っておきます。この特別委員会につきましても、今までいろいろなかたちで事業を、この進捗状況を見ながらやってまいりました。その中でいろいろ思うところがあって、まあ委員とは違う発想であったとは思いますが、これからも問題が起こり得る可能性もあるということで、継続審査の申出書ということで捉えております。そここのところのニュアンス、またとり方の違いもあるかと思いますが、私は副委員長と相談しながら進めてまいっておりますので、今後もそのように進めて行きたいと思っております。またそのうちで資料等が上がってきて、またそれに対する意見等がございましたら、その都度また連絡頂いてやっていくべきと考えております。以上です。

議長  
4 番 議員

北山議員  
今あのう説明をされたんですが、今までの流れとしたら議会の時にやって十分審議が出来る内容だったように思います。そういう中で、委員長はやはり委員全ての代表なんですから、やっぱり委員の意見も当然聞いて頂くべきだと思います。今の説明では副委員長さんと2人ですべて決めていっているというのは少しいかがんもんかなあ。やはり委員会でありますんで、やはり委員長として委員の意見をできるだけこう尊重していってもらいたいと、そのように私は考えます。そういう中で今までの流れとして、継続しなくてもいけるんでないんかなあ。何の問題が起きてくるかも分からんけんとかいうような、そういう発

言もありましたが、そういうことが起こってきた場合は当然またそういうことで委員会で諮ってやればええことで、当然そういうことはできないことではないと思いますよ。今までのこう経緯からすれば、あえて継続調査、やっぱり継続調査をするということだったら、ある程度何をこうやるかっていうことを具体的にやっぱり出してもらわなければ、なんか必要性を感じないんですね。そこらのところもう少しこう具体的にお聞かせを願いたいと思います。

議 長 江本議員  
3 番 議 員 この閉会中の継続調査ということでございますので、何が起きて調査できるというかたちのことと私は理解しておりますので、まあ委員さんの意見は意見として私は受け取っておきますが、議会の中で皆さんの議員さんの意見の中でこういうふうなかたちの申出書っていうことを審議頂いておりますので、委員さんの判断にお任せしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 議員の意見、議員の意見で言われましたが、やはり委員長たるもんは、委員の意見をやっぱり尊重して頂けるべきだと思いますんで、今後どんなんですか、委員の意見は尊重して頂けるんですか、そのこのところはっきりして下さい。

議 長 江本議員、もうほれで。  
江本議員、これで打ち切る  
3 番 議 員 委員も議員も同じ立場でおると思っておりますので、別に区別をする必要ないと思っておりますので、また要望があれば言っ頂ければ十分対応ができると思っております。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 議員も委員も同じ立場って、委員長はこの特別委員会の長ですよ。委員と議員とは全然立場違うじゃないですか。委員は議員から、委員は議員から付託をされとんですよ。

議 長 北山議員  
4 番 議 員 今後どんなんですか、委員の意見、尊重して頂けるんですか。  
議 長 再開します。

したがって委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

町長

（発言するものあり）

ちょっと待って。

それではただ今の閉会中の調査について、北山議員から医療特別委員会の件についてであります。継続調査とすることに異議があるということで、お諮りします。

本案は原案のとおり、申出のとおり  
小休します。

（時に 19時23分）

（小休中）

（時に 19時24分）

議 長 委員長からの申出につきまして採決を致します。  
北山議員

4 番 議 員 私は反対の立場で討論をしたいと思います。

今までやはりこの特別委員会、議会の時に開催して頂いて充分の内容だったと思います。今までこの特別委員会、私、委員で参加して本当に調査したなっていうような実感はまったくありませんのんで、別に継続審査、こういうことを継続調査をするんだということあんまり私聞かされていませんのんで、そのところはっきりさして頂くまでは、別に会期中に委員会を開催して頂いて結構と思いますので、継続調査については反対致します。

議 長 採決をします。

委員長からの、本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

小休します。

（時に 19時25分）

（小休中）

（時に 19時25分）

議 長 再開します。

町長

町 長 度々で申し訳ございません。先ほど提案理由の説明の時に一字変えて頂きましたけれども、その時に永本議員さんの方から名前の中で死亡されている方の名前が入っていたと記憶するっていうようなことがありましたので、私が休みの時間に確認したところ、ページ11ページの中で西河内の田々川で石田豊さんっていう名前が出てきます。この方は平成24年5月にお亡くなりになっておりますので、この中から「豊」っていう字を削除して頂いて、石田宅裏というふうにさせて頂きたいと思いますので、訂正のほどよろしくお願いを致します。以上でござ

- います。
- 議 長 北山議員  
再開します。
- 4 番 議 員 さっきの特別委員会、私は医療特別委員会だけを反対討論したわけなんで、後の2つ3つの他の特別委員会については、全く反対ではないです。ほういうことで了解して頂けます。別々にやっとなですか。
- 議 長 そういうことで、こんで私も医療特別委員会・・・
- 4 番 議 員 別々にやったっていう判断でいいんですか。どんなんですか、なんかしてないような気がする。
- 議 長 医療特別委員会は別です。  
小休します。  
(時に 19時27分)  
(小休中)  
(時に 19時28分)
- 議 長 再開します。  
もう一度確認します。  
医療特別委員会の継続調査に対して、北山議員は反対と。後の委員会は賛成と、特別委員会賛成ということやね。
- 以上で本日の日程は終了しました。  
お諮りします。  
本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で散会したいと思います。ご異議ございませんか。  
「異議なし」と認めます。  
本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。平成29年美波町議会第4回定例会を閉会します。  
お疲れでした。  
(時に 19時30分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 30 年 3 月 12 日

美波町議会議長

川尻竹藏

議会議員

中川尚毅

議会議員

舛田邦人